校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

令和８年度
（2026年度）

決 算 常 任 委 員 会
健康福祉分科会記録

会議日　10月15日（木）

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○日　　時

令和８年（2026年）10月15日（木）

開会　　午前10時　　閉会　　午後５時41分

○場　　所

全員協議会室

○出席委員

委員長	藤木栄亮	副委員長	中西勇太
委員	五十川有香	委員	村口久美子
委員	柿原真生	委員	清水亮佑
委員	矢野伸一郎		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

副市長　春藤尚久

［児童部］

部長	道場久明	理事(子育て支援センター担当)	岡田貴樹
次長	岡田耕一郎	保育幼稚園室参事	安井基樹
こども発達支援センター参事	宮下昌也	子育て政策室主幹	藤井美佐紀
子育て政策室主幹	荒尾春奈	保育幼稚園室主幹	中村祥之
保育幼稚園室主幹	細川裕基	保育幼稚園室主幹	山口むつみ
保育幼稚園室主幹	真殿麻由香	すこやか親子室主幹	柏原令子
こども発達支援センター主幹	宮本成貴	子育て政策室主査	井上博登
保育幼稚園室主査	大槻仁	保育幼稚園室主任	三井祐摩

［福祉部］

部長	梅森徳晃	次長	田畑茂洋
生活福祉室長	門田俊雄	福祉指導監査室長	安宅千枝
高齢福祉室長	竹本和倫	障がい福祉室長	吉村恵
福祉総務室参事	井手本治夫	生活福祉室参事	伊東かおり
高齢福祉室参事	下村知生	高齢福祉室参事	濱本利美
高齢福祉室参事	井上孝昭	障がい福祉室参事	平井圭介
障がい福祉室参事	宮川公平	障がい福祉室参事	平井倫子

生活福祉室主幹	野田真也	生活福祉室主幹	宮﨑正隆
高齢福祉室主幹	外山雄一郎	高齢福祉室主幹	齊藤京子
障がい福祉室主幹	山田卓生	障がい福祉室主幹	十川勇志
障がい福祉室主幹	清家裕子	障がい福祉室主幹	三枝良嗣
障がい福祉室主幹	川島奈津美	福祉総務室主査	河合哲平
高齢福祉室主査	吉賀旭永	障がい福祉室主査	中岡伸之

［健康医療部］

部長	今峰みちの	保健所長	松林恵介
次長	中村忠司	総括参事	林美紀
地域保健課長	坂原秀昭	健康まちづくり室参事	村山竜一
保健医療総務室参事	村山靖子	参事	紙谷昌明
健康まちづくり室主幹	宮部竹司	健康まちづくり室主幹	大塚哲央
成人保健課主幹	前田知穂	国民健康保険課主幹	永井崇弘
国民健康保険課主幹	藤岡和也	国民健康保険課主幹	松本泰成
地域保健課主幹	荒木有佳子	成人保健課主査	大道祐子
成人保健課主査	山本和子	国民健康保険課主査	桑原直人
地域保健課主査	平山友啓	地域保健課主査	東淳子
成人保健課主任	鈴木里奈		

○議会事務局出席職員

主幹	森岡伸夫	主査	今井理香子
主任	藤井勇気		

○付議事件

認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
（健康福祉分科会分担分）

認定第２号　令和７年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第６号　令和７年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第８号　令和７年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について

認定第９号　令和７年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　令和７年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ついて

（署名又は押印）委員長

（午前10時　開会）

○藤木栄亮委員長　ただいまから、決算常任委員会健康福祉分科会を開会し、本日の会議を開きます。

――――――――――――――○――――――――――――――

○藤木栄亮委員長　初めに、本分科会に分担されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位（案）のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ありませんので、そのように進めることにします。

なお、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することにします。

また、要求資料の目次の欄に、要求委員名を記載してもらっておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

――――――――――――――○――――――――――――――

○藤木栄亮委員長　認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康医療部所管分、認定第２号　令和７年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第６号　令和７年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第８号　令和７年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○清水亮佑委員　まず最初に、国民健康保険の保健事業による生活習慣病予防の成果についてお伺いします。

国保の保健事業についてなんですけれども、特定健康診査の受診率向上や糖尿病等の生活習慣病の重症化予防事業によって、医療費適正化にどのような具体的な成果が出ているのか、教えてください。

○鈴木里奈成人保健課主任　現在、実施している保健事業の中には、生活習慣病を早期に発見し、重症化を防ぐために医療機関未受診者や治療中断者に受診を促すため、一時的に医療費が増加する者も含まれていることから、国保全体の医療費削減効果の分析を毎年度行うことは難しいと考えております。

○清水亮佑委員　見つけるのは多分難しいかなとは思うんですけれども、最近、若年性の糖尿病であったりとか、そういったところを考えたときに、今、もう小学生とかでもちらほら発症しているというのをよく聞いたりとかするので、難しいかもしれないんですけれども、本人の意識の部分もあると思いますし、20代前半で発症したらもう一生付き合っていく病気とかも多分出てくると思うので、そういったところも含めて広報の部分とかはどういうふうに考えているか教えてください。

○前田知穂成人保健課主幹　毎年度の金額としての実際の医療費削減効果というところの評価は、成人保健課としては難しいと考えておるんですが、国保の保健指導になられた個人の方々の変化を見ておりますと、例えば適切な受診や薬も重複多剤で非常に重複されていた方が少し改善したりだとか、生活習慣の改善に至ったりというところで、長い目で見たときに、健康寿命を促進するような一定の効果があると考えております。

○清水亮佑委員　じゃあ、引き続きお願いします。

次に、成人保健事業における各種健康診査の受診率アップに向けた取組についてお伺いします。

がん検診などの各種検診について、受診率をさらに引き上げるため、どのようなターゲット別受診勧奨や受診しやすい環境づくりを行っているのか教えてください。

○山本和子成人保健課主査　効果的な勧奨を実施するために、がん検診の対象年齢になられる方や子宮がん検診を積極的に受けていただきたい若い世代、過去にがん検診の受診歴がある方などをターゲットに絞り、個別受診勧奨を行っております。また、誕生日にＬＩＮＥセグメント配信を行うなど、ＳＮＳを活用した受診勧奨も行っております。

就労世代などの方に対しましては、受診しやすい環境といたしまして、市内の協力医療機関での個別検診で受診することができますので、夕方や夜診、土曜日なども受診していただくことができます。

○清水亮佑委員　これなんですけど、ちょっと気になっていたのが、ＬＩＮＥで来たりとかもちろんするし、意識はするんですよ、結構。市民さん、僕もそ

うなんですけど、あっこんなのやってんねや、あんなんやってんねやというのがすごい分かるんですけど、それを予約するとかというところにすごいハードルがあって、どういうふうにしていいのか。その制度をつくっている側やから、これは何となく分かるよねとかというのは分かるんですけれども、その予約方法であったりとかというのがちょっと分かりにくかったりとかするから、その受診率が大幅に上がったりとか、大幅に上がるものじゃないとは思うんですけど、そういったところをもうちょっと工夫してもらえたら変わるのかなとも思いますんで、意見として言わせてもらいます。

次に、予防接種事業における接種率の推移と未接種者へのアプローチについてお伺いします。

予防接種事業についてなんですけど、定期・任意予防接種事業について、ワクチンの接種率の推移はどのようになっているのか、また、未接種の方に対して、正確な情報提供とか、働きかけなどはどのように行われているのか教えてください。

○東　淳子地域保健課主査　まず、定期接種の接種率の推移についてお答えさせていただきます。

主に乳幼児を対象としたＡ類定期接種については、おおむね９割の接種率を目指し、現在のところ、９割を超えて推移しているのがほとんどでございます。

高齢者を対象としたＢ類定期接種につきましては、インフルエンザが大体５割以上で、コロナは令和６年度から開始になっていますけれども、約30％弱から昨年度は約15％程度、肺炎球菌ワクチンにつきましては35から40％、帯状疱疹ワクチンにつきましては、昨年度開始になっておりますが、約30％という接種率になっております。

Ａ類につきましては接種努力義務がございますので、こちらのほうからも接種率が９割を超えない、比較的ちょっとまだ低めかなという日本脳炎の２期や２種混合ワクチン、ＨＰＶワクチンについて個別案内での再勧奨等を行っております。

また、情報提供と接種勧奨につきましては、先ほど申し上げたように、未接種の方につきましては個別案内を行っておりますが、そのほかにも教育委員会と連携して未接種の案内を行うことや、あとホームページに正確な情報とか、厚生労働省の情報などをリンクさせて啓発に努めているところでございます。

すみません、一つ訂正で、Ａ類の予防接種の接種勧奨について、個別案内を行っているのはＭＲ２期も行っております。１期につきましても未接種者に対して勧奨を行っているところでございます。

○清水亮佑委員　ワクチン接種というのは基本的に絶対全員が受けなあかんものとは別として、あえて打っていない人もいるかなとは思うんで、それに対してずっと受けろ、受けろ、受けろという案内をし続けるというのはちょっと違うのかなとも思います。あと、それをする労働の時間ももったいないかなと思うんで、一定御本人さんたちの意思確認した上で、もう絶対に打ちません、案内は要りませんみたいな方がいるんやったら、もうそれはそれでいいのかなとも思っているので。ずっとやり続けることも大切なのかなとは思うんですけれども、そこが、じゃあ果たして市民さんが求めているのであったりとかという、やっぱりずっと受けろ、受けろと言われるとしんどくなる方も出てくるのかなとも思うし、市から連絡が来るのはなかなかどきどきするものでもあると思うんで、ただ、保育園とかに通うに当たって、最低限受けなあかんものとかというのはあると思うんで、そこら辺をちょっと履き違えないように進めてもらえたらなと思うのでお願いします。

次に、休日急病診療所における医師、医療スタッフの確保と受診の状況についてお伺いします。

休日、夜間の医師や看護師などの医療スタッフの確保状況について支障はないのか、また、受診者数の傾向や軽症者の受診抑制に対する啓発をどのように行っているのか教えてください。

○村山竜一健康まちづくり室参事　まず、スタッフの確保に支障はないのかという点でございますけれども、現在、診療事業につきましては、三師会に委託しておりまして、そちらのほうで確保しているわけでございますけれども、支障なく運営のほうはできております。

２点目ですけれども、受診者数の動向ということでございますけれども、お手元に、吹田市新公会計

制度財務諸表というのがございましたら280ページをお願いしたいと思います。

受診者数の動向なんですけれども、ここに数字のほうが載っておりまして、申し上げますと、令和７年度は5,184名、令和６年度は7,125名、令和５年度は8,195名となっておりまして、令和５年度の8,000名から令和７年度にかけて、毎年ちょっとずつ、1,000人程度ずつは減少しております。

この動向につきましては、インフルエンザ感染症の数に大分左右されておりまして、令和５年度は5,245人のインフルエンザの受診がありました。令和７年度は2,948人と丸々インフルエンザの患者数の動向に比例して受診者数が動いている状況でございます。今年度につきましても９月以降、若干の伸びが出ているところでございます。

続きまして、軽症者の受診抑制に対する啓発ということでございますけれども、救急車レベルの急患等は当一次医療機関での受入れ対象とはなっていないので、速やかに二次救急へのアナウンスを行っております。また、全く当日受診が必要がないような、翌日受診でも構わないような問合せ等があった場合には、またそのような旨をお伝えしたりして、看護師のほうが対応しているところでございますけれども、必要な医療の提供ということでいいますと、適切に案内のほうはできているものかと思います。

○清水亮佑委員　めっちゃ言ってくれたんですけど、僕、動向じゃなくて傾向をちょっと聞きたかったんで、また何かあったときに教えてください。どういったものが多いのかとかという、人数は多分見たら分かるので、その人数の中で、例えば子供のけがが多いのかとか、インフルエンザが多いのかとか、ノロ、食中毒が多いのかとか、そういったところをお伺いできたらなと思うので、また後日でいいのでよろしくお願いします。

一回置きます。

○村口久美子委員　資料の作成ありがとうございました。健康医療部の32ページ、手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例について取り組んだ事業の一覧で資料を作成いただきました。

手話言語等促進条例の取組の進捗状況及び今後の取組ということで、2025年の３月に障がい福祉室が文書をまとめておられて、そこの課題として、健康医療部に関するところで言えば、市民病院の手話通訳の配置ということで課題が挙げられています。病院を受診しても専門的な用語が使える手話通訳が配置されている医療機関が少ないということであったりといういろんな声が出されている中で、今後の方向性として、この健康まちづくり室が市民病院と協議をしていくということが書かれているんですけれども、この間、市民病院とどんな協議をしてきたのか教えてください。

○宮部竹司健康まちづくり室主幹　手話通訳の配置につきましては、諸団体様との協議情報というのを適宜市民病院と共有するとともに、最新の、例えばスマートフォンを使った手話通訳ですとか、ＡＩを使った手話通訳というところの動向も踏まえた上で、どういった在り方ができるのかというところを協議してまいりました。

○村口久美子委員　全国でも市民病院、公立病院に手話通訳が配置されている病院というのは一定数あって、大阪府下でも複数配置しているところがあるんですけれども、そういったところは、聞き取りとか、調査とかはされているんでしょうか。

○宮部竹司健康まちづくり室主幹　近隣市におきまして、そういった状況があるというところで、いろいろな情報収集というのはさせていただいておるところでございます。

○村口久美子委員　一番大変なのは、手話通訳者の方の確保、配置だと思うんですけれども、それについて、配置をしている市ではどういうふうに確保して、配置しているのかとか、その辺りは検討、調査されたこととかありますか。

○宮部竹司健康まちづくり室主幹　具体的な配置の確保の仕方につきましては、なかなかまだ情報を仕入れているところではないんですけども、市民病院からお聞きしておりますのは、なかなかそういったところで確保しようと思いましても、24時間体制というところの確保が難しいといったところはお聞きしているところでございます。

○村口久美子委員　24時間体制は難しいということで、

大阪府下で配置されているところも、24時間体制でやられているところはなかなかなかったり、時間外、休日は派遣でというところもあったりとか、平日の日中の時間帯に配置しているところがあったりとか、様々だと思うので、できる形というのを協議していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、国民健康保険の人間ドックについて質問させていただきます。

オープンデータで、国保人間ドック等助成金交付実績、５年間のデータがあるんですけれども、この５年間で見ると、吹田市の健診件数が大きく増えてきているという数になっているんですけれども、ここはどういうふうに評価されているのかお聞かせください。

○大道祐子成人保健課主査　増加している原因につきましては、がん検診なども一緒にできる利便性があることによって増加していると考えております。

○村口久美子委員　近隣他市、北摂７市なんかを見てみると、その中で、大分桁違いに多い市なんかがあって、あれっというふうに思ったんですけれども、その辺りの要因とか、評価についてお聞かせいただけますか。

○大道祐子成人保健課主査　当該年度に特定健康診査を受診している場合は、人間ドックの助成は受けられません。

また、特定健診の受診率の算出は、特定健診の受診結果に加え、人間ドックの受診結果をシステムに入力することで決定されます。

最新の令和６年度の法定報告によりますと、北摂７市の中で、吹田市の特定健康診査受診率は42.6％と最も高い数字となっております。

そのため本市といたしましては、人間ドック単体の件数で評価するのではなく、人間ドックの件数を含めた特定健診の受診率で評価しており、他市と比べても低い数値となっていないと認識しております。

○村口久美子委員　人間ドックを受けたら特定健診とのデータで共有をされると、またそれが生かされて生活指導の指導にもつながるという形を採用されているということで理解いたしました。

それで、国保の剰余金というのがこの間すごく、急速に増えていると思うんです。11億円余りというふうになっていると認識をしているんですけれども、この国保事業を充実させるために、国保の剰余金を使うということは可能なんでしょうか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹　市町村とかが保有しております剰余金であるとかというのは、活用方針につきましては、大阪府の国民健康保険運営方針の中で一定条件が定められておりまして、活用できるものといたしましては、保険料の収納不足があった場合の大阪府に納める事業費納付金への充当であるだとか、府内の共通基準を上回る保健事業を実施するためだとか、一定活用できる要件が定められております。

○村口久美子委員　一定国保の人間ドックであるとか、健診事業を充実させることにも使えるというふうに理解して大丈夫でしょうか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹　保健事業を実施するためにということで活用は可能とはあるんですけれども、ただ、市町村の国保特会の収支等で赤字となった場合におけるその補塡のための剰余金というのも一定確保しておかないといけないという観点もございますので、その活用方法についての検討は慎重に行う必要があるかと考えております。

○村口久美子委員　剰余金は今11億円余りあるということで、本来なら単年度に徴収した保険料は還元をしていくということが肝要だと思うんですけれども、その予防医療の考えを吹田市は大事にされているというふうには思っています。健康の促進と医療費の抑制ということも含めて、政策として、国保事業としての人間ドックであるとか、健診事業であるということは、これからさらに充実をさせていくという方向で検討もしていただきたいと、これは要望でお伝えをしておきます。

続いて、2025年度に新たに開始した脳ドックと慢性腎臓病（ＣＫＤ）についてちょっと御説明ください。

○鈴木里奈成人保健課主任　まずはＣＫＤ（慢性腎臓病）重症化予防事業の説明をさせてもらいます。

40歳から74歳の国保健康診査受診者のうち、特定

保健指導の対象外で、健診結果より慢性腎臓病の重症化リスクが高い者へ腎不全への進行を防ぎ、透析導入者の減少を図るため、受診勧奨リーフレットを送付し、受診状況の確認を実施しています。受診者には継続受診を促し、未受診者には受診勧奨を行っている事業でございます。

○大道祐子成人保健課主査　脳ドックの事業について御説明させていただきます。

脳ドックの助成事業につきましては、対象者が40歳から74歳の方を対象に、脳ドックを受けられた際、ＭＲＩとＭＲＡの結果をお持ちになった方につきましては、２万4,000円を上限に補助するものになります。

○村口久美子委員　脳ドックについては国保の統一化の中で他市も実施をしているからというふうにお聞きをしているんですけれども、ＣＫＤのほうは、毎年新規に透析になられる方という数の統計は取られていると思うんですけれども、これから、ＣＫＤを吹田市でも始めたことによっての効果検証というのは、どういう形でしていくのか教えてください。

○鈴木里奈成人保健課主任　ＣＫＤの事業の評価としまして、単年では保健師及び管理栄養士が電話や訪問で受診状況を確認し、令和７年度は50.8％の方がＣＫＤとしての医療機関を受診しておられました。その中には、リーフレットを見て受診された方や保健指導後に受診された方もおられました。

令和７年度から開始した事業ですので、定期的に事業評価を実施し、事業の見直しや効果的な事業運営について検討していきたいと思っています。

○前田知穂成人保健課主幹　今、担当が申し上げました単年の評価に加えまして、こちら、吹田市のほうのデータヘルス計画においても、新規の透析患者数を本事業のアウトカムとして評価していく予定になっておりますので、単年の受診勧奨の効果というところと、長い目で見たデータヘルス計画における透析患者数の推移というところを併せて評価してまいりたいと思っております。

○村口久美子委員　一旦置きます。

○五十川有香委員　資料ありがとうございます。

まず、健都イノベーションパーク利用事業に係る摂津市とのやり取りを頂きました。この要求資料の20ページですね、読ませてもらっていたら、６月25日に事業見直しの要請が摂津市長から吹田市長宛てにありました。その中の文章で、これまでもＥメール、電話、面談ほか意見してまいりましたというのがありますが、具体的にどのようなことをやり取りされてきたのかお答えください。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　摂津市からは、Ｅメール等で健都のコンセプトに合った施設としていただきたい旨の要請を頂いていたものと、もう１点、住民への丁寧な説明を求められていたものでございます。

○五十川有香委員　それがメールとか電話とかでもあったということですね。

次に行きます。また、この要請に対して、要は回答がないんですね、文書で。一覧表では資料４番に、本市の見解は資料７番、資料10番で事業説明等で説明していると書いていますけれども、この要請に対して、それであっても９月ですよね、７番であっても。それで10番なんかは半年以上あった２月で本市の見解を述べたと、この資料上書かれていますが、実際、市長名で文書に回答や見解を示すということをされていない理由をお答えください。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　文書回答を行わないことを本市として意思決定をしたものではございませんが、関係機関の説明状況であったり、事業の進捗等を踏まえた回答のタイミングを模索している中で、その間で資料にも記載の関係機関への説明のタイミング等もございまして、必要な説明等が一定行えていたこと、また、本市の基本見解はその前段の文書でも御説明できていたこと、そしてその期間、摂津市側から文書での回答を改めて求める旨の意見等はなかったこと、これらを踏まえまして文書での回答には最終的に至らなかったものでございます。

○五十川有香委員　反対の意思がなかったからみたいな、そんな理由とちょっと似ているなというふうに今御説明を聞いて思いました。

一方で、この２月16日の３者面談の後に、最終的に11番、３月６日に文書で摂津市長宛てに吹田市長名で文書を出されています。ましてや、これを送ら

れている時期が３月の吹田市議会の本会議とか、委員会が開かれている同僚議員が質問していた最中の時期だったんですけれども、その理由をお答えください。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　当該文書につきましては、２月16日に開催されました両市の市長と地元自治会との３者会議におきまして、参加者より整備施設が当該地区の建築物の制限に関する条例に抵触するのではないかといった御意見等があったことを踏まえまして、その際、住民の方へは一定の回答を行っておりますものの、事業者への開発協議等が円滑にその後進行されるよう、本市としてより詳細な見解を、同会議の出席者であり、建築可否の判断主体である摂津市に対して文書により行ったものでございます。

○五十川有香委員　御答弁からもこれまでの特に摂津市さんから、そういった疑義があって正式に回答してほしいということがなくても、吹田市の主張したいことだったり、そういったことを都合がいいように記録を残されているなということが分かります。これが果たして誠実に対応してきたかということは甚だ疑問で改めて遺憾です。

その中で、同じ中学校給食センターで、財務諸表やと266、267ページです。

公募プロポーザルが行われました。まず、基本的ですけれども、この当該事業のプロポーザル方式の実施に当たっては、吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインがあるかと思いますが、それに沿って募集要項や選定委員会などが決められたという認識でよろしいでしょうか。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　委員お見込みのとおりです。

○五十川有香委員　その財務諸表では外部有識者の報酬額ということで書かれていますけれども、選定委員が結果的に市の職員のみになったということは疑問です。ガイドラインを読んでも、職員にしなければいけないというような書き方はなかったので、外部の方を選定委員会の外部有識者ではなくて、委員会の委員にすることも十分可能ではあったかなと思いますが、されなかった理由をお答えください。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　健都イノベーションパーク利用事業としての事業者選定等の手続につきましては、これまでも複数回実施をしておりまして、今回、これまでにつきましても外部有識者として関係機関から御意見を頂いておりまして、その点についても特段の御意見等がなかったことも踏まえまして、例年どおり、また、プロポーザルガイドラインとの整合性に関してもそごがないことを踏まえまして、今回のような対応となった次第でございます。

○五十川有香委員　その言っておられる外部有識者というのは具体的にどなたなのでしょうか。また、本市とこの当該事業等とどのような関係を持つ方ですか。何名でどういった方か、お答えください。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　外部有識者としましては計６名に御協力いただいておりまして、それぞれの識見で御説明をさせていただきますと、公認会計士が１名、また、研究開発の知見を有する者として国立循環器病研究センター職員が１名、近隣自治体、関連自治体としまして、大阪府、摂津市から各１名、そして大学教授としまして、医療クラスターの形成等に関する識見を有する方１名と、今回は給食調理に係る事業がございましたので、衛生であったり、食品の提供等に関する知見を有する有識者１名に御協力をいただきました。

○五十川有香委員　ガイドラインを見ますと、対象事業、学識経験ですね、いわゆるここに書かれているメンバーだということをおっしゃっていましたが、その中でも対象業務との直接の利害関係がなく、中立、公平な立場から客観的な意見を述べるということが非常に重要だと思うんですが、今の御答弁であれば、少なからずとも国循さんなり、摂津市さん、大阪府さんは関係がかなりあるかと思うんですね。その点はいかがですか。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　国循様であったり、大阪府様につきましては、この事業と深い関係性はありますが、それはすなわちこの事業に対してより深い理解の下、的確な意見を頂けるというふうに認識をしております。

また、両機関につきましては、国立の研究開発法

人と地方公共団体ということで、利害に関して一定、公正、公平、中立な立場から意見を言っていただけるものとして、今回の選定に当たっては問題がなかったものと認識をしております。

○五十川有香委員　選定委員の構成を教えてください、部名も、委員長がどなたかも教えてください。

　では、その選定委員については後で聞きます。時間の関係もあるんで、ちょっとほかの方の質問に行きますね。

　国保の件になります。国保のオープンデータなどを見せてもらっています。その中で収入未済、不納欠損の状況について、収入未済は減っていますけど不納欠損が増加しています。収納率を上げるための滞納整理の状況についてお答えください。

○松本泰成国民健康保険課主幹　収納率を上げるための取組といたしましては、まず、滞納解消に向けた納付指導、催告、滞納処分。まず納付できない理由や生活状況を詳しく聞き取り、丁寧に指導を行い、あと減免基準に合致する者への減免の案内とか、所得の申告がない者への簡易申告書提出の案内とか、そのようなことを行っております。

　あと一斉催告書、こちらを令和７年度は年３回送付いたしまして、こちらにもちょっと指定期限までにやむを得ず納付できない理由があるときは御連絡くださいと記載をしております。それでもどうしても納付につながらない、放置となった分につきましては滞納処分を行うこともございます。

○五十川有香委員　次です。同じく国保で、保険者努力支援制度において事業に取り組んだ成果に関する還元策の状況ですね、歳入に現れてくると思いますけれども、これらの状況をお答えください。

○藤岡和也国民健康保険課主幹　保険者努力支援制度ですけれども、こちらのほうにつきましては、保険者における医療費の適正化や予防・健康づくり、保険料の収納対策などの取組への指標が定められておりまして、その取組状況によって加点がされ、獲得点数に応じて国から交付金が受けられるものでありまして、歳入のほうにつきましては、大阪府からの特別交付金という形で受けてはおるんですけれども、その中での指標で健診の受診率であるだとか、医療費の適正化、そういったもので基準を達成すると獲得点数が増え、交付金の獲得、拡大につながりまして、今、大阪府と市町村の代表市町村で構成する広域化調整会議においても、その獲得、拡大によって得た交付金の一定割合を保険料の抑制財源に使うかどうか、そういったところも踏まえて今検討をしている状況でございます。

○五十川有香委員　その金額を教えていただきたいのと、あと保険料の抑制に充てるにはどのような意思決定のプロセスが必要になるのか。今現状充てるように検討するとおっしゃっていましたが、吹田市だけでの判断はできないと思いますが、そのプロセスと金額をお答えください。

○藤岡和也国民健康保険課主幹　保険者努力支援制度の市町村が受ける取組評価分につきましては、令和７年度では１億644万円になっております。

　その活用方法のプロセスにつきましては、大阪府と代表市町村等で構成する広域化調整会議や各種ワーキンググループ等において、府内の市町村の合意形成等を図りまして、獲得した交付金のうち、一定割合を投入するかどうかというところを検討しております。

○五十川有香委員　本市独自では判断が難しいということが分かりました。

　次に行きます。行政経営部からいただいている資料からですけれども、一般会計の各室課別歳出というところを見せてもらったら、国民健康保険課が年々上がっております。その理由をお答えください。

○紙谷昌明健康医療部参事　国民健康保険課のその事業費のほうが年々上がっている状況についてなんですけども、後期高齢者医療制度のほうで、この間、令和４年から６年度にかけてもそうですけども、団塊の世代が75歳を迎えるに当たり、被保険者数のほうが年々増加している状況です。それに伴いまして、市のほうで医療給付にかかる費用なんですけども、公費５割のうちの６分の１を市が負担している状況で、その医療費にかかる費用が年々増加している状況がございます。それがこの事業費の増加に現れているものです。

○五十川有香委員　併せて後期高齢者医療特別会計も

赤字だったと、令和７年度はと書かれていました。これらは先ほどの理由も踏まえると、今後も続くという認識なのでしょうか。

○林　美紀健康医療部総括参事　先ほど担当のほうからも御答弁させていただいたとおり、後期高齢者の被保険者数は、今後も同様の傾向が続くと見込まれておりますので、今後も予算的にも同様の傾向が継続するというふうに考えております。

○五十川有香委員　分かりました。

次に行きます。中核市の資料を頂いています。また、併せてですけれども、中核市になったんだけれども、行政経営部から出ている８ページの年度別の職員数の資料見ましたら、健康医療部の職員が減っています。それについてなぜかということと、あとまた資料を頂いたらほとんどが市費で会計年度の職員さんの経費となっているんですけれども、権限移譲されて、市の独自性というのはどのように表れていると評価しているか、２点お願いします。

○村山靖子保健医療総務室参事　まず、職員の人数についてお答えしたいと思います。

中核市移行の令和２年度から踏まえまして職員の人数を配置しているんですけれども、コロナ禍には一定人数を増やしたりですとか、コロナワクチン対応で職員数が増えた現状がございまして、令和５年、令和６年度と通常業務に戻るに当たりまして、そちらのチーム編成とかの組織改正がなされまして、人数が減っているものであると認識しております。

○中村忠司健康医療部次長　あと母子保健課が健康医療部から児童部のほうに組織改正、移管されまして、その分の人数が減っている関係もございます。

○松林恵介保健所長　最後、独自性のところについての答弁になります。

中核市保健所のメリット、一番のメリットというのは庁内の連携が取りやすいというところになります。どうしても府の保健所と市の関係ですと、そこの連携が難しいんですけれども、そこの点がやはり一番大きなところになります。

具体的な事業でいくと、例えば感染症であったり、精神保健のところもそうですし、あと医療介護連携だったり、あと最後防災ですね、こういったところに関しましては保健所とこの支援のところに一緒に仕事に取り組めるというのはすごく大きな利点だと思っています。

○五十川有香委員　では最後、包括外部監査の資料です。

そこで健康医療部ですと、健康づくり事業団の補助金において、最終的には措置せずとなっております。なおかつその当初の決算額よりも300万円増となっています、令和７年度は。その見解を見ますと、健康すいた21の進捗時に関連事業も検討すると書かれており、これらは令和８年度で更新となります。それに向けて令和７年度は何か検討されたことがあればお答えください。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　まず、当該指摘に対して措置せずとなった背景につきましては、指摘を頂く前年度までにおいて、直近で大規模な事業の見直しを行っておりまして、その効果検証が必要なタイミングでございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によりまして、そういった評価がその時点ではできなかったことから、その時点では新たな措置というのは講じていなかったものでございます。その後、指摘趣旨を踏まえまして、令和５年度に改めて事業効果等を高めるための見直しを行いまして、これまでは団体としては、個別の大規模イベント等を実施するなどの取組を中心に進められておりましたが、団体がイベント等を実施するのではなく、各地域の企業であったり、健康に関する知見を有する団体をつなぎながら、各地域で、各所で住民の主体的な健康づくりが進むよう、健康まちづくり支援事業の取組への拡充がなされました。

費用が増額となっている理由につきましては、令和２年度におきましては、先ほどのとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、大規模イベント等がウェブ開催になったりといった背景で、事業経費が少なかったことによって令和７年度においては若干事業費が増額しているものでございます。

○五十川有香委員　令和７年度は特にこの関連事業の検討はされていないという理解で合っていますか、今の御答弁でしたら。資料に検討していくとは書か

れているけど、令和７年度はされていないということで。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　資料に記載の健康すいたの評価を行う際に関連事業も含めて検討するという表現につきましては、様々な事業について、健康すいたの各指標を事業の評価指標の一つとして活用するといった趣旨になりまして、健康すいたに基づいて具体的に事業の見直しがあったかといいますと、直接的な見直しは令和７年度においては実施はされておりません。

○藤木栄亮委員長　先ほど五十川委員の質疑で保留になっておりました答弁を受けることにします。

○大塚哲央健康まちづくり室主幹　健都イノベーションパーク利用事業の選定委員会の委員構成としましては、委員が計７名おりまして、委員長は健康医療部長となっております。委員構成としましては、健康医療部長のほか、総務部長、都市魅力部長、児童部長、福祉部長、都市計画部長、学校教育部長が委員に就任をしております。

○五十川有香委員　あとは総括で触れるかと思います。

○矢野伸一郎委員　資料をたくさん頂きましてありがとうございました。資料に沿って質問させていただきます。

まず初めに、令和７年度予防接種事業における増額補正の積算の内訳と計上時期という資料を頂きました。これでいくと、約４億7,937万円増額されているというところです。でも、決算では予防接種事業、これも資料を頂いています、令和７年度予防費における不用額とその理由及び対象事業一覧の資料１番ですね。ここの対象事業の予防接種事業のところを見ますと、併せて３億1,330万円の不用額ということになっていまして、補正した額の約３分の２に相当する金額が使われずに残ったという計算になります。また、ワクチン種別ごとの当初予算、補正予算、決算額の資料３番を見ていますと、高齢者新型コロナのワクチンについても、令和６年度、７年度の補正予算、決算額を書いていただいていますけども、ここでも令和７年度で１億1,385万円弱ですね。また令和６年度でも大きくそういう決算額と補正予算との差があるんですね。

そこで確認なんですけども、令和７年度の補正に当たって、高齢者の新型コロナワクチンの接種者数を何人、また接種率を何パーセントと見込んでいたのか、その積算根拠を教えてください。また、前年度の接種率が28.3％という実績になっていまして、この見込みにどのように反映したのかお答えください。

○荒木有佳子地域保健課主幹　まず、令和７年度の５月補正で上げさせていただきました、コロナの補正の分の対象のまず見込み人数９万5,000人と見込んでおりました。そのうち接種見込み人数を約32％の３万400人という形の人数で見込んでおります。

すみません、残りはもう少しお時間頂いてもよろしいでしょうか、申し訳ありません。

○矢野伸一郎委員　そんなに難しい質問ではないかなと思うんですけど、難しいですか。要するに、大分実際のこの決算と予算の額とで乖離があるなということで質問させていただいているんですけど、令和７年の実績なんか見ますと、接種者数は１万3,642人で、接種率については14.9％ということで、前年度と比べたら半分ぐらいになっていると。今の見込みから見てもう大分実績が少ないというところで、直近の接種動向等を見ながら、細かく、精緻に分析をしていかなければならないんではないかということで質問をさせていただいております。

ワクチン種別ごとのこの予算と決算が要するに大きく乖離したまま、委託料の総額でつじつまが合うというような運用でしたら、議会においても予算の妥当性についてもしっかりチェックができないというようなことにもなります。ですから、種別ごとの見積りの精度についてもしっかりと上げるように強く要望をしたいと思います。

というのが、この予算を考えるときに、どこの部においてもこのいろんな予算をつけたいということがあったとしても、例えば大きくここでざっくり予算を獲得しておくようなことがあったら、ほかの部にも当然影響が出てくるわけであって、そこについてはしっかりと精緻に分析をしていただきたいというのと、この予算と決算が大きく乖離する場合については、決算資料等でその理由をしっかりと明らか

にするような取組もしていただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願いいたします。

次に行きます。ワクチン種別ごとの当初予算、補正予算、決算額の資料１番の下の二つですね、ヒブとそこの４種混合のところを見ていると、ここでは当初予算案よりも逆に決算額が大きくなっているんですね。これは多分５種混合への移行を前提とされたものになっていると思いますけれども、接種途中の方などで、旧ワクチンでの接種が一定数残ることは予測できたんじゃないかということで、ここの計上の考え方はどういう考え方になっていたのか教えてください。

○荒木有佳子地域保健課主幹　まず、５種混合ワクチンが令和６年度から使えるようになりました。５種混合ワクチンというのが４種混合ワクチンにヒブのワクチンを足したものということになっております。委員がおっしゃったように、ヒブだけで打ちたい、４混だけで打ちたいという方ももちろんいらっしゃるかと思いますので、予算の取り方としては、トータルとして５混と同じような形で４混プラスヒブという形で取れるようにということでの積算となっております。

○矢野伸一郎委員　この移行が前提としてあったんで、こういうような予算と決算の額になっているのかなというふうに思いますけれども、できる限りここも予算と決算が、これを見るとほぼ予算としてはないけども、決算については大きな額が上がっているというような感じなんで、非常に見た感じではどうしたんだろうというようなところになると思いますんで、この辺についてもしっかりやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に行かせていただきます。資料がいっぱいあるんで、最初の令和７年度の予防接種事業における増額補正の積算内訳と計上時期ということで、ここにはＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種について、本市でも経過措置が設けられているんで、ここの約１億2,630万円の補正が組まれています。経過措置の対象となった方のうち令和７年度末までに規定回数の接種を完了された方と、途中で終わられた方がそれぞれどういう状況であって、何人と把握されているのでしょうか。また、未完了の方への個別の通知、勧奨はどのように行ったのか、併せて定期接種の接種率が前年度の66.2%から55.9%に下がっているんで、その要因についても見解をお示しください。

○東　淳子地域保健課主査　まず、66.2%から令和７年度のＨＰＶワクチンの接種率の低下についての見解について回答させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、ちょっとなぜ下がったのかというのははっきりとした見解は持てておりませんが、個別案内につきましては、Ａ類の予防接種の定期接種の接種率について、このＨＰＶワクチンについては非常に低い接種率になっているところから、個別案内を予診票とともに送らせていただくとともに、未接種者につきましては中学校２年生のときに再案内を送らせていただいているのと、あと高校１年生時に未接種者につきましては、個別での再案内を送らせていただいているところでございます。

○矢野伸一郎委員　ちょっと今分からないというようなことですけども、しっかりとそのところについても、何で下がってきているのかというところについてはしっかりと分析をしていただきたいというふうに思います。

また、規定回数がしっかり完了しなければ十分な効果も得られないワクチンなんで、この辺についても、未完了の方が自己負担で残りを接種しなければいけないというような状況にならないように、しっかりと国の動向も注視しながら丁寧なフォローをお願いしたいと思います。

次に行きます。このワクチン種別ごとの当初予算、補正予算、決算の資料６番と資料７番ですね。

麻疹・風疹混合（ＭＲ）の２期は95.3%、94.5%、94.2%と低下傾向であって、国が目標とする95%を下回っているという状況です。ただ、日本脳炎の２期は102.8%から82.9%と３年間で約20ポイント低下しました。高齢者インフルエンザについても57.9%から54.4%に低下しています。これら接種率低下の要因をどう分析しているのか、また、未接種者の個別勧奨実施状況と今後の対策を具体的にお伺いします。

○東　淳子地域保健課主査　先ほど御質問いただいたＡ類のＭＲの２期の予防接種の接種率につきまして、御指摘のとおり95％を下回っている状況でございます。

それにつきましては、未接種者につきまして個別案内での勧奨はがきを送らせていただくと同時に、年長さんの年齢のときに就学前健診の御案内が教育委員会のほうから届くんですけれども、そちらのほうにＭＲの２期の勧奨の案内チラシを全戸配布させていただいているところでございます。

また、日本脳炎とＤＴにつきましても、接種率が90％をちょっと超えないところでございますので、未接種者につきまして個別案内での接種勧奨についておはがきを送らせていただいているところでございます。

○矢野伸一郎委員　併せて令和７年度から始まった高齢者帯状疱疹ワクチンですね、これも資料を頂いています、資料８番になりますけども、接種率は27.4％で65歳の方で34％と、初年度の評価と生ワクチンと組換えワクチンの選択状況、２回接種が必要な組換えワクチンの完了状況についてを教えてください。

○東　淳子地域保健課主査　帯状疱疹ワクチンについての接種の割合なんですけれども、生水痘ワクチンと組換えワクチンの２種類がございまして、生水痘ワクチンのほうが接種率が9.1％で、組換えワクチンのほうの接種率につきましては、２回完了している方が24.9％、参考情報としまして１回目の組換えワクチンの接種率につきましては26.1％となっております。

○矢野伸一郎委員　初年度の評価としてはどんな感じなんですか。

○東　淳子地域保健課主査　近隣市との状況をちょっと確認させていただいて、概算データにはなるんですけれども、近隣市の覚書市町の市のほうに確認させていただきましたが、おおむね20％前後で、ほかの自治体も接種率についてはされていると報告を受けておりまして、非常にほかの自治体と比べて低いとかという状況ではないのかなと、比較的高めのほうなのではないかなというふうに判断しております。

価格がちょっと生ワクチンと組換えワクチンでは違うんですけれども、組換えワクチンのほうが効果が高いというところで、接種率が高かったかなというふうに評価しております。

○矢野伸一郎委員　これは初めての令和７年度からの取組なんですけども、先ほどいろいろちょっと確認させてもらって、接種率が低下している要因の分析はしっかりちょっとしていただいて、接種率の向上にしっかり努めていただきたいと思います。

返還金の資料９番ですね。令和６年度に繰り越した接種対策費負担金は概算交付額で3,700万円に対して確定額は670万円、約82％に当たる約3,030万円を返還していて、資料８番の接種体制確保事業補助金でも約2,973万円を返還していると。繰り越してまで確保した財源の大半を返還した理由を教えてください。

○平山友啓地域保健課主査　返還額が多くなった理由としましては、新型コロナワクチンの対象者全員に接種機会を設けられるよう予算を見込み、国の補助金等の交付申請をしましたが、接種率が当初の見込みを下回ったため、返還額が生じたものとなります。

○矢野伸一郎委員　これも大きな返還額になっています。

また、資料29番の返還理由については、委託業者から委託料の過払いについて返還を受けたとあります。どの業務で幾ら過払いがあって、なぜ支払い時点で気づけなかったのか教えてください。

○坂原秀昭地域保健課長　資料29番のこちらの返還額に関しましては、特例臨時接種のコロナのコールセンター業務時において、いわゆる人材の確保ができていなかったということが発覚した分に関しての返還額でございます。

○矢野伸一郎委員　分かりました。

資料の令和７年度予防費における不用額とその理由及び対象事業一覧、２番の一番上なんですけど、この予防費の不用で約１億1,429万円が生じているということです。この予防接種健康被害の補償金の支出額が見込みを下回ったためとなっていますけども、健康被害救済の申請認定の状況と申請された方への対応について教えてください。

○東　淳子地域保健課主査　健康被害救済制度につきましては、まず、どのような対応をされているかについてお答えさせていただきます。

市民の方から基本的には申請書とか必要な書類等を申請して出していただく形になっているんですけれども、そちらについて、健康被害調査委員会という会を開いて、国のほうに進達するという形を取らせていただいております。その進達した結果、国のほうでワクチンの健康被害救済制度に関する委員会が開かれ、その結果をもって申請者のほうに結果のほうを通知するという形になっております。そこの中で健康被害が認められた場合には、吹田市のほうで市民の方に該当される救済の金額のほうを支払わせていただくという形になっております。

○坂原秀昭地域保健課長　こちらの救済制度の関係のいわゆる不用額が出る原因としましては、当時のことも踏まえてなんですが、いわゆる国の認定審査会で認定が下った分に関して、私たちのほうは国から医療費及び医療手当、または認定によりまして死亡一時金とか、給付等がございます。この際なんですが、この不用額の中に死亡認定を受けるための進達を上げておったものが、認められなかったということで、大きな金額の不用額が発生しているということでございます。

○矢野伸一郎委員　申請件数と認定の状況、件数は教えていただけないですか。

○東　淳子地域保健課主査　令和７年度の健康被害の調査委員会の回数について報告させていただきます。

そちらの中で検討されて、申請が令和７年度に市民の方から健康被害の申請が上がった件数につきましては計７件で、健康被害調査委員会を２回開いておりまして、それぞれ１回目に３件、２回目に４件を調査委員会のほうで確認させていただいているところでございます。

○矢野伸一郎委員　それで、まだ認定はないということなんですか。

○東　淳子地域保健課主査　委員のおっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員　この健康被害の救済というのは時間がすごくかかると思いますんで、しっかりとまた申請者に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと時間があれやな、たくさん資料を頂いたんで、時間が大分なくなってきているんですけど、返還金の資料５番の国民健康保険の特別調整交付金、令和５年度分について、資料５番と資料14番で同じような令和５年度分となっているんですけど、これはどう違うんですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹　資料５番の特別調整交付金の返還の分につきましては、会計検査で指摘を頂きまして、旧被扶養者の減免というのがございまして、その減免額を特別調整交付金から頂くんですけれども、その数値を誤って報告してしまっていたというところで、過大請求というところで返還をさせていただいたものでございます。

資料14番につきましては、こちらも交付金のほうから実際の医療費であったりとかを精算して、多く請求しているという分については返還をしておりますので、会計検査で指摘を頂いたかどうかというところの違いかと思っております。

○矢野伸一郎委員　ちょっとよく分からないのですが、この負担金・補助金名が同じなんですよね。令和５年度分になっているんですけど、これは対象年度が令和６年度と７年度と違うんですけど、これはどういう意味なんですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹　かなり大きな範囲を国民健康保険の特別調整交付金というもので頂いているような形になりますので、例えば法改正に基づくシステム改修の費用であったりとかもこういう特別調整交付金で頂いたような形になりまして、あとは給付費であったりとかもそこに含まれているというような形になりますので、交付金の中に請求できる項目がかなり多いというところで思ってございます。

○矢野伸一郎委員　ちょっとよく分からないですけど時間がないんで、また後でゆっくり教えていただきたいのですが、会計検査の指摘について、どういう指摘で、原因がとか、また誰がどの時点でチェックしたか、その辺具体的にちょっと詳細を教えてください。

○桑原直人国民健康保険課主査　会計検査からの指摘

の内容につきましては、国保から、大阪府とか国のほうに資料を提出しているんですけれども、本来合うはずの数字が合っていないという報告を受けたことが返還金が発覚した理由でございます。

○矢野伸一郎委員　それを外部から指摘をされるまで気づかへんかったというのは、非常に重く受け止めないといけないことだと思いますよ。国保の財源に関わる問題でありますんで、本当にそこでしっかりチェックをしていただきたい。一方で、自主点検で発見したというようなものもありますんで、しっかりと自主点検できる仕組みを広げていただくようにちょっと要望しておきます。

一旦置きます。

○藤木栄亮委員長　矢野委員の先ほどの質疑で保留となっていました答弁を受けることにします。

○荒木有佳子地域保健課主幹　お時間頂きまして申し訳ございません。先ほど御質問頂きました令和７年度の５月補正で計上させていただきましたコロナワクチンの費用につきまして、接種見込み人数３万400人とお答えさせていただきました。その積算根拠としましては、65歳以上の方を９万2,000人と見込みまして、プラスで基礎疾患をお持ちの方、60歳以上65歳未満の基礎疾患をお持ちの方を3,000人と見込みまして、合計対象見込み人数が９万5,000人と見込んでおります。接種率を32％として計算をした上で３万400人という人数を出しております。

前年度、令和６年度の28.3％をどういうふうに反映したかということなんですけれども、接種率32％にした理由としましては、令和６年度が28.3％で、流行状況によっては、接種率が上がるということも踏まえて考えまして32％という形で計上させていただいた次第です。

○矢野伸一郎委員　ただ、令和７年の実績が、このような実績になっていますんで、しっかりとまた精緻に分析をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

一旦置きます。

○柿原真生委員　資料の作成をありがとうございました。ここでお聞きするような特段の何かがあったわけではありませんので、別のことをお聞きしたいと思います。

国民健康保険についてお伺いいたします。

大阪府では、令和６年度から保険料が完全統一化されています。まず、ちょっと大きなところの話ですが、都道府県単位での国保財政の運営について、このメリット、それからデメリット、それぞれあるかと思いますが、その点についてどのようにお考えかお聞かせください。

○永井崇弘国民健康保険課主幹　国民健康保険が都道府県で統一されることのメリットといたしましては、事業費納付金と言いまして、大阪府に支払いをすることによってその医療給付費とかを全て大阪府が負担してくれるという形になりますので、財政面で安定的に運営ができるというところがメリットだと思っております。

一方で、市町村単位での例えば減免であったりとか、そういうところは大阪府の統一の基準でしないといけないというところになってございますので、そこら辺、減免についてであったりとかというところが市町村単位でできなくなってしまったっていうところが一定デメリットかなというふうに考えております。

○柿原真生委員　そういうことを言ってこれが導入をされたわけです。財政面で安定するということで、それは保険者にとってはいいことかも分からないんですけれども、被保険者にとって本当にいいのか、市町村単位での減免が統一基準でないとできなくなったですとか、あとは吹田市の場合は保険料が上がっていますよね。統一化に向けてずっと上がってきたんだけど、そういうデメリットもあるというふうに思います。

決算の黒字が続いております。運協の資料でちょっと見ますと、令和６年度、それから令和７年度それぞれ黒字で、過去もずっと黒字だったと思うんですけれども、その決算額の収支で見ますと、11億3,600万円、これがずっとこれまでの黒字が繰り越されて、今プラスになっているということかと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹　委員のおっしゃるとおりだと思います。

○柿原真生委員　黒字になっている理由は何なんでしょうか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹　黒字になっている主な要因といたしましては、大阪府のほうが示します事業費納付金や市町村の標準保険料率、これは国のガイドラインに基づいて推計値でそれぞれ世帯数、被保険者数、所得等を算定をするんですけれども、実際の実績値との乖離が生じておりまして、保険料の賦課総額が結果的にちょっと多くなってしまっている。それで黒字が生じてしまっているという国保制度上の仕組みで生じるものと考えております。

　また、もう一つの要因としましては、収納率の上昇があったことも要因かなと考えております。

○柿原真生委員　当然予算と決算ですから、絶対にそこが合うかと言われたら、予算を計上するときと実際の被保険者の数とか、収入の状況とかも違うから、一定の見込み違いは起こるのはそれは別に吹田市の単独の事業であってもそうだと思います。その上で、府下で統一している保険料ですので、同じ所得であれば同じ保険料ということになっています。今のこの仕組みでいきますと、大阪府が決めている保険料率で吹田市民の国保加入者が保険料を払うとなると、これはもう黒字になる傾向、今後も続くというふうに考えていいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹　委員のおっしゃるとおり、確かに統一化されて以降、各市町村の決算状況は黒字傾向になっているところが多い状況ではございますが、先ほどのとおり、国のガイドラインに基づいて大阪府のほうはそれぞれ事業費納付金や標準保険料率を算定しておりまして、この単年度収支での黒字だとか、そういう赤字、制度上生じるものについては経年で平準化される仕組みになっていると考えております。

○柿原真生委員　国のガイドラインに従って保険料を決めているということなんで、ほかの県は知りませんが、少なくとも大阪でずっと黒字が続いているということであれば、保険料を引き下げようというふうに国がガイドラインで示してくれたらそれは下がると、そこで平準化されていくという、こういうことでよろしいんですか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹　今、大阪府下市町村は黒字傾向がございまして、そういった黒字額等の活用方針が各市町村統一化になってからちょっと乏しくなってきているというところで、そういった剰余金や各種基金を活用して、府内全体での統一保険料率の抑制に充てよう、その活用方法の仕方であるだとか、どれぐらい拠出できるのかというところは、今国と代表市町村の方等の広域化調整会議のほうで今検討している段階でございます。

○柿原真生委員　先ほどの委員への答弁の中では、保険者努力支援制度に見合った交付金の活用で保険料抑制という話がありましたが、そこには剰余金も活用してということも含めて今議論されているということでいいんですか。

○林　美紀健康医療部総括参事　府内各市町村の剰余金などを活用しまして、令和６年度の統一化以後、被保険者１人当たりに対して約680円という抑制ということで、各市町村からその費用を事業費納付金を通じて拠出しまして、それが被保険者の保険料の抑制に充てられている事業というのが、令和６年度から継続しております。

　今、先ほど担当から御答弁させていただきましたのは、その事業の継続３年間という限定で決定したものでございますので、今年度、令和９年度以降のその活用方法について検討されているところでございます。

○柿原真生委員　それをやってもなお黒字ということですよね。基本的には、赤字の場合に困るからということで、あんまり剰余金を吐き出すのということは慎重にならざるを得ないということもそれはそれで理解をするんですけれども、統一化されたことによって、例えば吹田市が独自でやっていた保険料の減免制度とかもなくなってしまったわけですね。市民にとってのデメリットの部分を、どういうふうにこの黒字を生かして考えられるかというところを、その独自の取組というのはやっぱり必要だったんじゃないかと思うんです。黒字になるというのはある種分かっていたことではないかなというふうに思うんですね。その点について、一つは保健事業のほう

で脳ドックをやられたというのは、これは大きな還元だというふうに思いますけれども、加入者に対して、この黒字部分を還元するということについて、もっと充てられるんじゃないかというふうに思いますね。いかがですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹　例えば保健事業につきましては、一定統一化されておるというところになるんですけれども、例えば人間ドックであったりとか、特定健診については大阪府統一の基準でしないといけないというところになってございます。

ただ、それを上回るというか、独自で市町村が保健事業を行うことができるというように記載はございますので、その点については検討はできる余地はあるのかなというふうに考えてございます。

○柿原真生委員　村口委員からも言いましたけども、人間ドックの助成額はかなり開きがあると思うんです、自治体によって。特定健診であれ、人間ドックであれ、要は早期発見をしていただいて、元気に生きていっていただきたいし、早期に発見すれば治療の可能性も広がるということになりますから、そこはしっかりとやっていっていただきたいというふうに要望しておきます。

次の質問に行きます。国保の窓口業務について、令和６年度の途中から民間委託が始まったと思いますが、この受託者の従業員の入れ替わりの状況についてお伺いしたいと思います。

この１年半ですね、令和６年度途中と令和７年度の間で、受託者の従業員はどれぐらい変わったのかというのをちょっとお答えください。

○桑原直人国民健康保険課主査　委託が始まってから令和７年度末までの職員の入れ替わりにつきまして回答いたします。人数については約24名確認しております。

○柿原真生委員　何名中24名ということになっているんですか。

○桑原直人国民健康保険課主査　委託者の人数については毎月入社、退社とある程度入れ替わり、人数の増減が発生しておりますので、令和７年度末時点の人数ですと46名在籍しております。

○柿原真生委員　じゃあその46名のうち、令和７年度末では24名の方が入れ替わっておられ、もう今はおられないということですね。

もう一つ、この受託者が業務をするに当たって、従業員に対して研修をやっておられると思います。どのような内容でやっているかというのは具体に把握されていますか。

○桑原直人国民健康保険課主査　受託事業者の研修について回答いたします。

まず入社時に研修を実施いたします。これは入社して１週間ほどになっているんですけれども、接遇に関する研修、情報システムセキュリティーに関する研修、また国保及び後期制度に関する研修を約１週間ほど実施します。それは入社時の研修でございます。入社後につきましては、年に１回の動画研修と、本市の情報セキュリティーに関する研修の受講を実施しております。

年に１回の動画研修につきましては、内容といたしましては個人情報の取扱い、情報セキュリティー、その他自転車乗るときヘルメットを着用しないといけないですよといった時事内容の研修も約20分程度実施しているとのことです。

○柿原真生委員　業務内容については、恐らくマニュアル化されていると思うんですが、それは入社時の１週間の研修のときにということなんですよね。要は、入れ替わりがあって、この人は今月から、あの人は先月から、そのたびごとに、それぞれに個別にやっておられるということなんでしょうか。

○桑原直人国民健康保険課主査　委員お見込みのとおりでございます。入社後１週間たちましたら、その方が国保業務に行くのか、後期業務に行くのかというのをまず割り振りをしまして、その後ＯＪＴという形で付きっきりで指導をしていく形でございます。

○柿原真生委員　入社時に１週間というのはそのＯＪＴは除いての１週間ということですよね。

○桑原直人国民健康保険課主査　委員お見込みのとおりでございます。

○中西勇太副委員長　よろしくお願いいたします。資料も御準備いただいてありがとうございます。ほかの委員の皆様が頂いた資料も少し引用させていただきながら質問させていただこうと思います。

今回、健康医療部さんに問う前に、前提として、今、財政総務やほかの分科会等でも、税収が増加しているにもかかわらず経常収支比率が目標に達せず、財政調整基金が取り崩されているというのが大きく議論されている中での決算だと思うので、誠実にされている事業を見返していくという姿勢が非常に重要だと思っています。

皆様から提供していただいている資料で、健康まちづくり室の過去３年間の新規、拡充、縮小、廃止した事業一覧という資料、33ページですね。こういうところを見ると、あまり言葉尻を取り上げて追及するつもりはないんですが、例えばＣＫＤの事業の成果に、ＣＫＤのリスクが高い対象者に受診勧奨、保健指導を行うことにより云々で、透析導入者の減少による医療費削減の推進に寄与したとか、昨年だったか、私も専門が脳外科なので、脳ドックというもの自体が本当に健康に寄与するのかというところは、エビデンスがなかなか乏しいということも説明しましたが、脳血管疾患の予防、早期発見、早期治療を促進し、健康保持増進に寄与したとか、もう希望的観測的な。こうなったら当然いいと思いますし、このために事業するべきだと思うんですが、こういう文言、この成果の書き方が、実際に把握されているそのアウトカムの水準というか、この事業で目指していくものを確認していくものが、例えば私が要求させていただいている予防接種の資料46ページ、何でもいいんですけど新型コロナワクチンとかを見ると、罹患率や入院率や死亡率は把握していないじゃないですか。このアウトカムがちゃんと見れていないものは、なかなか正確に把握できない、数字で出せないというのもあると思うんですが、この把握していない、あるいは把握できていないものが、アウトカムの数字がそろわずに評価を出されていてということでは、見返していくことできないと思うんですが。

健康医療部さんが行う事業は、こういう参加人数とか、勧奨を行った受診人数とか、接種人数とか、アウトプットだけでなくて健康状態を実際にどう改善したかというアウトカムをしっかり見ていくというのが極めて重要かなと思っているんですが、いきなり少し大きい質問ですけども、こういう事業の成果をどのような基準で評価していくという方向性をしっかり持っておられるのか、非常にこの資料を見ていて不安に思ったんですけども、御答弁いただくことはできますか。

○今峰みちの健康医療部長　おっしゃるように健康寿命延伸だとか、そういったところに効果が具体的にどう出ていくかというところの評価はなかなか長い目も必要ですし、難しいところかなというのは日々悩んでおります。健診を受けていただく、あるいは病気や健康づくりについての知識を持っていただくための啓発等といったところのインプットとアウトプットのところ、難しいながらも、健康すいた21、あるいはデータヘルス計画などの中で目標値や指標といったものを一定設定をしながら、その達成とかの実現に努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○中西勇太副委員長　ちょっと大きい、難しい質問をしてすみません。例えばＣＫＤの重症化予防で透析患者さんが１名減るだけでも非常に医療費削減で、その方の人生にとっても非常に効果がありますが、この事業自体にも数千万円かかりますし、受診をされて治療を常に受けられるということにも常に医療費がかかってくるというところがありますので、真摯に見ていく必要性があると思うんですね。ＣＫＤの重症化予防に関して、ＣＫＤのあまり難しいことをここで議論してもあれだと思うんですけど、一定腎臓が悪い方に関しては積極的に勧奨することはエビデンスはあると思います。でも、あまりにも軽症の方にというところでは、エビデンスはなかなか議論があるところで、医学的な見地というところでは、私、今おかしなことは言っていないと思うんですね。

今回、具体的に令和７年度は何人を対象として抽出して、何人に受診勧奨を行って、何人が医療機関を受診したり、保健指導したりというところはどのような成果だったのか教えていただけますか。

○鈴木里奈成人保健課主任　令和７年度は295名の方を対象に、保健師、栄養士が電話、訪問等をしまして、治療確認できた方が150名、約50.8％の方が腎臓に関して受診できているということが分かりまし

た。その295名のうち201人の方、約68％の方に腎臓機能を悪化させないための保健指導を実施しました。

○中西勇太副委員長　プラスでほかの指導でも糖尿病の方とかも別の形で指導されていたり、腎機能障害についてというところで言うと、ほかの面でも指導していただいていると思うので、必要な方にはしっかりと指導を行って、生活からよくなっていただくというのが結果になっていくべきだとは思いますので、医療受診をするというゴールに、この健康医療部さんだけじゃないんですけども、流して終わりということにならないように、先ほどちょっとデータヘルス計画で長期でというところを答弁されていたと思うんですけど、ここは非常に難しいと思うんですが、これ具体的に、まだ始まったところなんで、ちょっと見ながらだと思うんですけど、長期の新規透析患者の発生数をどう確認するんですか。この事業評価として、減った、増えたとかいう効果、非常に難しいことをおっしゃっているなと思ったんですが。

○鈴木里奈成人保健課主任　国保データベースシステム、ＫＤＢというものを使用して、レセプトから確認していきたいと思っています。

○中西勇太副委員長　それはこれまでに何人、どれぐらいの方が、勧奨するような方がどれぐらい透析に入られるという今の現状を把握していて、それと比べるとか、何か計画的に研究としてデータを出せるような、学術機関とも協力とかすればよりいいと思うんですが、そういう計画はあるんでしょうか。

○前田知穂成人保健課主幹　現状そこまでの学術研究等と連携したというところまでは至ってなくて、なので、この事業によってその対象となった方がその方針、人工透析になられたかどうかを追えるわけではなく、あくまでデータヘルス計画のときに算出できるのは、その段階での、その単年ごとの新規人工透析患者数というところになりますので、あくまでその推移、単年の新規透析患者数を見ていくことが今の限界と考えております。

○中西勇太副委員長　ちょっとここでしゃべり過ぎてもあれなんで。ただ、やっぱりいろんな事業、例えば脳ドックを北摂各市などほかでいっぱいしているのに吹田市ができていなかったからしましたとか、何かそういう御答弁というかお返事が多いんですが、国立循環器病センターさんもあったり、阪大病院さんもあったり、学術機関もしっかりあるこの吹田市において、新しいことをするとか、もっと計画的に相談もしながら、しっかりと見返していくのは行政機関だけだとできないと思うので、しっかり学問の分野とも連携しながらやっていくというのが、今後に向けても、それを吹田市からやって他市に発信するということができたらすばらしいでしょうし、逆に見返す、スクラップ・アンド・ビルドする際の見返しの根拠にもなりますし、やはり、脳ドックを推奨していたけどやめましたとかとなかなかしにくくなってしまうじゃないですか、財政状況を国民に説明すると言っても。なのでちょっとそこは丁寧にしていただけたらなと思います。

あと、がん検診も昨年お話ししたので、あまり細かくはしゃべらないんですけども、がん検診とかも受診率だけで見るんではなくて、その後というところ見ていただけたらと思うんですが、受診率だけじゃなくてその後の精査、精密検査をするような評価が必要じゃないかということを昨年の決算でも申し上げたんですが、そういう指摘を受けて、今回事業評価とかをする上で、何か変更した点とかありますでしょうか。

○山本和子成人保健課主査　精密検査の受診率については事業評価のたびに毎回しているものではあるんですが、数字で言いますと、令和７年の12月に大阪府のほうで統計が出ているんですけど、そちらの統計書のほうにおいては、胃がん、肺がん、子宮がん、乳がんに関しましては９割を超える結果、大腸がんに関しては８割という結果ではあるんですが、大阪府全体に比べては高い結果というところを見ております。

○中西勇太副委員長　精密検査とかで実際どう見つかったかとか、コストとかまで含めて事業評価というところはしっかりしていただけたらと思います。

予防接種についても他の委員の皆様からも御指摘がありましたので、あまり深くはとは思っているんですが、先ほど聞いていて気になったことをちょっ

と聞きたいんですが、最低限受けなければいけないものがあると思うんですというような議論があったように思うんですが、予防接種について。でも、あえて打っていない方もおられるし、選択されているということへの配慮も必要だという議論があって、大切な議論をされているなと思ったんですが、予防接種について、自治体は法律に基づく定期予防接種、実施義務はあると思いますけども、A類とかB類とかに分類があるとおり、全てについて接種率を高める義務があるわけではないと。丁寧に情報提供して、健康被害の救済などへも対応するということが必要だというふうに理解していますけども、私のしゃべっている内容で間違いありますか。

○東　淳子地域保健課主査　副委員長のおっしゃるとおりでございます。

○中西勇太副委員長　なので、B類接種に関しては当然実施する義務はあるけども、必要以上の勧奨ということは義務等ではないということですよね。今回、この予防接種について不用額が非常に大きく出ているというのは、予算に非常に余力のある状況じゃないということで考えると、先ほど委員の御指摘もあったとおり、ほかの事業への悪影響も当然大きくなるということで。新型コロナに関しては、非常に大きかったと思うんですけど、不用額について、先ほどもあったとおり、新型コロナについては、補正予算２億8,758万5,046円に対して、決算としては１億7,373万2,105円ですかね。なので非常に見込みを下回る大きな原因になっていると思います。

先ほどの議論の中でも、接種率が下回ったものについて、見込みより下がったため不用額が生じましたということで終わらせるのではなくて、なぜ下回ったのかということの原因分析というか、そこはどのように判断、分析されているのか教えていただけますか。

○平山友啓地域保健課主査　原因については、昨年度シーズンの感染状況等の影響や、自己負担額を令和７年度に3,000円から8,000円に変更したことも要因の一つだと考えております。

○中西勇太副委員長　シーズンは、はやりの状況というのは、接種開始時期から考えると、結果が出るより前に接種を多くされているわけですから、あまり影響はないのかなと思うんですけど、やっぱり費用負担の面は大きかったのかなというのと、年々、特例臨時接種の際からずっと下がり続けていって、国民の判断が変わってきている。重症度合いなど感染症に対する理解も広がってきているということが大きいのかなと思います。

この差が生じたことで、今後の話になってしまうと令和９年度の予算のこととかになってしまうと思うので、ただ、下がったシーズンの今おっしゃったはやりの状況とか負担の面とか、その辺りをどのように評価するというか、費用負担についても、その説明の仕方をどうするのかとか、どのように振り返られたのか教えていただけますか。

○東　淳子地域保健課主査　自己負担額につきましては、副委員長のおっしゃるとおり、令和６年度から７年度にかけて3,000円から8,000円に自己負担額が上昇しておりますので、そこにつきましても予防接種率の低下の要因の一つかなというふうには考えております。予防接種の自己負担額の決定につきましては、覚書市町との協議や、あと吹田市の定める自己負担額の助成交付要領において定めているところでございまして、今後も予防接種が安心で安全で、希望される方が希望されるとおり予防接種を受けられるように、ホームページや医療機関へ協力を要請しながら、予防接種の定期接種の実施に努めてまいりたいと思っております。

○中西勇太副委員長　今御答弁いただいた内容は本当に大切だと思っていて、接種率が下がる原因の本当に元をただせばそこが一番原因だと私は思っています。打ったら人にかからせない、流行させないとか、医学的なメカニズムを考えたら、感染自体は止められないメカニズムである予防接種の薬剤の機序であるにもかかわらず、人のために打ちましょうであったりとか、リスクは少ない、全然ないと言いながら、テレビなどでは大きく報道はされないかもしれないけども、健康被害という言葉が、新型コロナワクチンを機に多くの方の耳に入るようになったとか、それが後から分かっているというような状況では、情報提供を行うべきときに行われていなかったので、

接種率は下がるでしょうし、自己判断のことなんで、それが今いい状況なのかどうなのかというのは、今、私の意見では言いませんが、最初から丁寧な情報提供というのがされるべきだったのかなと非常に強く思います。

次の質問をさせてもらって、先ほどちょっと別の委員の皆様の質問をお聞きしていて、健都イノベーションパークの質疑をされていたところで、こういう委員の選定をしましたとか、何をしましたというのは分かったんですが、結局本市は、令和７年度、この事業推進において、近隣自治体の行政間調整と地域住民の皆様への説明、合意形成の部分で、どこに改善すべき点があったと考えて総括しておられるのかというのが、私としては結局その部分が大事だと思うんですけど、一つ一つのこうしました、ああしましたは分かったんですが、ちょっと総括でどのように考えられるか教えていただけますか。

○今峰みちの健康医療部長　令和７年度のこのイノベーションパーク利用事業、そして、吹田市としては中学校の給食をということで目指して、学校教育部と健康医療部が協力して取り組んでまいりました。その間、今回まとめさせていただいているものは摂津市とのやり取りの一覧ということで、こういう資料になっておりますけれども、公募選定に始まり、協定や契約の締結まで令和７年度でいろんな実務を進めながら、並行して摂津市側からの要請に対するお答え、あるいは地元住民からの不安の声、反対の声に対して丁寧に対応してくるということを並行して進めてまいりました。

そのプロセスの中で、副委員長のおっしゃる改善すべき点があったかどうかというところの総括というところ、ここがどうだったからこうすべきだったということを、これということを今申し上げづらいところではありますけれども、なかなか地元住民の方々の反対の声が非常に根強い状態であるということは事実としては間違いございません。ですので、今年度に入ってからもいろいろな場を通じての説明や御理解を求める、あるいは不安に思っておられる環境対策については、改善できる余地がないかを事業者とともに真摯に検討したりということを今も引き続きさせていただいている、そういう状況でございます。

○中西勇太副委員長　難しい質問をしてしまってすみません。全体として、どれだけ丁寧に説明していても反対の声とか、予防接種事業などについても得られる効果がなかったとか、私も医療に関わっている人間としては、悪い結果が出る可能性もあるということを事前にどれだけ丁寧に真摯に説明していたかというのが、結果にすごく大切で、それが本当にウェルビーイングというか健康というか、幸せといったことにもしっかり関わっていくと思うので、その部分をしっかりとやっていただきたいというのと、先ほど申しましたが、丁寧な事業評価というところを、学術的な部分とも協力しながらやっていただくということをちょっと意見として申し上げて、私の質問を終わります。

○藤木栄亮委員長　ほかに質問はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で認定第１号中、健康医療部所管分、認定第２号、認定第６号及び認定第８号に対する質疑は終了します。

―――――――――――○―――――――――――

○藤木栄亮委員長　暫時休憩します。

（午後０時４分　休憩）

（午後１時　再開）

○藤木栄亮委員長　分科会を再開します。

次に、認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、児童部所管分及び認定第９号　令和７年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○清水亮佑委員　よろしくお願いします。

最初に、保育士確保の参加者数と採用実績についてお伺いします。

市が実施している就職説明会とか、復職セミナーの延べ参加者数はどのようになっているのかと、またそこから実際に市内における公立・私立保育施設への採用につながった実績や、就労の定着に向けた支援効果をどのように評価されているのか教えてく

ださい。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　まず、令和７年度の就職相談会とセミナーの延べ参加者数ですけれども、こちらのほうが11人参加のほうをしていただいておりまして、そのうち５人の方の就職先が決まっているというような状況になっております。

○清水亮佑委員　就職説明会のほうはどうですか。学生のほうで、メイシアターでやっているやつなんですけど教えてもらっていいですか。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　就職フェアのほうは、令和７年度参加者数としては40人、そのうち10名の方が就職が決まっているような形でございます。

○清水亮佑委員　それは市としてどういう感じに評価されているのか教えてもらっていいですか。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　他市の参加状況等も確認していますところ、北摂市内の中では参加者数として多い状況になっておることから、一定効果があったものと考えております。

○清水亮佑委員　就職フェアとかというのは学校であったりとか、基本的に養成校のほうが多いのかなとは思うんですけれども、今年、僕も見に行かせてもらったんですけど、高校生とかがちょっと興味を持って見に来たりであったりとか、中途の人たちがちらほら見に来たりとかというのもあったりとかしたように見えました。毎年吹田市就職フェアをやっているとかというのは、１年、２年で変わるものではないと思うので、引き続き保育士確保は難しい園のほうが多いと思いますし、それこそ普通の梅田とかでやっているような就職フェアに出すお金とかも結構高くなっているというのは聞いているので。吹田市が独自で、吹田市の園のほとんどを、ここに来たら吹田市で働きたい子は見れるよみたいなのをやってもらえたらなと思うのと、あと就職フェアに出展する園の数とかも年々増えていっているのかなという印象もあるので、ここに来たら吹田市の園のいろんなところを見られるよという状態は引き続き続けてもらって、続けて何ぼみたいな部分もあると思うので、よろしくお願いします。

　次に、公立保育園及び公立幼稚園の運営状況についてお伺いします。

　各公立園ごとの年間予算、人件費とか、物件費、維持費とか、児童の在籍人数や定員充足率はどうなっているのか教えてください。

　また、少子化が進む中で定員割れを起こしている園における費用対効果やコスト構造の課題をどのように分析して、今後の施設運営に生かしていくのか教えてもらっていいですか。

○中村祥之保育幼稚園室主幹　まず、公立保育園の年間予算につきましては、１園当たりの平均になるんですけども、令和７年度ベースで約２億7,200万円でございます。

　次に、公立幼稚園の年間予算につきましては、こちらも１園当たりの平均でございますが、令和７年度ベースで約5,700万円でございます。

　続きまして、在籍人数と充足率につきましては、令和７年４月１日時点で、公立保育所は1,287人在籍しておりまして、充足率は約100％でございます。公立幼稚園につきましては令和７年４月１日時点で72人在籍しておりまして、充足率は18％でございます。

　次に、コスト構造の課題につきましては、施設を維持管理していく上で、児童数によらず施設そのものにかかる一定の固定経費はあると考えております。運営費の大部分につきましては人件費でありまして、適正な人員配置について検討する必要があると考えております。

　特に、公立幼稚園４園につきましては近年、園児数が大きく減少していることに伴いまして、園児１人当たりの経費は増加しております。集団での学び合いの確保の観点もあり、今後の在り方については検討を進めてまいります。

○清水亮佑委員　具体的に、じゃあ１人当たりどれぐらい金額がかかっているのか教えてもらっていいですか。

○中村祥之保育幼稚園室主幹　公立幼稚園につきましては、１人当たり約230万円程度でございます。

○清水亮佑委員　子供一人一人に向き合うということは大切やと一定思うんですけれども、３歳・４歳・５歳児となってくると、集団での活動はゼロ・１・２歳とはまた違う関わり方があるとも思いますし、

一定、集団の中で育まれる10の姿であったりとか、５領域であったりとか、そういったところも大切にしてほしいなとは思う部分ではあるので、保育の質であったりとかを担保しながら、しっかりそういったところも市として入っていってもらえたらなとは思うので、どうぞよろしくお願いします。

次に、一時預かり事業についてお伺いします。

一時預かりの受入れ枠数と実際の利用実績はどのような状況であって、需要と供給のバランスが取れているのかというのを教えてほしいのと、また、直近における一時預かり事業の休止とか廃止状況があれば、その理由が人員不足によるものなのか、あるいは需要の減少であるのか、その詳細を教えていただけたらなと思います。

○荒尾春奈子育て政策室主幹　受入れ可能数は一時預かりの定員といたしますと、公立では６人から10人以内、私立さんでは定員３人以内としている園が多いです。ただ、中には10人を超える定員としている園もあります。

実際の利用実績につきましては、私立園につきましては、園によってかなりばらつきがありまして、定員とは言いつつも一時預かりなので、初めて御利用されるお子様を定員いっぱいまで預かるということは難しかったり、その辺りはうまく調整されている園もあれば、日々予約がいっぱいで新規のお子様はちょっと今ストップしていますという園もありますし、園の空き状況と使われたい方の日が合わず、結果ちょっと利用に至らなかったが、まだまだ受け入れることができるという園もあると伺っております。全ての施設の空き状況をタイムリーに提供することはちょっと現状難しいんですけども、利用ができなかった方へ近隣の施設を御紹介するなどして、せっかくお子様を受け入れる環境を整えていただいている園もありますので、少しでも利用につながるように周知していきたいと思っております。

休止、廃止の状況につきましては、令和７年度１園が廃止となりました。ただ、こちらについては同法人が実施場所を改めて新たに別の施設で一時預かりを始めたものになりますので、実質的にはプラス・マイナスはゼロになります。ただ、届出上は廃止という扱いになりましたので、廃止でカウントしています。

休止施設につきましては、昨年度と同様、５園休止されているんですけども、いずれの施設につきましても、利用したい方がいないから休止しているという理由ではなく、単に担当する先生の確保が難しく休止しているというふうに伺っております。

○清水亮佑委員　こういうところでも人員不足というのが出てきちゃうのかなとも思いますし、これから一時保育のニーズであったりとか、こども誰でも通園制度とかも始まったときに、それ専用の配置職員を置かないといけなかったりとかということを考えたときに、なかなか両輪で動かすというのが難しいと思うので、今後、難しいからやらへんというよりかは、どうやったらできるのかというのを、私立の保育園であったりとか、公立の保育園とも話をしながら、どういう枠組みや制度のやり方やったらできるかというのを積極的に意見交換してもらって、その中で難しい部分もありますし、お金を出すからできるというものでもないとは思いますし。

保育の質も確保しながらというのもあると思うので、豊中市であったり大阪市のように、今ゼロ・１・２歳の保育料が無償化になっていったときに、また保育のニーズが増えてしまう。保育のニーズが増えたときに、結局託児所みたいな扱いになって、保育の質を担保できひんまま、でも預けな損みたいなことにもなりかねないので、そのときにじゃあほんまに必要としている一時保育の事業であったりとかが縮小せざるを得なくなるのは、またちょっと違うのかなとは思うので、ニーズ調査しながらどんどん進めていってもらえたらなと思います。

続けて行きます。こども発達支援センター事業についてお伺いします。

発達支援を求める相談や利用希望に対し、現状の待機状況はどのようになっているのかと、また、専門人材の確保が非常に重要であると考えるんですけれども、今の現状を教えてもらってもいいですか。

○宮本成貴こども発達支援センター主幹　まず、待機状況に関しましては、令和７年度の実績として、相談や訓練に対する待機状況はありません。

専門人材の確保に関しましては、これまで欠員となっていた心理士、作業療法士、言語聴覚士の全てにおいて必要な人材確保はできており、こども発達支援センターの役割を果たしていきたいと考えております。

○清水亮佑委員　５歳児健診とかが始まったことによっての弊害みたいなのはなかったり、今のところ順調に回っていると思っておいたらいいんですか。

○宮本成貴こども発達支援センター主幹　５歳児健診は緒に就いたばかりですので、これからどういう相談の想定量が出てくるか、これから注視して、それに対応する対策を考えていきたいと思っております。

○清水亮佑委員　多分これからニーズはどんどん増えていくかなとも思いますし、５歳児で考えたときに、小学校と連携をするということを考えたときに、どうしても縦割りになってしまう部分もあると思うんですけれども、そのとき初めて言われる保護者とかもいると思うので、丁寧にじゃないですけど、いきなり、あなたのお子さんちょっと発達が気になりますとかということは、多分間違いではないとは思うんですけれども、それを小学校の先生とどういうふうにこの子の特性であったりとか、関わっていったらいいかとかというのもあると思うので、せっかく今心理士であったりとか、作業療法士とかがおる状態なんやったら、今の間にそのマニュアルであったりとか、どういうふうにつなげていくかというのをチームとして、吹田市で回っていくようにお願いできたらなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、公立保育所事業についてなんですけど、公立の保育所における職員体制について、常勤職員と会計年度職員、それぞれの割合や配置状況はどういうふうになっているのかというのと、職員の入れ替わりがある中で、保育の質の維持であったりとか、向上というのはどういうふうに取り組んでいるのか教えてください。

○中村祥之保育幼稚園室主幹　公立保育所における職員体制につきましては、園の規模によって多少異なるんですけれども、１園当たりの平均としましては、正職員が約21人、会計年度任用職員が常勤換算で約16人でございます。

保育の質の維持、向上につきましては、日々の教育、保育の中での気づきを話し合いできる場や時間を持ったり、市職員研修の参加や園内研修等を実施し、子供の育ちについて職員間の連携を図りながら共通理解に努め、教育、保育を行っております。

○清水亮佑委員　もちろん研修とか、吹田市は結構すごい充足しているなというのは印象としてあるんですけれども、あくまでも公立の保育所になるので、異動とかがあったときに、前の園長の先生のほうがよかった、あのときはこうしてくれたというのは結構耳に届く事案なのかなと。

一定、人間対人間の仕事になるので難しい部分もあるのかなとは思うんですけれども、今せっかくいいお声もすごい頂いているなという印象があるので、悪い引継ぎというのは結構ヒヤリハットであったりとか、そういうのを書いて引き継いでいくんですけど、こういうのがあって保護者さんに喜ばれたとか、こういうのがあって地域から喜ばれたといういい引継ぎもどんどんしていって、もちろんしているとは思うんですけれども、それが出てきてくれたほうが、こういうときにこういうふうにしたらいい感じに対応できたんやという、対近隣の大人であったりとか、対保育の質の部分であったりとかというところは結構大きいのかなと思うので、事故があったから引継ぎましたとかというよりかは、そういういい引継ぎの方法とかをどんどん増やしていってもらえたらなと思います。

次に、私立保育所事業についてお伺いします。

これまで私立保育所の整備、拡充を進めてこられましたが、近年少子化の進展に伴う市全体の定員充足率の変化や、今後の定員過不足の見通しはどのように分析されているのか教えてください。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　今後の見通しにつきまして、就学前児童数はやや減少傾向にございますが、保育の利用率というのは高い状況になっております。また、保育需要については依然として高い水準のほうを推移するものと見込んでおり、今後も地域ごとの需給バランスを見極め、将来的な施設の過不足や保育士不足の影響も踏まえながら、持続可能な施設整備について検討してまいりたいと考えてお

ります。

○清水亮佑委員　今後、日本全体で考えたときに少子化は進んでいるのかなと思っているんですけど、一定、共働き家庭が吹田市は多いのかなと思いますし、核家族もすごい多いのかなと思っているので、整備することも大切だと思いますけど、既存の施設をどううまいこと使うのかというところも考えてもいいのかなというところと、それに併せて既存施設の有効活用であったりとか、そういったところも前向きに進めていってもらえたらなと思いますので、検討のほうをよろしくお願いします。

続きまして、子育て支援事業におけるＩＣＴ活用についてお伺いします。

今、ＩＣＴの活用の進捗状況みたいなのはどういうふうになっているのか教えてもらっていいですか。

○荒尾春奈子育て政策室主幹　公立施設で実施している一時預かり、休日保育の利用申込みにつきましては、従来、お電話であったりとかという形で実施していたものをオンライン上で申込みができるようになりました。

○清水亮佑委員　窓口業務のほうがＩＣＴが進んでいるかなとは思うんですけど、それに対して市民さんから何か特段意見とかあったりしますか。

○荒尾春奈子育て政策室主幹　一時預かりの利用申込みにつきましては、もともと予約はお電話がメインだったので、決まった曜日、決まった時間に電話をするというところからオンラインで24時間いつでもスマホ片手にできるということは大変うれしいというふうにお声を聞いています。

ただ一方で、ちょっと予約が取りづらくなったりとかというところもあるので、その辺はちょっといろいろお声を聞きながら進めていきたいと思っております。

○清水亮佑委員　予約が取りにくいという、サービスが変わればもちろんそういう声もあると思うんですけど。もし可能であれば、私立保育所であったりとかも今、せっかくＩＣＴも結構進んでいるとは思っているので、全体的に同じフォーマットで、もちろんコドモンであったりとか、キッズダイアリーであったりとか、いろんな会社のいろんなＩＣＴがあると思うんで、それを統一するのはなかなか難しいのかなとは思うんですけど、そんな中でも利用する人が、この園はこれだけど、この園はこれみたいな、利用するところが大体同じやとは思うんですけれども。誰通とかも始まったときに大変なのかなと思うので、市として、このフォーマットを使えるんやったら使ってくださいみたいな案内があればもっとハードルは低くなるのかなと思うので、どうぞよろしくお願いします。

保育幼稚園管理事業についてお伺いします。

私立認可保育所や認定こども園等の指導監査についてなんですけど、指摘事項の傾向や改善指導の徹底はどのように図られているのか教えてください。

○大槻　仁保育幼稚園室主査　特定教育・保育施設等に実際に訪問させていただきまして、施設型・地域型保育給付費等に関する事項について指導等を行う、実地指導のほうを保育幼稚園室で定期的に実施しております。

近年の主な指摘事項につきましては、処遇改善等加算の実績報告内容の誤りであるとか、管理者配置、もしくは土曜日閉所に関する施設の御認識による報告内容の誤り等がございます。

確認した指摘事項については、報告の修正を求めるであるとか、それに伴う給付費の返還等を行っているところでございます。

○清水亮佑委員　指導監査は、僕、去年か一昨年かもしっかり聞かせてもらったんですけど、一定同じような指摘というのは多いのかなとは思いますし、毎年制度とか書面が変わるから、監査をする側や報告する側のほうも難しいのかなとは思うんですけれども、最低限せなあかん部分というのは、やっぱり市の事業ですし、子供の安全を守らないといけないというのは最低限のことだと思うので。そこら辺はしっかり、指導監査が来て修正したからはい、オーケー、返還したからはい、オーケーみたいな、そういう認識になってしまわないように、厳しくと言ったらあれなんですけれども、しっかりとそこら辺は見ていただけたらなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

次に、福祉現場の職員体制における会計年度任用

職員の処遇改善と人材定着策についてなんですけれども、ちょっとさっきのとかぶるんですけど、保育士や支援員など、児童福祉の現場を支える会計年度任用職員の成り手不足や離職を防ぐために、処遇改善や働きやすい環境づくりはどういうふうに取り組んでいるのか教えてもらっていいですか。

○中村祥之保育幼稚園室主幹　吹田市の公立園における会計年度任用職員の確保や離職防止の取組についてですけども、まず処遇改善としましては、保育士等に限らず市全体でのことなんですけども、人事院勧告などを踏まえまして、給与表の改定や地域手当率の変更を行いまして、給料及び手当額を増額しておるところでございます。

また、働きやすい環境づくりの面では、フルタイム勤務だけではなく、１日当たり２時間、さらに週１回や２回といった短時間の勤務枠を設定しております。

その他園内研修の実施などによりまして、職員の確保ですとか、離職防止に努めておるところでございます。

○清水亮佑委員　公立の保育園とかで人手不足になるというのはなかなかしんどくなるかなとも思いますし、加配児であったりとか、そういった子に対して、会計年度職員さんがすごい有効というのも現場としては分かるんですけれども、成り手不足とか離職というのは、研修に行ったから何とかなるというものではないと思うので、一定、その公立保育園の中で、集団で辞めるということはほぼほぼないとは思うんですけれども、あったときとかにはその原因究明であったりとか、辞める人が正義というのも違うと思いますし、残っている人が正義というのは違うとは思うんですけれど、一定、そこの現場感覚や現場の中で何かあるとか、目には見えない何かがあるとかというのも多々あるのかなとも思うので、そういったところを注視してもらったりとか、ふだんから話し合える環境づくりというのも大切だと思いますし、そういったところを大切にできるようによろしくお願いします。

一回置きます。

○村口久美子委員　よろしくお願いします。保育士の人材確保策についてお聞きします。資料の作成もありがとうございました。

児童部の資料の45ページ、それから、柿原委員が要求をされた、過去３年間に実施をした福祉人材確保策の内容、実績、予算額及び決算額の児童部所管分の資料も一部使わせていただきます。

まず、保育士人材確保の３年間の実績の資料からなんですけれども、１番目の保育士・保育所支援センターに関しては、2023年度から比べて、2025年度は決算額が２倍以上に右肩上がりで上がってきているという状況になっています。

二つ目の保育人材確保給付金については、２年目に急増して、３年目も高水準で決算が出ているということになっていますが、これについてのまず評価についてお聞かせください。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　まず、保育士・保育所支援センターの決算額の増加につきましては、主な要因としまして、会計年度任用職員の人件費の部分が決算額の多くを占めておりまして、そちらのほうの変動があって金額が変わっているものでございます。

２点目の保育人材確保給付金の支給件数の増加ですけれども、令和５年度が制度開始の年度になっておることから、今現在は年２回支給をさせていただいているんですけれども、この令和５年度に限りまして１回支給というところで件数のほうが少なくなっているものでございます。

○村口久美子委員　四つ目の保育士等キャリアアップ研修に関しては、予算額と決算額が離れている状況にあると思うんですけれども、これの評価についてお聞かせいただけますか。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　保育士等キャリアアップ研修の決算額ですけれども、こちら入札のほうで実施しておりまして、そういった価格競争のところで一定下がったものというふうに見込んでおります。

○村口久美子委員　価格競争ですか。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　仕様書の変更等や人数等を減らしたということではございませんでして、入札のほうをした結果、応札された事業者のほうの

金額がこの金額だったというような形です。

○村口久美子委員　そうしたら、応札金額ということで、受けたい方はいっぱいおられるけれども、現場がなかなか送り出せなくて受けれないとか、そういう状況はないという理解でよろしいでしょうか。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　研修自体はｅラーニング等も取り入れておりますので、その辺りは柔軟に受けていただけるというところで、そういったお声を多くはお聞きしていないような形です。

○村口久美子委員　この実施をしている保育人材の確保策について、吹田市としてはその有効性についてどのように評価をされているのかということと、何が一番効果があるというふうに見ているか。もしこれが一番人材確保にすごく資する働きをしているなというものがあればお答えください。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　まずは人材確保全体の評価でございますが、お示しさせていただいているような取組の実績のほうですとか、施設向けや対象者向けのほうでもアンケートを実施しておりまして、そういったところの結果のほうを踏まえて、全体的に傾向や評価というところを把握しているようなところでございます。

特にどういった施策のほうが効果的かというところでございますが、ちょっと限定はやはり難しいところはあるかなと思っておりますが、取組の中で挙げさせていただいております人材確保の給付金ですとか、保育士宿舎借り上げ費というのは、働く保育士さんにとって身近な制度かなというところで好評を得ているのかなというふうには思っております。

○村口久美子委員　どうしても国の給与水準が、ほかの産業と比べたら低い給与水準になっているということで、吹田市独自の保育の人材確保策を実施する中で確保ができてきているという状況だと思うんですけれども、こういう取組を実施しなければ、逆にどういうふうになっているというふうに思われるか、所見をお聞かせください。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　委員おっしゃっていただいているとおり、もしこういった施策をしなかった場合、他市さんも同じような施策というのを打っておられるというところがございますので、そういった保育士さんのほうの採用の面において、不利に働く場合というのがあるのかなというふうには考えております。

○村口久美子委員　一旦置きます。

○五十川有香委員　資料ありがとうございます。

まず最初、資料１ページの児童会館１館当たりの利用者数及び消耗品等の一覧から質問させていただきます。

特にですけれども、中学生が各館一定の利用があるということがこの資料から分かります。令和７年度から中学生の受入れが開始になったんですけれども、その受入れに際して整備をしたことや、令和７年度中に中学生利用に際して、消耗品等を購入した実績があればお答えください。

○藤井美佐紀子育て政策室主幹　令和７年度から中学生の受入れを開始しておりましたので、その準備として、令和６年度に学習用の机と椅子を購入いたしました。令和７年度中の購入の実績としては、中学生専用の消耗品というものは購入しておりませんが、小学校の高学年から中学生にかけて、幅広い年代の子供たちが遊べるおもちゃなどを中心に購入をしております。

○五十川有香委員　あと、消耗品費を見せてもらっていますが、各館の設定基準というのがあれば教えていただきたいです。

令和７年度から中学生が入ったので、それが変更されたか、されていないかも含めてお答えください。

○藤井美佐紀子育て政策室主幹　令和７年度から中学生の受入れを開始しましたので、各館に配分する消耗品の金額の計算の方法を変更いたしました。変更後の金額の計算方法といたしましては、まず一つ目に、各館一律の基準額として約18万円、続いて、利用者数別の調整額として約１万5,000円から３万円、この二つを合計しまして約19万5,000円から21万円を各館に配分をしております。

これに加えまして、各館に常設している消耗品が故障した際には、子育て政策室が個別で管理している予算で買換えを行っております。

○五十川有香委員　一定変更したとおっしゃっていますけれども、であれば中学生の利用が増えることで

各館増えた額をお答えください。平均でも結構です。

○藤井美佐紀子育て政策室主幹　各館、物価上昇率分の金額の増額となっておりまして、約１万円程度かと思います。

○五十川有香委員　物価高騰のための上昇ということですので、中学生が増えたからという理由だけではないということが御答弁で分かりました。

人数を数えさせてもらったら、館トータルで8,681名の方が児童センターを、延べですけれども利用してくれていることが分かります。

参考に、青少年活動サポートプラザ、ゆいぴあさんのほうの利用者数を聞いたところ、部屋別で見ますと7,700人と聞いておりますので、部屋別で見るとその人数よりも延べ数は多いという状況の中で、同じ中学生の居場所としてかけている費用を確認させてもらいましたが、成り立ちの違いはあれども、利用状況を伺うと１万円のみというのはなかなか中学生向けの整備には程遠いかなと思っております。その点、消耗品及び環境整備の必要性をさらに整えていくべきと考えますがいかがでしょうか。

○藤井美佐紀子育て政策室主幹　委員おっしゃいますとおり、環境整備が必要だと考えておりますので、今後も中学生や子供たちの意見や現場の意見を聞きながら、工夫して子供たちが楽しく過ごせるような児童館づくりを進めてまいります。

○五十川有香委員　ぜひ、先ほど言っていただきましたように、御本人たちのお声を聞いて進めていただきたいと思います。

次に行きます。財務諸表の252ページですけれども、厚生員さんも様々に工夫をされているんですけれども、これを読んでいくと、人材の確保、人材の工夫によって幼児教室を減らしたということですが、これによる利用児童等への影響と、あと人材ですけれども、中学生の利用増によってこれまでの人員による工夫というのは限界ではないかと考えますが、その点はいかがですか。

○藤井美佐紀子育て政策室主幹　令和７年度から機能強化を進める中で、子供たちの主体の居場所をつくるために、行事だけでなく、ふだんの子供との関わり合いは重要であるということを整理しました。その結果、業務の整理を行い、行事の実施手法や回数を見直すという方向性を示しました。そのため幼児教室の回数が令和６年度から７年度にかけて全館で約180回減少しております。この影響につきまして、幼児教室につきましては、児童館だけでなく、ほかの施設でも同様の行事をしていることから、児童館としての実施は抑制した形になっております。

また、人員体制につきましては、令和７年度から中学生の受入れを開始していますけども、１日当たりの利用者数に換算しますと、約３人の来館となっております。そういったことからも、現在は人員の体制の増加ということは実施しておりませんが、今後の利用状況を踏まえまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○五十川有香委員　お願いします。

次に行きます。歳入というか収入未済ですね、保育料の分ですが、附属書類の11ページですけれども、保育料等の収入未済の内訳をお答えください。

○細川裕基保育幼稚園室主幹　保育料等の内訳でございますが、内容は保育料、延長保育料、給食費の合計でございます。

○五十川有香委員　これらの収入未済の具体的な徴収方法ですね、なぜ収入未済等となっているのか。また、主要な施策で言いますと、滞納整理事業とされているかと思うんですが、その効果をどのように評価されていますか。

○細川裕基保育幼稚園室主幹　徴収方法につきましては、電話や書面等による督促でございましたり、催告、また支払いの促しを定期的に未納の方に行っている状況でございます。

また、未納となった場合には、すぐにお電話等で督促を行っておりますので、効果的に徴収はできているとは認識しております。

○五十川有香委員　次に行きます。保育所の資料を頂きました。ページでいうと42ページ、要求資料の。財務諸表でいうと256ページです。

頂いた資料は結果的に私学への補助金のみの推移ですけれども、公立においても歳児別で見ますと同様の状況だということで理解してよろしいでしょうかということと、歳児別の人件費について、令和６

年から７年で増加している理由を併せてお答えください。

○中村祥之保育幼稚園室主幹　まず、公立も同様かの質問につきましては、おおむね同様かと思っております。

○五十川有香委員　増加の理由を教えてください。

○大槻　仁保育幼稚園室主査　人件費の増加分につきましては、新規施設の増加と公定価格上の単価の改定等が考えられるところでございます。

○五十川有香委員　資料を見させていただいて、歳児別の資料で費用を確認しますと、ゼロ歳児と１歳児、２歳児では約1.5倍以上の経費に差がある状況だということが分かりました。

一方、吹田市の未利用児童数も確認させていただいていますが、明らかに見て分かるように、１歳児が突出していることや、令和８年、今年の４月１日の待機児童の数においても１歳・２歳児が占めています。

このような状況の中、育児休業自体は１年間認められていたとしても、結果的に空き状況等の都合から、１歳まで育休が取れるはずなのに、ゼロ歳児を逃すと保育所に入れないからやむを得ずゼロ歳から預けて復職せざるを得ないというような実態も聞いております。そういった深刻な制度のねじれを考えております。本来のニーズに沿っているのかということをしっかりと見極めることが大切かと思います。入所の選考時の配点等の考え方の整理や、こういった限られた人員や予算の中において、例えばゼロ歳児と１歳児の定数を変更するなどの柔軟性も踏まえて、特に１歳・２歳児の受入れ数を増やす仕組みは必須だと考えますが、吹田市としてどのようにお考えでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任　年齢別の定員設定につきましては、引き続き既存施設との協議も進めながら、地域別、それから年齢別に必要な保育提供量の確保、これをしっかりと進めていきたいと考えております。

○五十川有香委員　分かりました。お願いします。

次に行きます。財務諸表の先ほどと同じく256、257ページで、令和７年度に設置事業所の選定を実施されました南千里庁舎事務所跡地の保育所の整備について聞きます。

こちらの整備の募集については、プロポーザル方式を実施されたということをお聞きしております。つくられた募集要項ですね、選定に当たっては、この吹田市のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインに沿って策定をされ、選定をされたということでしょうか、いかがでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任　プロポーザル方式に関するガイドラインというところを参考とさせていただきまして、保育事業者を選定するに当たってのスキームというところを構築したところでございます。

○五十川有香委員　ガイドラインを参考とされた理由をお答えください。

○三井祐摩保育幼稚園室主任　一定、プロポーザルガイドラインというところでは、保育事業者さんの選定に当たりましてはプロポーザル方式、事業者から提案を受けまして、その中で評価をするというところで、公平、公正な事業者の選定、それから透明性、これを確保していくというところでプロポーザルガイドラインを参考にさせていただいたというところでございます。

○五十川有香委員　この事業者の選定に当たって参考にされたということですけれども、学識経験者の方に意見聴取はされましたか。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　事業者の選定に当たりましては、外部委員への意見聴取のほう、保育事業者等選定委員のほうが、各委員がそれぞれの専門分野、各分野において見識をお持ちでおられるというところから特段聴取を求めていないところでございます。

○五十川有香委員　選定委員が外部の方を選んだからということですか。その外部というのはどういった方ですか。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　申し訳ございません、選定委員のほうに外部の方は入っておられません。また、選定委員の選定に当たって外部の方から御意見を聴取しているということはございません。

○五十川有香委員　じゃあ、意見を聞いていないということですね、分かりました。

ガイドラインを参考にされているということですが、今回学識経験者に意見聴取等をされていない理由をお答えください。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　各保育事業者等選定委員のほうの皆様のほうが各分野における一定の見識を持ち合わせているというふうに判断しておりまして、外部の意見の聴取を行っていないものでございます。

○五十川有香委員　委員の方の所属と、どういう方が委員なのか、何人なのかお答えください、委員長も。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　令和７年度の選定委員の構成ですけれども、委員のほうが全員で５名、部内の委員のほうが３名、それ以外の部の方がお二人というような構成になっております。

○五十川有香委員　その具体的な部は言えないんですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任　令和７年度に実施した公募につきましては、児童部長、それから児童部次長、子育て支援センター担当理事、福祉部長、公共施設整備担当理事の計５名でございます。

○五十川有香委員　分かりました。改めてですけれども、今専門性があるというふうにおっしゃっていましたが、あくまで庁内の委員で構成されたということが分かりました。これについても総括で触れるかと思います。

次に行きます。こども発達支援センターのオープンデータからです。

医療的ケア児が吹田市全体では増えている中で、わかたけ園の利用児童が減っている理由をどのように分析されていますか。

○宮下昌也こども発達支援センター参事　減少の理由について大きく二つあると思っていまして、一つは就労家庭の増加、そしてもう一つは地域の保育園等の受入れ体制が進んできたことによるものでございます。現在ですと、やはり地域の受入れが進んだことで、療育施設ではなくて地域の保育所に通いながら児童発達支援事業所を利用される家庭が増加しているというふうに考えてございます。

○五十川有香委員　今そのようにおっしゃっていましたが、こういった現状の中でわかたけ園をどういうふうにしていくかであったり、ニーズの把握ということが十分に必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○宮下昌也こども発達支援センター参事　それはもう委員のおっしゃるとおりで、保護者がどういった支援を求めているのかきちんと把握をしていくことは重要だというふうに認識してございます。

その上で見直さないといけないところは整理し、検討し、改めて見直していく必要があるというふうに考えております。

○矢野伸一郎委員　資料頂きましてありがとうございました。

まず、令和７年度の施設型・地域型保育給付費の見込みと実績を頂いて、次に、目間流用の一覧を頂いています。予算見込みと実績が書いてあって、結局このところ、目間流用の一覧を見ると約１億6,000万円ですか、流用したということになっています。ただ、目間で流用できるとはいっても１億6,000万円とかいう予算、これがこの特定教育・保育施設等助成費から施設型・地域型保育給付費に流用されるということで、結局その見積りの精度ですよね。１億円出しているところも出しているところやし、足らなくなるところも足らなくなるところやし。そこの精度をやっぱりしっかりと上げていく、向上していくことが大事だと思うんですね。

１億円単位の流用といったら、やっぱり本来であれば補正予算とかで議会で議決を経るべきような規模になってきていると思うんで、そこの精度をしっかり、流用元にしても流用先にしてもチェックをしっかりやっていただきたいと思いますので、要望しておきます。

それから、次に返還金の詳細一覧を頂きました。

返還金一覧の資料14番から23番までについては、公定価格上の加算・減算項目の修正により、施設から過支給分の返還を受けたためということで、市が施設に対して５年間にわたって給付費を払い過ぎていたということですよね。つまりその５年間誤りに気づかなかったというような状況が続いていたり、また、資料６番から13番についても、施設が利用者から徴収していた利用料の一部を返還したことに伴

って、市が施設から支給分の返還を受けているというようなことで、これは返還をされているんですけど、この辺のチェック体制ですよね、このチェックはどこがやるんですか。

○大槻　仁保育幼稚園室主査　給付費のチェックに関しましては、保育幼稚園室の給付担当が主として行ってございます。

○矢野伸一郎委員　福祉部の指導監査室とかありますよね。そこはこのチェックとかには全然関係ないんですか。またがってあれなんですけど。

○山口むつみ保育幼稚園室主幹　児童福祉施設につきましては、給付費に関する監査を保育幼稚園室が、それ以外のことを福祉指導監査室のほうが監査しておるという状況でございます。

○矢野伸一郎委員　いずれにしてもこのチェック体制ですよね、ここがちょっと甘いというか弱いというか、ここをしっかりと体制強化をしていかないといけないと思うんですけど、副市長はどう思われますか。

○春藤尚久副市長　この原因というか、その理由をもう少し明確にして、人員の問題なのか、チェック方法の問題なのか、それについては確認をしていきたいと思います。

○矢野伸一郎委員　先ほどの施設型・地域型保育給付費のこの部分での流用についても、やはり主な原因は給付費不足、加算増だったと思うんですね。だから加算が本当に適正に取得されているのかどうかを確認する、そういうチェック体制が非常に重要になってくると思いますので、これも要望しておきます。

　それから、保育所等整備補助の当初計画と実績についての資料を頂きました。執行率が44％ということなんですけど、この執行率に対しての令和７年度の計画実績ですね、これによる影響はどういう影響があるんですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任　未実施となった部分につきましては、保育所定員で100名、それから既存施設の増築で37名の計137名の保育提供量の増加を見込んでいたことから、結果としてこれらの保育提供量の確保には至らなかったものと認識しております。

○矢野伸一郎委員　吹田市の第３期の子ども・子育て支援事業計画にのっとって整備を進めていっているという理解でいいんですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任　委員おっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員　それを見ていますと、保育所８か所とか、小規模保育所22か所を整備するということになっているんですけど、一方で各団体さんから将来の供給過剰になるんと違うかと、保育施設の新設は抑制すべきではないかみたいな要望書もあるんですけど、こういう要望書は当然市のほうにも来ているんで御存じかと思うんですけど、これに対するちょっと認識を教えてほしいんですけど。

○三井祐摩保育幼稚園室主任　まず、基本的な整備方針といたしましては、保育を必要とする児童に対しまして、必要な保育提供量を確保することが市の責務であると認識しております。その中で保育需要と保育提供量を比較いたしまして、保育提供量が不足する場合には既存施設の活用や、また、必要な施設整備によりまして待機児童、未利用児童の削減に向けた必要な保育提供量の確保に努めていきたいと考えております。

　また、将来的な施設の余剰であるとか、保育人材不足の影響、そういったところも踏まえまして、より持続可能な施設整備の在り方について引き続き検討していきたいと考えております。

○矢野伸一郎委員　今ありました保育従事者の不足ですよね。なかなかこれは、そういう計画を立てても、そういう保育士さんが不足しているという中にあって、非常に整備していくのは難しいなというふうにも感じているし、また、今さっきもありましたけど、既存施設をやはり定員の弾力化とか、小規模保育との連携などを柔軟に考えていかなあかんと思うんですけど、そういう見直し等はどういう形でされるんですか。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　ちょうどこども計画のほうが来年度中間見直しの年度に当たっておりますことから、その中で必要な需給バランスを見極めて、必要に応じて計画数の変更等も考えたいと思っております。

○矢野伸一郎委員　しっかり状況を見て、その辺の計画の見直し等、しっかり適切にやっていただければと思いますんでよろしくお願いします。要望しておきます。

それから、第２子の保育料の無償化が令和６年度からでしたっけ、始まっていまして、令和７年度のこの予算、決算の状況と、またこの効果ですね、どういうふうに認識されているのかちょっと教えてほしいんですけど。

○細川裕基保育幼稚園室主幹　委員おっしゃいますとおり、第２子無償化につきましては、令和６年度から実施したものでございます。令和７年度におきましては、第２子無償化に特化した決算における正確な数値は持ち合わせてございませんが、令和６年度の実績としましては、保育料の減額による歳入の減少が約３億3,000万円、歳出予算である施設型・地域型保育給付費の増額が約２億1,000万円の５億4,000万円が市の負担としてなっておりまして、令和７年度におきましても、おおむね同程度であると考えております。

効果につきましては、無償化の効果を正確に測ることは困難と考えてございますが、試算した金額、実績金額から保護者負担が軽減されておりますので、物価高騰が続く中で、子育て世帯の負担軽減に一定の効果があったものと考えてございます。

○矢野伸一郎委員　一定効果があったということで、特にその近隣で言うたら大阪市とか、豊中市がそれこそ今年から第１子ね、無償化を始めるみたいな声も聞こえてきてるんですけど、この第２子の、今本市においてはね、保育料の無償化をしてますけど、今後ですけど、そういう効果を見据えてね、その今言う第１子とかですね、隣の豊中市も来年からやるような話も聞こえてきてるんですけど、その辺の検討というか考え方について、現段階でいいんですけど、教えていただけないでしょうか。

○細川裕基保育幼稚園室主幹　第１子無償化につきましては、まだ正式、正確な検討段階には至ってございませんが、限られた予算の中で、認可保育所に入園される方への経済的負担は一定効果があると考えておりますが、様々な分析をした上で今後考えていきたいと思っております。

○矢野伸一郎委員　一旦置いておきます。

○柿原真生委員　資料の作成ありがとうございました。

母子保健事業における発達特性ウェブスクリーニング検査の実施状況を頂いてます。約８割の方が回答しておられます。ここあぽですね。この事業をやることで、以前と比べてどのような成果があったのかということを教えてください。

○柏原令子すこやか親子室主幹　約８割の方に、小学校入学前に、お子さんの強みであったり、苦手なところを保護者の方が理解することができたかなというふうに考えております。

また、園とも結果を共有していただくことで、保護者と園とがお子さんの様子などを話し合う機会になったと考えております。

○柿原真生委員　これは親への支援ということなんですかね。今のお話だと。

○柏原令子すこやか親子室主幹　お子さんの状況を見まして、また必要なおひさま相談であったりとか、療育にもつなげていくという事業でございます。

○柿原真生委員　要配慮判定というのが528人、20％という数で出てるんですけれども、それまでと比べて、この方々はおひさま相談につなげることができたと。この事業をやったことでつなげることができた方が増えたとか、そういうところの状況をお答えいただきたいのと、もう一つは、保育園とかですね、との共有というお話だったんですが、この子供さんの状況についての学校との連携、小学校１年生になっていくに当たって、何かそういうところはつながりがあるのかどうか、そこを教えてください。

○柏原令子すこやか親子室主幹　おひさま相談につきましては、今までは手挙げ方式で相談を受けていただいてたんですけれども、一定、スクリーニングをするということができまして、年中児さんからの相談も増えているというふうに評価しております。

また、学校との連携につきましては、会議に一緒に出ていただいたり、それから、おひさま相談を受けた後の情報についてのやり取りをするというところで、一旦事業を進めているところでございます。

○柿原真生委員　おひさま相談はこれまで手挙げ方式

だったということなんだけど、このここあぽをやったことで、おひさま相談を促しておられるということかと思いますが、その結果、おひさま相談を受ける方が増えたのかどうかということを、改めてお聞きします。

○宮本成貴こども発達支援センター主幹　このここあぽを受けた方で、528名の方のうち101名がおひさま相談につながってきておりますので、その点ではつながって増えたというふうに評価をしております。

また、先ほどの学校との連携についてでございますけれども、保護者の同意を頂いた方につきましては、おひさま相談の結果シートを学校教育室と、こども発達支援センターのほうで共有させていただいて、お渡しをさせていただいておりますので、連携のほうは取れてございます。

○柿原真生委員　次に、ちょっとざっくりとしたお話なんですけど、令和７年度というのは本当に物価高騰がずっと長引いてまして、その高騰の度合いというんですかね、それも非常に大きかったと思います。市民の生活を支える対策というのが求められる年度であったというふうに思うんですね。

まず、この物価高騰の下での市民、それから多くの事業を民間に担っていただいておりますが、この点の影響について、児童部としての御認識をお伺いしたいと思います。

○岡田耕一郎児童部次長　先日の財総での物価高騰対策というところでも、一部、資料はあるものでございますけれども、特定教育・保育施設等への運営支援事業ですとか、物価高騰対策の子育て応援金給付事業というものを実施してまいりました。

また、委員御指摘のように、物価高騰が委託事業者にも影響を与えているという声は聞いておりますが、都度どのような状態かということを聞きながら、事業者と共に委託事業を進めてまいった状況でございます。

○柿原真生委員　そうですね。児童部においては様々な物価高騰対策として、ある意味、手厚い事業というんですかね、やっていただいたというふうに思います、国の交付金も活用してね。

少し細かい話に行きますけど、例えば子供の習い事助成とかの額が変わってないと思うんですけれども、こういったところが本当にこの金額でいいのかどうかとか、あとは子供食堂への助成額ですね。こういったところについても物価高騰の中でどうだろうかということについて、どんなふうに対応されたのか、その点、教えてください。

○井上博登子育て政策室主査　まず子供の習い事費用助成事業の金額につきましてでございますが、こちらは年額12万円、月１万円ベースのほうで支給をさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては昨年、利用者の方に効果検証アンケートでお聞きしておりまして、１か月当たりにかかる習い事費用につきましては、水泳やダンス等、経験や体験にかかる平均費用につきましては、約１万360円ほどとなっております。

一方で、学習塾をはじめとする習い事によっては、月１万円を超えるものもございますが、本事業の趣旨といたしまして、月１万円、年額12万円の助成として、引き続き、実施をさせていただいているところでございます。

子供食堂等補助事業でございますけれども、こちらにつきましては、１回当たり１万円、開催回数によって最大年間24万円の運営費に関する助成を行わせていただいております。子供食堂につきましては、まず地域の方で実施していただくというものとなっておりまして、本市の補助事業につきましても、運営する中での一助になればというところで、支給をさせていただいているところでございます。

現時点で子供食堂運営団体様の御意見等を頂きながら、今後、補助事業の在り方については研究していく必要があるものと考えておりますが、現時点では引き続き、１回当たり１万円、最大年間24万円の運営費に対する補助事業を実施しているところでございます。

○柿原真生委員　習い事助成に関しては、いろいろこの間、議会でも議論があったというふうに思います。内容とか、あるいは対象についてということなんですけれども、この習い事助成の使い道としては、不登校の子供さんがね、フリースクールとかを利用される場合にも利用できるというふうにお聞きしてお

りますが、フリースクールってもっと高いと思うんですね。これ、低所得の世帯の子供さん向けの事業だと思うんですけれども、こういった、低所得の方々がフリースクールとかを利用されるに当たって、使えるものとしてはこれぐらいしかないのかなと思いますが、どうなんでしょうか。

○井上博登子育て政策室主査　委員御指摘のとおり、フリースクール等で使える補助事業となりますと、本市でいいますと、体験・経験機会の格差の解消を目的とするものではございますが、本事業である子供の習い事費用助成事業で活用いただけるというような状況になっております。

○柿原真生委員　今のお話だと、フリースクールにも使えるということで、ちょっと拡大解釈して使っていいですよというような趣旨なのかなと思いますが、そういうことでよろしいんですか。

○井上博登子育て政策室主査　委員御指摘のとおり、フリースクールを除外するものではなく、お使いいただけるというような制度になっております。

○柿原真生委員　学習塾もそうですけど、体験格差というんですかね、子供たちがいろんな体験をする機会が、低所得、子供の貧困で剥奪をされているということがないように、経済的支援をするということだと思います。

　という意味でいうと、ちょっとフリースクールとか学習塾は違うのかどうかというのは、そこは議論があるかなと思いますが、少なくとも、フリースクールに通っている子供さんで、低所得の方で、例えば小学校１年生、２年生、３年生の子供さんだったら、これの対象にならないということですよね。低所得の子供の支援ということで考えるんだったら、４年生か５年生か、この年度はどうだったか忘れたけど、小学校１年から使えるようにしてもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。広くみんなにということじゃない事業ですから、そこは必要な部分に対して、使えるように工夫をしていくという必要があるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○井上博登子育て政策室主査　本事業につきましては、自分のやりたいことを見つけていく時期に機会を逃さず体験機会を得られるよう、令和８年度、本年度から小学４年生まで対象を拡大したものでございます。

　現行対象者を拡大いたしましたので、まず、こちらにつきまして、利用しやすい制度となるよう取組を進めていくことが重要と考えておりますが、引き続き、様々な方の御意見や利用状況等、分析を行いながら、対象学年の設定の在り方についても引き続き研究してまいりたいと思います。

○柿原真生委員　検討はしていただきたいと思います。

　あと子供食堂に関しても、補助額が特段変わっていないということで、この点についても、特に食費がすごく上がってて、来年からちょっと消費税が下がるからどうなるのかな、とかは思いますけれども、そのことは一旦ちょっと置いといて、少なくとも決算年度ですから。食料品すごく上がってます。その中で、事業者の方からの声を聞いた上で、こういう状況になっていたのかどうなのか、そこをちょっと教えてください。

○井上博登子育て政策室主査　子供食堂等運営事業補助金でございますけども、こちらにつきましては、運営団体様によりまして子供食堂の運営方法等が様々ございまして、団体によりましては、確かに御意見のとおり、補助金の増額といったことも、御相談を受けるケースもございますし、一方で上限まで補助事業を使われていない団体さんというのもございます。

　委員おっしゃるとおり、食費等の高騰ございますので、引き続き子供食堂の皆様が運営しやすいような補助事業となるよう、制度の在り方については引き続き研究してまいりたいと思います。

○柿原真生委員　よろしくお願いします。

　次に、人材確保についてお聞きしたいと思います。

　保育士の確保の目標は何人で、この事業を行うことで何人確保できたんですかということを、まずお聞きしたいと思います。

○真殿麻由香保育幼稚園室主幹　保育士確保の目標としての保育士数ですけれども、各施設の正確な数というのを把握するのが難しいという点もございまして、数値としての目標値というのは設定していない状況でございます。

○藤木栄亮委員長　決算ベースの確保数をお答えください。

○安井基樹保育幼稚園室参事　令和５年度から令和７年度にかけまして、新規の採用職員数としましては、200人から240人というふうな形で、私立園の採用数としては推移してございます。

○柿原真生委員　そういう状況で、それでもまだやっぱり人材確保が難しいという状況になっているのではないかと思いますが、そもそも目標は、難しいとおっしゃられるのは分かるんですけれども、皆目見当がつかないというものなんでしょうかね。目標がないのに、こんなにいろいろ事業を打っているのは、何かどうなんでしょうかね。こんなにいろいろたくさんやっておられるのに、そこはどうなんでしょうか。

○安井基樹保育幼稚園室参事　各園でどれほど充実した保育を提供するかによって、やはり人数は変わってくるというふうな状況です。

委員がおっしゃるように、提供量のほうを私どもとしましては引き続き確保するというふうな状況でございますので、具体的な数字というのは申し上げることが難しいんですけども、それを充足していくところが重要であるというふうに考えておりますので、施設整備と保育人材確保を連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中西勇太副委員長　資料の御準備もありがとうございました。

最初に保育の需要について、児童・保護者支援について伺います。

資料を頂いていまして、児童部さんの資料の43ページ、44ページ辺りですが、この資料を見ますと、令和６年度から７年度にかけて、保育需要の推計と実際の利用申込みの差が大きく縮小しているように見えるんですが、需要推計の方法について、具体的にどのような見直しを行った結果なのか、教えていただけますでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任　令和７年度の推計と実績の乖離の縮小につきましては、令和７年度に第３期子ども・子育て支援事業計画として見直し、これを行っておりまして、最新の住宅開発による人口動向、それから幼児教育・保育の需給状況や既存施設の受入れ状況、これらの最新の情報を反映して計画を策定したというところで、乖離というところが縮小しているというような認識でございます。

○中西勇太副委員長　その推計、今おっしゃったようないろんなことが影響しますので、正確にというのは難しいと思うんですが、この頂いている資料を見ても、利用申込者数がどんどん増えていると。子供自体がどんどん増えているわけではないのに、こうやってニーズが増えているというのが、改めてよく分かります。

特に３号認定のところで、資料も頂いているのを確認すると、未利用児童が718人ですかね、令和７年度は、になっています。ただ、国の定義で待機児童は４人、今年の初めにはさらに増えたと思いますが、この未利用児童については、例えば行きたい園があられて、希望を強く持っておられるとか、認可外のところを利用されていたり、ミスマッチや、以前の予算審議でも、他の地域に流出されている方もおられたりとか、いろんな影響あるような形で聞いていますが、この未利用児童718人の内訳について、市ではどのように理由を把握をされていますでしょうか。

○細川裕基保育幼稚園室主幹　未利用児童につきましては、国で除外対象とされているものにつきましては、主に育休、育児休業を延長されることでございますとか、委員おっしゃいましたとおり、特定の園を希望される方でございましたりというのが、数値として上がってくるものでございます。

○中西勇太副委員長　今、答弁いただいたかもしれないですけど、その中でも保育を利用したいにもかかわらず、希望する地域とか、その年齢等の受皿の問題で、吹田市外に流出した児童とか、利用できない状態の児童とかという、待機児童４人という数字だけでは捉え切れない保育ニーズは、数字で把握できているのかとかというところは、お答えできますか。

○細川裕基保育幼稚園室主幹　委員おっしゃいます、実際の利用したいけれども利用できなかったというところにつきましては、一定、御申請いただく際に、電子申請ではございますが、そこで世帯の状況や認

可保育園に利用できなかった場合の保育の確保状況等をお聞きしておりまして、把握に努めているところでございます。

○中西勇太副委員長　また、これ、受入れ側の問題としても、先ほどの議論でもいろいろあると思うんですが、定員上は受入れ可能であったけれども、職員配置とかそういった理由によって、実際には受け入れることができなかった児童数というのも発生しているのかなと思うんですが、そこは把握されていますでしょうか。

○細川裕基保育幼稚園室主幹　委員おっしゃる利用定員を基にした受入れ枠でございますが、一定、令和７年度の４月時点における状況は把握しております。

○中西勇太副委員長　数を教えてください。

○細川裕基保育幼稚園室主幹　受入れ枠が利用定員を上回った数でございますが、それにつきましては、ゼロ歳から２歳につきましては334の枠が上回ったという状況でございます。

○中西勇太副委員長　保育士さんとか働かれる側も、一人一人、個人の人生でいろいろあって退職したり、難しい面もあるし、先ほどから議論もあるとおりで、人員確保の問題点というところも非常に多いんだなというところを感じます。

また、この資料を頂いていると、やっぱり区域別に用地取得して提供していくハード面の整備というところも必要ですが、やっぱり吹田市において、その辺りのハード面の整備というところも、整備費とか、先ほどから議論あるところまでも含めて、非常に確保の問題があると思うんです。

最後にですね、ちょっと視点広げて意見を言って、ここのところを収めようかなと思うんですけど、先ほども人材確保の議論とか、限られた予算のところで、第１子無償化の議論とか、今あったと思うんですけど、経済的負担軽減の効果というようなところ、答弁であられたと思うんですけども、やっぱりハード面も人材確保の面でも、あまりに問題があって、保育ニーズもどんどん上昇していて、一定限界も考えざるを得ない中で、児童、子育ての支援というところの、平等にしっかりと支援をしていくという目線でも、子育て家庭が保育を利用されている家庭だけではなくて、どのような支援とかニーズを持っているのかというところを把握するのが非常に重要ではないかと思っています。

なので、この中で保育提供量の確保の努力は引き続き必要だと思うんですが、それだけではなくて、子育て全体のニーズとかというところの把握と、全ての子供の育ちを地域全体で支えるような視点で、全ての子供に対する支援の検討というところで考えていただけたらと思います。

先ほども議論あったんですが、発達特性ウェブスクリーニング検査、発達相談等実施というようなところの質問を少し加えさせていただきます。

先ほども質問ありましたが、おひさま相談の対象となった445人のうち、101人が利用されていますが、差し引きすると、344人は相談を利用されていません。この344人については、その後の状況など把握されていますでしょうか。

○柏原令子すこやか親子室主幹　おひさま相談未利用者の確認を行ったところ、334人のうち75名が児童デイサービスを利用されているということが分かりました。また、令和８年８月までに69人がおひさま相談を受けておられるということが把握できております。

○中西勇太副委員長　既に利用されているというところもあったりということも分かるんですけども、この目的をどこに置くのかというのが、私、常に大切だと思ってまして、ここあぽの目的自体が、成果指標としてその回答率であったりとか、要配慮児の人数ということだけではなくて、その後、先ほど御質問あったんですけど、その後どういう形でつながっているのかというところをしっかり評価していただきたいなと思っております。

逆にこれ、今回アンケートということでやられた影響もあるのかなというふうにも伺ってますけど、支援につながりにくい、本当は支援が必要なお子さんとか御家庭ほど、アンケートに回答しにくい、してくれないということもあったんではないかと危惧するんですが、その辺りについてはどのように分析されていますでしょうか。

○柏原令子すこやか親子室主幹　アンケートの未回答

者につきまして、645人いらっしゃったんですけれども、３月に未回答者のアンケートを実施させていただきました。７割の方がうっかり忘れていたとか、ちょっと時間がなかったという回答をされています。また任意のアンケートだったからとか、特に心配がないからという回答もございました。

回答率を上げるための取組が必要だと思っておりまして、今年度からはリマインドでアンケートを実施していただけるように取組を進めているところでございます。

○中西勇太副委員長　恐らくその今の回答のような形であったりとか、地域として守らないといけない御家庭は、保育士さんとか園の先生方も既に把握はされたり、注目しているとは思うんですけど、体重の増加が悪いとか、いろんなこと見えてくると思いますので、やっぱりそういったところに、本当に届けたいところに届くようにという、事業の改善というか振り返りをしていただきたいです。

私、この発達特性という表現になっていたり、表現の仕方も気をつけるような形で移ってきてはいますけども、この今後、幼保から学校教育現場に向かっていくときへのつなぎとかという意味でも、診断をつける、悪く表現すると、レッテルを貼るというような形になるのではなくて、より支援が届くだったり、より共に育つ環境を、普通の学校で、一緒の教室で一緒に育つことができるような環境につながっていくというのが一番よいと思うんです。支援教室、別の教室につながるのではなくて。

なので、その発達障がい、発達特性と表現されるものの、変なレッテル貼りのようなものにつながっていないかというところは、先ほどの今後どうなっているというところ、さっきお答えもあったので質問としてはもう投げませんが、より注力しながら、アンケートなど答えていただいた方、５歳児健診などへの説明を、お子さんにも、お父さん、お母さんにも、先生方にも、うまく共有していくというか、分ける目的ではないというところをすごく大切にしていただきたいなと、意見として述べておきます。

公会計資料の中でも、こども発達支援センターさんになると思うんですが、一般相談、専門相談のこういったことの件数は減少する一方、就学前児童の親子療育教室やおひさま相談、保育所等の巡回相談は増加し、市自身が、地域での療育の需要が高まっているというふうに記載されてたんですが、255ページだったかな。これについて市はどのように捉えておられるか、教えていただけますか。

○宮本成貴こども発達支援センター主幹　発達障がいに対する社会的な認知度の向上などによって、これまでは性格とか、こだわりの問題などで片づけられていた状況も、適切な支援が必要なものとして捉えられるようになったものだと考えております。

不安を助長したり、不要なレッテルを貼ったりするようなことはするべきではないですが、必要なサポートを受けて、子供の健やかな成長につながることがよいことだと考えておりまして、このような記載になっております。

○中西勇太副委員長　今の答弁だと、認知が上がったから増えたという答弁に聞こえたんですが、それでいいんですか。

○宮本成貴こども発達支援センター主幹　認知度が上がったことは、大きな要因の一つかと思っております。

○中西勇太副委員長　全体での療育の需要が高まっているという、それは認知が上がっただけなんですか。需要が高まっているというのは、全体の数とか、そういったところは増えていないという答弁になるんですか。発達の特性があるお子さんが増えていないけど、認知が上がったという答弁に聞こえたんですけど。

○宮本成貴こども発達支援センター主幹　実際に発達の支援の必要なお子さんも増加している状況も一つあるかと思われます。

○中西勇太副委員長　根本のところですよね。根本のところを、この需要に応える保育ニーズにしても、こういったことにしても、需要に応えるということとか、必要な支援を届けるというところは大事なんですが、特に発達特性に関しては、友達をつくるのが苦手だとか、すごく一つに固執するとか、普通の人間でもある特性を、大人の基準で、特性とか障がいとかという基準にしているだけなので、全てのお

子さんも診断というか、そういう形になるお子さんも押しなべて、確実により良い行動や発達につながるもの、提供できるものというのは確実にありますので、食事であったりとか、不必要な薬は飲まないであったりとかいうようなことが、それはもう科学的にあるので、そこはしっかりと、共に学んで、事業に生かしていただくようお願いしまして、質問を終わります。

○藤木栄亮委員長　ほかに質問はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で、認定第１号中、児童部所管分及び認定第９号に対する質疑は終了します。

―――――――――――――○―――――――――――――

○藤木栄亮委員長　暫時休憩します。

（午後２時38分　休憩）

（午後３時13分　再開）

○藤木栄亮委員長　それでは、分科会を再開します。

次に、認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、福祉部所管分及び認定第５号　令和７年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○清水亮佑委員　福祉部所管の生活保護事業についてお伺いします。

生活保護の受給者数及び受給世帯数の直近の傾向はどのようになっているのか、単なる生活費の支給にとどまらず、就労自立や生活習慣の改善に向けた自立支援プログラムがどのように実を結んでいるのか、教えてください。

○宮﨑正隆生活福祉室主幹　直近５年間の被保護世帯数と被保護者数は、令和３年度から５年度まで、共に増加傾向でしたが、令和５年度をピークに、令和６年度以降は廃止件数のほうが開始件数を上回っており、減少傾向になっております。令和７年度末の時点では4,456世帯、5,520人でございます。

65歳以上のみで構成する高齢者世帯の割合が最も高くて、令和３年度から継続して微増傾向にあります。令和７年度末では、高齢者世帯は2,368世帯となっており全体の53.2％と、半数を超えております。

就労支援プログラムでは、就労支援業務に精通した支援員が、就労阻害要因の分析から、ハローワークへの同行とか、履歴書の記入、面接に関するアドバイス等による就職活動をきめ細かく集中して支援することにより、令和７年度では就労支援を行った58名のうち28名と、約半数近くが就労開始または増収につながっているほか、１名が生活保護から脱却しております。

また、生活習慣の改善に向けた自立支援プログラムのほうにつきましては、まず、満40歳以上の被保護者には生活習慣病予防健診を受診していただくよう案内しておりまして、健診の結果、医療的な支援が必要なものには看護師または保健師の資格を持った支援員が、生活習慣の改善に向けた助言とか指導、場合によっては医療機関への同行受診も行うなど、病気の悪化を未然に防ぐように支援しております。

成果を数値でお示しするというのは難しいことですけれども、生活リズムを整えて社会復帰の土台をつくっていくことに加えて、長期的には医療扶助の増加を抑えて、財政的、社会的な効果は得られているものと考えております。

ただ、保護受給者の中には、自己肯定感の低い者とか、家族関係の複雑さ、社会とのつながりなど、様々な問題が複雑に絡んでいるケースが多くて、様々な機関と関わりながら、各世帯内の問題を解決して、粘り強く支援をしていく必要があり、支援が長期化するという傾向にあります。

いずれのプログラムも短期間で効果を出せる支援方法がないということが難しいところにあると考えております。

○清水亮佑委員　ちょっと長かったんで、次回以降、もう少しまとめて答弁をお願いします。

今、結構いろんなことを教えていただけたんですけれども、生活保護を受けている方がどういうふうに卒業していくかというところを、短く教えてもらっていいですか。

今の話で聞いていると、その生活保護を脱却した人が一人というのは分かったんですけど、その一人がじゃあどうやって脱却したのか教えてくれたら助かります。

○宮﨑正隆生活福祉室主幹　やはり先ほど申し上げましたように、時間をかけてというところがありますけれども、本当に就労支援員さんが一緒にハローワークに行って、仕事を一緒に探してアドバイスをしながらという状況の中で、見つけてこられたところでございます。

○清水亮佑委員　そういったところ、時間かけるのもすごい大事だと思いますし、一人一人に向き合うということも大切なのかなとは思うんですけど、やっぱり一定人数があまりにも多過ぎる部分もあると思うんで、何か集団で、セミナーじゃないですけど、こういうふうにしていきましょうねとか、そういった部分は今もやられているとは思うんですけれども、費用対効果であったりとか、やっぱり一人脱却させるのに何か月も何日もかかってたら、なかなか難しかったり、そういう手法の部分であったりとか、やっぱり生活保護はみんな受けたくて受けてるわけではないとは思うんですけど、ちょっと難しい部分ではあるとは思うんですけど、丁寧に関わっていってもらえたらなと思います。

次に、介護保険事業についてお伺いします。

介護保険給付費準備基金について、近年高齢化や給付費の伸びに伴う取崩しと積立てのバランスがどのようになっているのかというのと、次期計画に向けた保険料水準への影響をどう見通しているのか、教えてください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹　まず、介護保険給付費準備基金につきましては、第９期計画におきましては、その計画策定時の残高に近い30億円全額を取り崩すことも想定した上で、保険料の設定のほうをさせていただきました。

令和７年度には団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者になっているというところもございまして、今後も高齢化であったり、給付費の伸びというのは継続して続くものと考えております。

次期計画の策定につきましては、今回第９期においては、これまでなかった、期中の介護報酬の引上げ等もございましたので、残高を残そうといったようなことも含めて、保険料の引上げが一定あろうかと思いますが、できるだけ抑制に努めれるように検討していきたいというふうに考えております。

○清水亮佑委員　これも積立てと取崩しのバランスというのはめっちゃ大事だと思いますし、これが崩れてしまうと、ほかの事業とかにも全て影響するのかなとも思いますんで、引き続き、きっちり見ていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

障がい支援事業についてお伺いします。障がい福祉サービスに対する需要が増加、多様化する中で、相談支援員の負担軽減や、利用者が必要なサービスを円滑に受給できる体制をしっかり確保できているのか、教えてもらっていいですか。

○川島奈津美障がい福祉室主幹　障がい福祉サービスの利用者が年々増加していく中で、必要なサービスを円滑に利用するためには、相談支援専門員の役割が重要であるという一方で、計画相談ではない、本市のセルフプラン率のほうが45％程度となっております。

本人の希望や自己決定を尊重する上で、セルフプランも一定数必要ではある一方で、やむを得ずセルフプランとなっているケースもあると認識しております。

相談支援専門員や事業所のほうは、少しずつですが増えてはいるものの、やはりサービス利用の増加に対して充足している状況ではないかなといったところです。

このため、相談支援専門員の負担軽減という意味では、基幹相談支援センターと、また委託相談６センターありますので、そちらのほうで、困難事例における同行訪問であったり、ケース会議などを通じて、後方支援のほうを取り組ませていただいております。

○清水亮佑委員　今ってこの相談支援の情報共有みたいなのは、ＩＣＴ化とかは進んでるんですかね。

○川島奈津美障がい福祉室主幹　なかなか共有という意味では、個々には入れていただいてるんですけども、進んでいない状況です。

○清水亮佑委員　これだけ人数も増えてくるし、ただ、物が物やから、なかなか全員で共有するとなったときに、セキュリティー面であったりとか、個人情報であったりとかというのもあると思うんですけど、

やっぱり一定、そこが進まへんことには、結局人を投入して、人を投入して、人を投入してということになってしまうのかなというのも、一定思うので、相談支援員さんの中でのグループであったりとか、何かそういうところ、もう時代も時代ですし、そろそろＩＣＴ進めていって、情報共有をもっと円滑にすることによって、気づきとかというのはあるのかなとも思います。

あとは災害のときとかでも、書式が全部なくなってしまったら、フォローもしようがなかったりとかするんですけど、こういうサービスを利用する人たちって、なかなか自分で自発的に何か動き出すことができない。できる方はもうできると思いますし、ただ一定、そのサポートが要るからというのもあるんで、何かバックアップみたいなのはやったほうがいいのかなと思いますので、意見として言っておきます。

続きまして、社会福祉法人等の認可指導監査事業についてお伺いします。

社会福祉法人等に対する監査の実施状況や運営上の課題や指摘事項があった場合、是正指導が確実に行われているのか、教えてください。

○安宅千枝福祉指導監査室長　令和７年度の社会福祉法人や保育所などの児童福祉施設、また介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等への定例の一般の監査、運営指導につきましては、全体としておおむね例年どおりの実施数となっております。

また、その他通報等がありました場合には、随時の立入調査や特別監査なども実施しております。

指摘事項といたしましては、一例として、保育所等の児童福祉施設の例を挙げますと、避難訓練及び消火訓練の未実施であったり、職員配置不足となる時間があるといったことを指摘しております。

また、いずれの場合におきましても、指摘事項につきましては、事業所から改善状況の報告書を提出してもらっております。その内容から、是正されたことを確認しています。

また、改善確認後も、次回の指導監査の際には、前回の指摘事項も確認していくなど、確実に是正されるよう長期的な視点での確認も行っています。

○清水亮佑委員　確実にそこはやっていってもらえたらなと思うんですけど、最近、通報義務系がすごい件数としては増えてきたのかなというのを思ってまして、多分、通報しないといけないという保護者さんであったりとか、地域の人たちがいるんですけど、一定その通報の中身であったりとか、誰が通報をしているのかというところって、多分秘匿になると思うんですけど、それだと園であったりとか、そういう事業所側からすると、どういう対応をしていいのか。もちろんその通報した人も守らなあかんし、事業者も守らなあかんということを考えたときに、そこでの橋の掛け違いみたいなのが出てくるのかなと思いますし、園であったりとか事業所からしたら、この人が何か言ってきてるのかな。やっぱりそういうのは対応しないといけない。誰であろうと対応するけれども、その事象において、違うことで怒ってて、それをこの際、通報したれみたいなというのは、ちらほら僕のところにも届いているので、お互いがよくなっていって初めて、この通報であったりとか、指導監査とかというのはいいのかなと思うんで、どっちかを守るのも大切だとは思うんですけれども、運営がよくなるように指導をしていってもらえたらなと思います。

最後なんですけど、福祉部所管事業全体の財政構造についてお伺いします。

福祉部の各事業の義務的経費が多いですが、社会保障費が膨らむ中で、事業の効率化や国・府費の活用を今後どう図っていくのか、教えてください。

○門田俊雄生活福祉室長　義務的経費の扶助費というものは、なかなか削減することが難しい経費でございますけれども、おおむね４分の３程度は国費が入っておりますので、一般財源の比率そのものは高いとは言えない状態ではございますけれども、もともとの歳出額自体が大きいため、結果としては一般財源額も多額になっている現状は認識しております。

ここは適正な執行に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○吉村　恵障がい福祉室長　障がい福祉のほうも義務的経費が増えているというところで、重ねての答弁させていただきたいと思いますけれども、やはり障

がい福祉のサービス費につきましても、年々増加しているというところで、国費、府費、入っておりますけれども、やはり全体の額が増えている状況にはございます。その点につきましては、適切なケアマネジメントをしっかり行っていくというところと、先ほどＩＣＴ化のことについても御意見頂きましたけれども、やはりそういったところと効率化という部分は、福祉の分野においても考えていかなければならないと思っておりますので、その点しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○清水亮佑委員　ぜひ前向きに、ＩＣＴ導入するのにもお金かかるんですけど、ＩＣＴ導入せえへんかったら、紙代かかってくるし、印刷代かかってくるしで、細かいのとかも多分出てくると思うんで、必要なところに必要な金額がちゃんといくように、全体で話してもらえたらなと思いますんで、よろしくお願いします。

一回置きます。

○村口久美子委員　資料の作成もありがとうございました。

まず、重層的支援体制整備事業についてお聞きしたいと思います。

福祉部の資料の１から４ページになります。国の制度ではあるんですけれども、改めて重層的支援体制整備事業の目的を御説明ください。

○河合哲平福祉総務室主査　重層的支援体制整備事業は既存の取組を生かし、複数の支援事業を各分野の制度や縦割りを超えて一体に実施することで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して、課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え、支えられて、地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目指すための事業でございます。

○村口久美子委員　事例が複雑、多岐にわたってきたので、それに対応するためということと、国の立てつけの中では、どんな相談でも受け付けると。たらい回しにしないということも書いてあったりとか、あとアウトリーチ型。困難な人ほど相談の窓口にも来れない。そういうところにも届くような支援体制ということでの説明なんかも書いてあったんですけれども、それを実施していくために、法改定をして、多機関協働による支援会議を開催できるようにして、そこで相談者の方の情報を共有して、各専門の知識とか経験を併せて解決へと伴走していくということだというふうに理解しているんですけれども、2025年度はこの多機関協議による支援会議が20件開催されたということなんですけれども、この件数と内容について、どう評価されているのか、御説明ください。

○河合哲平福祉総務室主査　重層的支援体制整備事業を始めさせていただいた年度において、20件の会議が開催されました。内容としてもやはり各室課、個別の制度の相談窓口で持っている中でも、様々な要因で複雑化、複合化した課題を抱えた方を上げていただいたのかなと思っております。

１年を通じて20件だったんですが、やはり複数の機関集まって、なかなか解決が難しい課題について検討するという上では、20件というのは初年度において、一定効果のある件数であったのかなというふうには考えております。

一方、今後そういった複合的な課題を抱えた方というのを市全体で支えていく上においては、各機関の連携というものを深めていって、会議の回数もそうですが、それ以外の連携においてサポートできるような体制づくりというものが必要なのかなと、担当としては考えているところでございます。

○村口久美子委員　参加された各室課へのアンケートも取られたというふうにお聞きしたんですけれども、どういった感想なり、意見なりがあったか御説明ください。

○河合哲平福祉総務室主査　アンケートとしては、おおむねこれまで各機関で困っていたケースなどを複数機関束ねて連携するという制度というものができたことで、成果を感じていただいているという声を多く寄せられております。

一方で、複数の機関が多く集まり、複数回、会議を開催するというところで、一部の室課については、重複して何度も会議に参加するということもあり、その辺りの負担という声を頂くこともございましたので、その辺り、今後の会議の開催であったりとか、会議以外での連携というものを深めていきたいと考

えております。

○村口久美子委員　会議以外での情報の連携という点では、今の法的な立てつけとしては、多機関協議による支援会議を開いて、その中で共有をするという形しか無理なのかどうか、教えてください。

○河合哲平福祉総務室主査　おっしゃるとおり、社会福祉法に基づく支援会議においては、一定の個人情報の共有というものが認められているものでございますが、それ以外の方法についても、例えば適切な方法で、本人さんの同意を得るなどによって、情報共有などは可能というところでございますが、この重層の会議という意味においては、この会議を開催することが必要なものではございます。

○村口久美子委員　最初にこの制度の目的、御説明いただいたんですけれども、仕組みの点からして、この目的とその仕組みの間に、その目的にたどり着くまでには、大きな隔たりがあるのかなということを感じているところなんですけれども、例えば、多機関協議による支援会議の開催はするんですけれども、その重層的支援体制の運用全体を、目的に向けて前に進めるための運用とか、運営とか、課題の抽出とか、改善点を挙げていくといったような、そういう検討はどこがどういうふうにするとかあれば、教えてください。

○河合哲平福祉総務室主査　基本的には、福祉総務室が重層的支援体制整備事業の中心となる室課として、様々な会議のアンケートであったり、受けとめ隊の意見を聞くなどして、委員おっしゃるような、その目的と仕組みのギャップというものが埋まっていくような取組というものを、中心になって進めていく部署であると認識しております。

○村口久美子委員　ここの資料の中でも、23の重層的支援体制事業に関わる室課として書かれているんですけれども、それぞれの例えば予算が削られたりとかすれば、重層的支援体制全体のその解決力であったりということも、大きく影響は受けてくると思うんですけれども、そういう総体としての制度を強化していくという、そういう視点はお持ちでしょうか。

○井手本治夫福祉総務室参事　強化するという点で言いますと、令和７年度、多機関協働の会議なり、受けとめ隊への研修なり、制度の周知を行ってきたりしているところではあるんですけれども、やはりまだ、そもそも重層事業は分野を越えた関係機関による連携を大切にするところですので、そういった重層会議自体が福祉関係の部署だけに限らずに、様々な分野の部署からの相談であるとか、重層会議への参画の機会を増やすなど、連携を一層進めていく必要があるのかなというふうに認識しております。

○村口久美子委員　おっしゃったとおり、横串を刺すということで、今まで関わっていなかった分野のことも知っていかないといけないという、お互いそこに熟達をしていかないといけないという面が大きいと思うんですけれども、お話聞いたところでは、例えば高齢福祉の分野で、ずっと相談を受けてきたところが、御家族に障がいをお持ちの方もおられて、そういう障がいの事例も含めての複合的な対応をしないといけないというふうになったときに、今まではうちの専門外やからということでお断りしていたのも、受けて解決を考えていくというところに参加をしていくと。方向性としてはそういうことだというふうに思うんですけれども、現場も職員も、そういう意味では熟達していく必要がある。経験と知識を蓄積していく必要があるということもあるのかなというふうに思うんですけれども、職員体制については、受けとめ隊の方が重層の会議にかけるかどうかも含めて、判断をされるということになっていると思うんですけれども、その人事異動のサイクルなんかについては、どのようにされているか、御説明ください。

○田畑茂洋福祉部次長　重層的支援体制整備事業ということで、福祉総務室のほうが第４次地域福祉計画の重点施策として、包括的な相談支援体制の構築に基づいて、この事業をしようということで、令和７年度から進めているところでございます。

　現在、多機関協働事業者ということで、福祉総務室のほうが担っているところではございますけれども、現在のところ、２から３名でやっているところでございます。

　今もおっしゃいました知識も蓄積していかないといけないところもございますので、この辺りにつき

ましては、また早いサイクルで人事異動というのはなかなか、令和７年度から開始した事業でございますので、また人事部門とも相談しながら、いろいろな庁内の組織もですし、庁外の組織も一応一緒になって事業を進めていかないといけないところもあるので、非常に知識を深めていただかないといけないという職員が必要となってきていますので、その辺も人事異動のほうも含めて、そういう部門と協議をして進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○村口久美子委員　なかなか重層的支援体制の目的が大きなもので、今、福祉の現場の中で起きているような問題を一気に解決するかのような、いろいろな目的が盛り込まれていますので、ただこの体制だけで解決が図られる問題ではないとは思うんですけれども、この重層的支援体制を通して、複雑なケースに対応する経験と知識を蓄積する、そして福祉の施策の中でどこを削ったらいけないのか、どこを拡充する必要があるのかというのを、全庁的に関わるところで共有をしていってということにはつながっていくのかなというふうに思いますので、ぜひそういう方向で発展をさせていっていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、強度行動障がいの受入れ事業支援の実施内容の詳細の資料を作成していただきました。これは、福祉の資料の49ページのほうになります。

これは法人名と補助金額と利用延べ人数、それぞれ書いていただいているんですけれども、これは通所型なのか、入所型なのかという、その内訳があるのか、全て通所型なのか。また、この受入れ加算の分なのか、受入れ施設の改修費用補助の分なのか、この金額が合計で書いてあるので、その内容も分からないんですけれども、御説明いただけますか。

○清家裕子障がい福祉室主幹　まず一つ目の質問、通所型なのか入所型なのかというところですけれども、こちら全て通所型の生活介護の事業所を対象とした補助金でございます。

また、令和７年度の実績といたしましては、全て受入れに関する補助というところで、施設改修に関する補助については、令和７年度につきましては執行はございませんでした。

○村口久美子委員　まずは通所での受入れを増やせる環境整備ということで、執行されたと理解をいたします。

ただ、強度行動障がいの方の場合は、特に親御さんが高齢化したときに、体力的にも対応ができないというケースが増えていて、とても深刻な状況になっていて、暮らしの場の整備が必要だという大きな課題があると思っています。強度行動障がいの方の暮らしの場をつくろうと思えば、住居の環境整備であったりとか、アルバイトの方では対応できない。正規職員の方でないといけないとか、人員の手厚い配置であったりとか、なかなかそのグループホームとしても手を出せない、人員や予算の関係で、整備が必要だけれども整備ができないというようなことにはなっているんじゃないかなというふうに思います。

これは一応、福祉年金の削減をされた分、何に拡充したかという一覧表にも、強度行動障がいの受入れの補助金という項目で上がってきたと思うんですけれども、もともと福祉年金、３億円ぐらいの予算があったところで、なかなかどれが充実されたかということの積算を重ねても、そこまでは充足がされていないというふうなこともあるかなと思うんですけれども、こういった、現状必要だけれども足りていないというところの、強度行動障がいのグループホームの整備なんかについて、もっともっと整備ができるような補助金制度にしていくというふうなことは、検討はされないでしょうか。

○清家裕子障がい福祉室主幹　現在、本市で策定しております次期障がい福祉計画の策定のために取りましたアンケートの中でも、やはり強度行動障がいの状態にある方、特にやはりグループホームの、近いうちに、近い将来入りたいという御希望をされている方というのが、ほかの障がい種別と比べましても、かなり高い割合でいらっしゃったという事実もございまして、障がい福祉室としましても、強度行動障がいの方のグループホームですとか、暮らしの場に関するニーズが高いというところは承知をいたしております。

現実として、委員おっしゃられているように、なかなかやはり強度行動障がいの状態にある方を受け入れるというところ、特別な支援が必要、困難な支援が必要というところで、受け入れたくても受け入れられないというようなお声も、現場のほうからも聞いておりますので、国のほうでも強度行動障がいを有する方というところは、引き続き次期計画期間においても重点的に取り組んでいかないといけないというような方針を出しているところでもございますので、今、具体的に検討できているかといったら、ちょっとそうではないんですけれども、今後幅広く検討していかないといけないというふうには認識をしております。

○村口久美子委員　もう大分既に、障がいをお持ちのお子さんを残して死ねないというふうな、切実な問題に直面されている方もたくさんおられるので、ぜひ前に進めていきたいということをお願いしておきます。

次に、手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例についての取組、事業一覧という資料を作っていただきました。資料の15、16ページです。

様々な取組を進めていただいているなというふうに思っています。ありがとうございます。

手話言語等促進条例の取組の進捗状況及び今後の取組というまとめを、2025年の３月に障がい福祉室が出されているんですけれども、その資料によると、定型的な市民対応業務があるけれども、窓口にコミュニケーションボードなんかを設置していない室課が37あるということ、また市のイベントや会議開催時に、必要に応じて手話通訳者や要約筆談者の配置を全くしていない、配置の検討をしていない室課は合計で14あると。また市主催のイベントで、必要に応じて、耳マークや筆談マークの設置をしていない室課は26あるというふうになっていました。これはどこの室課なのかということとか、こういったところへの働きかけはどうなってるかということを御説明いただけるでしょうか、分かる範囲で。

○十川勇志障がい福祉室主幹　先ほど委員おっしゃられました、設置していない室課に関しまして、手持ちで具体的にどこの室課というところは、今、持ち合わせていないところではございますけれども、こちらの対応につきましては、毎年度、手話言語等促進条例の取組というのをしておりまして、進捗確認というのも、各取組、行っております。その中での質問というところをまとめた回答になるんですけれども、毎年度この進捗確認する中で、そういった結果が示されたというところになるんですけれども、設置していない室課に関しましては、その進捗状況の紹介のときに、改めて再度取り組んでいただきたいというところをお伝えしておりますし、また今後ともその進捗確認の中で、定型的なところの部署に関しましては、特に設置が必要と思いますので、呼びかけというのを引き続き行っていこうと思っているところでございます。

○村口久美子委員　毎年進捗の調査をされているということで、アンケートか何かでされている形でしょうか。

○十川勇志障がい福祉室主幹　進捗確認につきましては、各推進方針で掲げられている取組につきましては、各担当の室課への照会を行っておりまして、また全職員ですとか、全室課に関係するところにつきましては、アンケートのような形式で確認を行っております。

○村口久美子委員　庁内に関しては粘り強く調査もしながら、働きかけをしていっていただきたいと思います。

指定管理とか委託事業者の中にも、全く取組をされていないというところも散見されるんですけれども、こういったところには、調査とか働きかけはされているんでしょうか。

○十川勇志障がい福祉室主幹　そういったところへの具体的な調査につきましては、指定管理者ですとか委託事業者の関係するところに、多様なコミュニケーション手段の整備を働きかけるというところを、関係室課通じて行っておりまして、具体的にどの事業者ですとかというのを障がい福祉室の方で把握してはないんですけれども、引き続き改善のほうを進めるように関係室課に働きかけは行っていきたいと思っております。

○村口久美子委員　関係室課はその取組をされていないということを把握されていたりとか、そこに対して推進をしていく立場にあるというふうに認識されてるのかどうか、教えてください。

○十川勇志障がい福祉室主幹　関係室課が把握しているかにつきましては、この進捗確認の中で、その働きかけというのを、そもそもしていただくようなところの呼びかけというのをしておりますので、働きかけをしていないというような回答にはなっているんですけれども、働きかけをしていただくという前提で、こちらも通知を出しておりますし、そういうような呼びかけというのを今後もしていく予定をしておりますので、引き続き働きかけというのをしていただこうと思っております。

○村口久美子委員　ぜひ指定管理者や委託事業者にも調査、指導が行くように、よろしくお願いいたします。

これまで会派で、手話通訳者の登録制度の創設なんかも求めてきたんですけれども、手話通訳者の育成であったり、登録であったり、調整について、現状まだ足りてないというところをどのように充足していくのか、そのお考えをお聞かせください。

○平井圭介障がい福祉室参事　登録者制度につきましては、現状の課題である緊急時ですとか、土曜日、日曜日、役所が閉まっているときの通訳者の派遣というところの課題解決の策として、一定有効であるものというふうに認識してはおります。

他市の状況等を今確認しておりまして、古くからされている自治体が多いんですけれども、その中でいろいろな課題とか、制度を維持する難しさのようなものも把握しているところですので、今後慎重に、登録者制度につきましては検討を進めていくとともに、例えばＩＣＴを活用するですとか、ほかのやり方を検討して、そういった課題解決を図っていきたいというふうに考えております。

○村口久美子委員　作業部会も年３回開いて、当事者の声なんかも踏まえて、今後の方向なんかも出していただいていると思うんですけれども、充足数をどこに置くかという、今は緊急対応であったりとか、救急搬送されたときとか、急病のときとか、また役所の申請のときに、手話通訳を予約すれば利用できるというふうな現状になっていると思うんですけれども、手話言語条例は手話を言語として広く認識していける環境整備を進めていくという趣旨でもあるので、そこは作業部会の中でも、当事者の方々の意見を踏まえて、どこを充足数とするのか、どういう環境整備をするのかという、そもそものところから、また議論をしていただければなというふうに思います。これは要望でお願いをしておきます。

災害時の手話通訳者の配置の体制などは、想定されているのか、お聞きします。

○平井圭介障がい福祉室参事　災害時につきましては、現在、筆談用のホワイトボードを全ての指定避難所に設置しているというところと、今後につきましては、さらにコミュニケーション支援ボードを担当の室課と共同で作成して配置していくというようなことを、現状考えております。

○村口久美子委員　現状を考えると、手話通訳の配置まではちょっと遠いかなということなのかなと思いますけれども、手話通訳者の登録制度を始めることで、手話通訳ができるという方を増やしていくという方向で、検討いただければと思います。

避難時の避難所に、今おっしゃったようなコミュニケーションボードとか筆談ボードに加えて、耳が聞こえないことを示すスカーフの設置などの要望も出されていますけれども、これの検討についてはどのようになっていますでしょうか。

○平井圭介障がい福祉室参事　今おっしゃった災害用バンダナ、市内の事業者さんが作っていらっしゃるのは聞いています。実際に活用されてる自治体さんも幾つか聞いていますので、またヒアリングなどして、活用のほう、できるかどうか検討していきたいと思います。

○村口久美子委員　よろしくお願いします。

最後に、人材確保策についてお聞きします。

柿原委員が要求をした人材確保の福祉部所管分の資料、40から48ページを使わせていただきます。

障がい福祉室が2025年度に、市内の障がい福祉サービス事業所などにおける人材確保に係る調査というものを、各事業所にアンケートを実施して、その

結果がまとめて公表されてるんですけれども、それによると、介護人材確保が大きくマイナスへと転じているという報告がされています。不足人数は約300人というふうに推計をされています。また、現場では非正規職員が６から７割を占めているということで、年々厳しい状況になっているということも報告されています。

こういう中で、すいた年輪プランなどの計画も立てておられるんですけれども、人材不足のために実行できないというふうなことにもつながっていくのかなというふうに思うんですけれども、この人材確保策、様々取り組まれているんですけれども、実質手取りがアップされるような、保育人材確保で実施されているような施策がないんですけれども、そういったものは必要じゃないでしょうか。

○清家裕子障がい福祉室主幹　委員おっしゃられるように、保育人材確保のほうでやっていらっしゃる、５年間で何十万円というような支援というのは、障がい福祉のほうでは現在実施はできていないんですけれども、要求資料47ページの令和７年度のところでいうと、一つ目のところ、障害福祉サービス等資格取得支援事業、こちらに関しては法人のほうに資格取得のために必要な研修を受けられた場合などに、補助をしているものにはなるんですけれども、こちらのほうで必要な資格、取得していただいた場合に、例えば時給が何百円とかいう、結構最近見た申請とかでも、かなりアップされているようなこともあったりするので、そういったところで、あと、事業所のほうで、そういった資格を取得している方を何割以上採用されている場合とか、配置している場合について、加算を取得いただけるというようなところがあって、またその取得した加算のうち、ほとんどを事業従業員の給料のほうに転嫁しないといけないというような国の制度もございますので、このような資格取得支援というところを本市の独自の事業としてやらせていただいている補助事業にはなるんですけれども、こういった事業を行うことで、間接的ではありますけれども、国からの報酬が上がるというようなところで、給与面というところでもアップしていただけるんじゃないかなというふうには考えております。

○村口久美子委員　資格を取得して、技術の向上とともに加算で収入を上げるというふうな事業もあるんですけれども、予算に対して決算額が大分大きく離れているというところもあるなと思って見ております。これは、介護現場は人手が足りないので、なかなか研修に送り出せないというふうなこともお聞きをしているんですけれども、そういう実情があるんでしょうか。

○清家裕子障がい福祉室主幹　委員おっしゃられるように、やはり現場、人手が足りないというところで、研修に行っている余裕がないというところで、資格取得が難しいというような声も、事業者のほうから頂いているというのは事実でございます。

○村口久美子委員　採用をしてから研修に出すということで、負担が現場に来ているという声を私も聞いてます。なので、その人材確保策として、より現場に負担が行っているということでは、目的としては、逆になっているのではないかなということも思っています。

先ほど保育の人材確保のときにお聞きしたんですけれども、そういう手取りが実質アップになるような保育支援給付金であったりとか、家賃の借上げ、補助であったりとかという、吹田市独自の施策があることで、一般の職業に比べて７から８万円、月額お給料が低いというところを補って、人材の確保が何とかできているというふうな答弁もあったんですけれども、やはり介護の人材、ここまで不足が進んでいる中で、吹田市独自でそういった保育でやっているような、介護の人材確保策が必要じゃないかと思うんですけれども、改めてお聞かせください。

○宮川公平障がい福祉室参事　今、委員おっしゃられました給付金のような、市の独自施策というところでございますけども、障がいの分野につきましては、かなり小規模な事業者さんが多かったりとか、高齢の分野とは違った課題というのもございまして、どのような施策が本当に人材確保に結びつくのかといったところにつきましては、日々検討させていただいてるところでして、給付金を実施したからといって、それが結びつくのかといったら、効果であった

りとか、そういったところにつきましても、他市事例なども見ながら検討してまいりたいなというふうに思っております。

また、給与の面の部分でいいますと、本来であれば国の報酬のほうで、ちゃんと賄われないといけないものというふうには考えておるところでございまして、あと、先ほども申しましたような処遇改善加算という、加算を取ることによって給与に直接反映できるという国の制度がございますので、今、本市のほうにおきましても、その処遇改善加算の取得支援というのを委託で実施しておりまして、それを行っていただくことによって、報酬面では実際の手取りの上昇につながっていくというふうなところになっております。

また、そういった障がい福祉分野の特性もございますので、なかなか認知がされにくくて、就労に結びつかないといったところもございますので、昨年度は魅力発信などについても取り組ませていただいたというところでございます。

○村口久美子委員　もう時間がないのでそろそろ置きますけれども、魅力発信なんかも、長い目で見たら、効果はそのうちじわっとあるのかもしれないんですけれども、アンケート調査の結果から、いろいろな要望なんかが具体的に上がっていると思うので、奨学金の返済の補助金であったりとか、そういった具体的なことを一つ一つ、ぜひ進めていく方向で、検討いただくようにお願いして、一旦置きます。

○五十川有香委員　資料ありがとうございます。

まず、重層的支援ですけれども、先ほど村口委員から、課題等のやり取りはありましたので、それは割愛しまして、私から、国、府の支出の分も分かるようにということで、資料を頂いておりますが、これを見て分かるように、国、府からの補助事業というのが大変多いなというふうに感じております。

重層的支援になってから、吹田市としても国の補助が増えたという事業はあるんでしょうか。

というのと、当該補助があるからこそ事業展開ができたということもあれば、それも含めてお答えいただきたいです。

○河合哲平福祉総務室主査　重層的支援体制整備事業が始まったことで、増えたこととしましては、福祉総務室としましては、多機関協働事業としまして、多機関の連携であったり、参加支援、アウトリーチなどの事業を含め、新規に実施することができまして、それで国、府からの補助金を受け取っているものでございます。

福祉総務室の事業としては以上でございまして、あと各室課については、この重層事業を始めるに当たって、特別にこの事業をしなければであるとか、この事業をすることでというような、そういった開始の仕方をしたものではないものでございます。この各室課において、そのタイミングに合わせて、それぞれ必要な事業の拡充をしたということがあれば、福祉総務室においては把握していないものではありますが、そのような事業の開始の仕方をしたものでございます。

○五十川有香委員　一番大きいのが最初に書いていただいている重層的支援体制整備だということですね。

昨年、私たちの委員会でも視察に行きました国分寺市では、相談支援包括化推進員という方が正規でいらして、その方が安定的なハブとなっていたり、ボトムアップの事業体とか、部長級も含めた調整会議が実際あります。吹田市はそこまで、整備は今、できていない状況ですけれども、実施開始に当たって、他市の研究とか調査はもちろんされたかと思いますが、実施して改めて今の課題、先ほどおっしゃっていた課題も含めて、実施が始まってからにおける他市との情報共有を充実して、私たち吹田市に生かすというような他市研究が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○河合哲平福祉総務室主査　委員御指摘のとおり、重層的支援体制整備事業を進めるに当たりまして、他市の動向であったりとか、国からの指針であるとか、そういったところっていうのを注視していくことが必要であると認識しております。

私どもはこの事業を始めてからも、府の研修であったりとか、先進都市派遣なども含めて実施して、先進都市であったり、近隣市の動向というのを新たに情報として仕入れて、よいものがあれば取り入れていくことが必要であると考えております。

○五十川有香委員　実施されている部分もあるかと思いますが、先ほど来聞いていますと、福祉部以外の部にそれが伝わっているのかというのが非常に課題としてあるのかなと思いますので、ぜひそういったことをほかの部も含めて、重層的支援なので、そういった意識が醸成されているよということは、吹田市の全室課にしっかりと持って帰って、皆さんにも伝わるようにしていただきたいなということを、改めて私からもお伝えしておきます。

次、行きます。包括外部監査において取り上げられた各事業ですね、いろいろと調整等も、資料を頂きありがとうございます。大きく三つほどしたいと思います。

まず、社会福祉協議会の部分です。補助金と基金の役割について、包括外部監査の先生から御指摘がありましたが、今現在、どのように整理をしているのか、お答えください、簡潔に。

○井手本治夫福祉総務室参事　包括外部監査で指摘がありました市から社協への過去の補助金とは、福祉ボランティア基金の原資としまして、昭和61年、63年度に交付しました補助金と、地域福祉基金の原資の一部として平成７年、８年度に交付した補助金のことでございます。

福祉ボランティア基金の運用益につきましては、一定の要件を満たす社協のボランティアセンター登録団体に対して補助金として交付されておりまして、社協において助成決定を審議する福祉ボランティア基金管理運営委員会には、福祉部次長も委員として参画し、確認をしているところでございます。

地域福祉基金の運用益につきましては、社協の法人運営事業における貴重な財源として活用されておりまして、決算関係書類等におきましても、当該運用益が法人運営事業に繰り入れられていることを確認しております。

また、毎年度、社協に対して交付しております地域福祉推進活動補助金につきましては、地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動の経費であるとか、当該活動の支援に関する経費、また補助対象活動に従事する職員の人件費を補助しているものでございます。

○五十川有香委員　続きまして、介護支援サポーターについて、これも指摘をされて、予定価格が過大とならないようにと、どう改善したのかというところですけれども、実際、改善はしたというふうに、措置済みとなっているんですが、結果的にその金額が上がっているその理由をお答えください。

○齊藤京子高齢福祉室主幹　介護支援サポーター業務につきましては、課題としまして、サポーター登録者数がコロナ禍後、伸び悩んでおりました。そのことについて委託先の担当者からの聞き取り、それとサポーターの活動状況から、業務の精査のほうを行いました。そして、こちらのサポーター制業務の業績拡大に必要な取組を視野に入れて、業務量の精査のほうを行いました。

その結果、令和７年度からサポーター活動のさらなる充実を図るために、サポーターが活動しやすい体制の整備、受入れ施設の実態把握、それと介護支援サポーター制度自体の啓発活動を委託業務に付け加えております。そのため、委託料の人件費の積算につきまして、今まで大阪府の最低賃金で積算のほうを行っていたものを、本市の事務補助の会計年度任用職員の３年目の給与を基に積算のほうを行ったため、本業務の令和７年度の決算額が令和４年度の決算額を上回ったものでございます。

○五十川有香委員　続きまして、街かどデイハウスです。こちらについては、先生の指摘があったんですが、結果的に措置せずというふうになっており、理由には、利用者に対する配慮などが書かれていますが、当該事業の類似の事業との効果等の違いはどこにあるんでしょうか。どのように評価をされていますか。

○齊藤京子高齢福祉室主幹　街かどデイハウス事業につきましては、もともと大阪府の補助事業として実施のほうをしてきましたけれども、令和２年の中核市の移行に伴って、大阪府の補助の対象から外れるため、事業の在り方について、総合事業における通所型サービスと類似の事業への移行を含めて、検討のほうを行ってまいりました。

ただ、本事業は住民参加による民間非営利団体やＮＰＯ法人を、街かどデイハウスの事業の補助対象

としておりまして、住民主導による地域福祉活動の推進という側面があることや、介護予防に資する活動を行っていること、また実際、街かどデイハウスを利用されている方が延べ人数で年間約9,000人ほどおられます。それと利用者の方と、あとスタッフの方とのつながりがある中で、即時変更は難しいと判断いたしまして、当面現状の形で継続するという判断をさせていただいております。

○五十川有香委員　次、行きます。子供の学習支援の実施状況から聞かせてほしいです。財務諸表の214から215ページです。

こちらの登録状況について、事前に担当へ確認をさせていただきました。こちらの財務諸表には、令和６年度から令和７年度で、教室数が増えたから延べ数も増えたよというような分析なんですけれども、よく見ていただくと、令和５年から令和７年だと延べ利用者数が減っているんですね。これは何でだというところで、確認等をさせていただきました。

対象となるであろう人数も、事前に確認させていただいたところ、実際の利用者を見ていくと、登録者では、中学生においても半分以下の方、高校生ではたったの１割ほどが登録されているというような状況でした。また教室別でも、定員の３分の１も満たないといった教室もありました。

結果的にこれらを利用せずに、一部、令和６年度から習い事助成の事業の利用者がいますので、一定そちらで塾等、通っているという子もいるかもしれませんけれども、そこの人数は分からないということでしたので、結果的にこれらを利用せず、家などにいて、孤立している子供たちが実際いるんではないかということを、大変危惧しております。

子供たちへの周知方法や、そういったことで工夫していること、また令和５年と令和７年度において、比べると延べ人数が減っているという現状をどのように分析されていますか。

○野田真也生活福祉室主幹　まず、委員から御指摘のありました、利用者数が令和５年度から減っているということにつきまして、申し上げたいと思います。

利用者数が伸び悩んでいる状況につきましては、認識しておるところなんですが、こちら経済的な面だけでなく、学習環境とか生活環境に課題のある子供たちも在籍しておりまして、出席する回数が比較的多い子供もいれば、登録はしていても学習支援教室への出席が少ないという子供さんもいらっしゃいます。

そういった学習意欲の少ない子供たちへのアプローチが課題であると考えておりまして、対象世帯との個別のコミュニケーションを取りまして、通いやすい雰囲気づくりに努めていきたいと考えております。

あともう１点、周知方法なんですけれども、こちらにつきましては市内の商業施設への協力を得て、チラシを配架しまして、来訪者の目にとまるよう努めておるところでございます。

あと、市報に掲載することで、市民の皆様に情報をお届けしまして、さらに公式のホームページにも掲載するということで、情報提供も行っているところでございます。

○五十川有香委員　アプローチが今現状、課題ということを認識していただいているということです。

一つ、先ほど述べましたように、習い事助成のほうも一定、活用できるというのも実際あるかなとも思います。そういった現状も今つかんでおられないということを事前にお聞きしていますので、そういったことも踏まえてトータル的に、先ほど児童部のほうで別の委員さんもおっしゃっていましたけれども、子供たちの学習支援の状況というか、放課後なり、そういった学習のできる環境づくりというのは非常に大事かなと思いますが、その点、習い事助成との関係性を踏まえて、いかがでしょうか。

○門田俊雄生活福祉室長　習い事助成のほうは、生活保護世帯と児童扶養手当の受給世帯も対象になっていたかと思いまして、生活保護の受給世帯と児童扶養手当の受給世帯というのは重なり合う部分もありますので、その意味で数字が出しにくいというところはございますけれども、お伺いしているところでは、生活保護受給世帯のほうに限っては、利用率というものは低い状況にあるっていうところはお聞きしておりまして、周知のほうのアプローチも受けておりまして、ケースワーカーのほうにもそういった

話を出しているところでございます。

この事業につきましては、クーポン事業で塾に行くというところには全く至らないような、生活環境から整えていかなければいけないという児童が一定対象になっておりますので、なかなか、必ずしも対象として重なり合う部分というのが大きいわけではないとは思っております。

スクールソーシャルワーカーさんでありますとか、うちの子ども支援員、もしくはケースワーカーといったものが家庭に入っている中で、そういったところに課題がある児童というものを一定見ていると思いますので、そういったところにやはり積極的にアプローチしていくというのが一番の方法なのかなとは思っておりますので、引き続きその点には力を入れていきたいというふうに思っております。

○五十川有香委員　一旦、置いておきます。

○矢野伸一郎委員　資料ありがとうございました。資料に沿って質問させていただきます。

障害福祉自立支援事業費の増額補正の内訳頂きました。特に下から二つ、自立支援給付事業と障害者社会参加促進事業の補正予算額が大きい、約１億7,000万円とか約２億1,000万円とかになってるんですけど、このサービス利用増に伴うということなんですけど、特にその利用数が伸びた、また給付額が伸びたという主なものを教えてほしいんですけど。

○三枝良嗣障がい福祉室主幹　利用が伸びた外部的な要因としましては、令和７年度ということで、年々障がいのサービスを利用する支給決定者の方が増えているという要因がございます。また、サービスの使う種類でございますが、こちらにつきましてもいろいろと数値を追いかけてみますと、増えているのではないかというふうに推測しているところです。

以上に伴いまして、自立支援給付事業、社会参加事業それぞれこれだけの金額の補正をさせていただいたということでございます。

○矢野伸一郎委員　いや、特に何のサービスがと聞いたんですけど。

○平井倫子障がい福祉室参事　昨年度、一番伸びが高かったのは、生活介護といいまして日中の通う場の事業費が一番多かったです。その次に多かったのが居宅介護とグループホームの費用ということになっております。

○矢野伸一郎委員　それがこの１億7,000万円とか２億1,000万円になるということですか。

○平井倫子障がい福祉室参事　令和７年度のサービス全体の給付費ですが、大体、約140億円ぐらいになりますので、先ほど申し上げたとおり、そういったサービスの利用が大きいですけれども、一つ一つのサービスの額というのは、もっと多額になっております。

○矢野伸一郎委員　これだけね、こうやって増額になって伸びているということは、やっぱりサービスがね、しっかり行き届いているのかなというふうにも思ってますんで、ただ、中身が非常に大事にもなりますんで、しっかりとその質の確保であったりやっていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

それから障害者福祉費の扶助費の事業別予算・決算頂きました。

一つ目の障害者給付事業の予算、決算が、１円単位で同じなんですけど、これどういう意味なんですかね。

○山田卓生障がい福祉室主幹　予算額と決算額が一致しているということでございます。

○矢野伸一郎委員　この予算額で、決算も１円単位でぴったりになったと。

○平井圭介障がい福祉室参事　一致している原因といたしましては、不足が生じた際に予算流用することによりまして、不足なく事業内で予算が収まったというようなことでございます。

○矢野伸一郎委員　要はぴったりになったという理解でいいのかな、ほんなら。

○平井圭介障がい福祉室参事　委員おっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員　じゃあ、２番、３番で執行率が低いんですけど、これはどういう状況なんですかね。

○三枝良嗣障がい福祉室主幹　２番の障害者福祉事業の50万円の執行につきまして、御説明させていただきます。

こちら、執行率が低くなってございますが、予算

上は近年、過去５年間の執行を参考に予算を頂いておりまして、令和７年度は申請が低かった、１件だけであったというところでございます。過去５年というのを算出基準にしておりますので、振れ幅があったような状況でございます。

○中岡伸之障がい福祉室主査　３番の重度障害者支援事業のほうですね。こちらのほうにつきましては、令和６年度にリフト付福祉タクシー及び一般タクシーのほうの拡充をさせていただきまして、リフト付のほうの利用率を80%、一般タクシーのほうを58%の利用率を見込んで計算した結果、実際の予算額と決算額のずれが生じました。

○矢野伸一郎委員　予算しっかりつけていただいてますんでね、しっかりとそこで決算ができる限りちゃんと同じ額になるような事業の推進をお願いしたいと思うんですけど。

資料要求してないんですけど、はり・きゅう・マッサージクーポン券のことについても聞かせていただきたいんですけど、これは福祉クーポン券交付事業と一緒になってるんですよね。この通院困難者タクシークーポン券と合算になっていると思うんですけど、はり・きゅう・マッサージクーポン券だけの予算、決算、不用額って分かりますか。

○齊藤京子高齢福祉室主幹　はり、きゅうの令和７年度の予算額につきましては、214万7,000円となっております。決算額につきましては、204万849円となっております。

○矢野伸一郎委員　じゃあこれ、予算、決算でほぼほぼ利用されたという理解でいいんですかね。不用額というのはほとんどもうなかったということでいいんですか。

○齊藤京子高齢福祉室主幹　委員おっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員　そうですか。そうしたら申請者数とか、交付枚数とか、実際に使用された枚数と使用率とか、分かりますかね。対象となる75歳以上の非課税世帯のうち、何割ぐらいがこのクーポンを利用されているかというのは分かりますか。ちょっと細かいとこで教えてほしいんですけど。

○濱本利美高齢福祉室参事　はり、きゅうのクーポンの実績でございますが、まず交付した方の数字で言いますと、令和７年度221名で、その方々がクーポンを使っていただいた枚数が642枚で、お一人の方に６枚クーポンを発行いたしますので、交付した方の中での交付率でいいますと51.3%となっております。

非課税世帯全体の中での交付した方の割合というのは、その数字を出しておりませんので、今申し上げることができません。

○矢野伸一郎委員　分かりました。ちょっと認識違ったんですけど、じゃあ、何とかこの予算に対しての決算については、ほぼほぼ利用されているということなんですね。

○濱本利美高齢福祉室参事　予算の見積りにつきましては、毎年のその申請の状況を踏まえて積算しておりますので、過不足がないような形で計上させていただいております。

○矢野伸一郎委員　分かりました。

この返還金詳細の一覧を出していただきました。これの15番、16番とか見させてもらいますと、この令和５年度の大阪府障がい者自立支援給付費等負担金なんですけど、この返還理由として、対象経費額の算出期間が誤っていたということなんですけど、まずこれは市が算出期間を誤っていたという認識でいいんですかね。

○三枝良嗣障がい福祉室主幹　委員のおっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員　これは令和５年度となっているんですけど、これ、毎年度あるような負担金になるんですか。

○三枝良嗣障がい福祉室主幹　委員のおっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員　そうしたらこれは、この年度の令和５年度だけがこの算出期間が誤っていたという理解になるんですかね。

○三枝良嗣障がい福祉室主幹　委員のおっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員　じゃあ、ほかの年度についてはこういう誤りがないということで、この年度だけが何でこういう誤りになってしまったのか、原因を教え

てもらえますか。

○三枝良嗣障がい福祉室主幹　詳細なヒアリングはできておりませんが、確認しましたところ、事務の理解が職員のほうで十分でなかったということを把握しております。

○矢野伸一郎委員　毎年度ある負担金なんでしょう。これが何でこの年度だけが、期間に誤りがあったのかということを確認したいんですけど。

○三枝良嗣障がい福祉室主幹　その事務を担当している当時に、事務に関して精通している職員、人事異動等ございますので、そういったタイミングであったということでございます。

　事務につきましてなんですけれども、内容といいますか、対象月を間違えたということでございますが、実際のところ、その中身といいますか、間違えやすいようなところがありまして。といいますのは、事業者様がサービスを提供した月というのがございまして、続いてそのサービスを市が受付をしたり、そして実際に支払いを行う月と、算定期間としまして、いろいろと混同しやすいような状況があり、なかなか職員としてもその事務について理解を深める必要がある。ただ、タイミング的にそれが難しかったということでございます。

○矢野伸一郎委員　大事なことは再発防止なんですけど、どういう対策を取られましたか。

○三枝良嗣障がい福祉室主幹　現在におきましては、こういったことが二度と起こりませんよう、複数名で十分に確認するようにしているところでございます。

○矢野伸一郎委員　二度と起こらないように、しっかりやってくださいね。

　一旦置いときます。

○柿原真生委員　令和７年度は物価高騰が非常に市民生活にとって影響大きかった年度だったと思います。国の臨時交付金も使って様々な施策が行われました。特に福祉部では、もともと生活困窮しているような世帯も対象の事業もやっておられます。

　まず、この市民生活にとってどういう状況になっていたかというところの、福祉部としての御認識を伺います。

○竹本和倫高齢福祉室長　やはり物価高騰ということで、いろいろ燃料代が上がったり、光熱費が上がったり、物の値段が上がったりということで、市民の方も大変でしたでしょうし、支援している事業者さん皆さんも大変だということで、理解しております。

○柿原真生委員　物価高騰の国の交付金の使途について、昨年の11月の議会で、市の事業が予算提案をされて、実施をされています。プレミアム商品券とかね。あとはデジタルディバイド対策ということで、高齢者のギフトカードなどもされましたが、そのときに、デジタルディバイド対策というのであれば、障がいを持つ方も対象にすべきではないかというふうに、私、お伺いしたんですね。そのときに部長は、高齢者に限った課題ではないことは承知していると。全てを網羅することは複雑な要件となることから、対象者は65歳以上の高齢者としたと。障がい者も対象にしたらどうかという私の提案については、今後の施策の参考とさせていただきますというふうに答弁されたんですけど、覚えておられますか。

○竹本和倫高齢福祉室長　そういう意味では、高齢者に対してのギフト券、介護事業所については応援金ということで支援させていただいて、内容のほうを充実させていただいたと理解しております。

○柿原真生委員　だから、その予算を提案した後に、私は言ったんですよ。その後ね、令和８年２月議会で、もうちょっと交付金があるのでということで、追加の対策をやられました。それは子育て世帯に対して追加で１万円出すというものだったんですね。

　ほかでも子供のいる世帯に対して、国の２万円とは別に上乗せをしている自治体というのは幾つかあったんですけれども、そこは基本的には全市民対象の事業をやった上で、それでも子育て世帯にはさらに上乗せしようということでやっておられたんですね。市から御提示いただいた自治体に関しては。

　ところが、吹田市が行っているこの物価高騰対策交付金を使った事業に関しては、対象が限定をされてるというか、困っている方に対して、手が届くというものになっていないんじゃないですか。全市民対象にできないということであれば、せめてデジタルディバイド対策としての障がい者に対しては必要

なんじゃないですかということを申し上げたんですけど、覚えておられますよね、部長。

○梅森徳晃福祉部長　その内容については、覚えております。

○柿原真生委員　今後の施策の参考とさせていただきますという御答弁だったんだけど、それをどういうふうに参考にしていただいたんでしょうか。

○竹本和倫高齢福祉室長　応援金という形は取らせていただいて、一定介護の事業であったりとか、障がいの事業というのは、国の制度に大きく由来していますので、やはり本来であれば介護報酬というところで実施されるべきかと思っています。

そういう意味では、年度の３年間の途中でも介護報酬というのが一部国のほうで考慮されましたというところで、福祉部門として事業を実施しておりますので、全ての市民の方にというような対応はなかなか難しいところでございますので、一定我々の中で検討できるものというのを実施していっているというような状況でございます。

○柿原真生委員　高齢のほうはもういいです、答えなくて。高齢のほうはやってますから、ギフトカード。それは高齢者、全市民に対して基本的にやってるんで。障がいのほうはどうだったんですかということを聞いてるんです。

抽出するのに時間がかかるから、そのときはできませんというのは、一定私も受け止めたんです。まあそうかなと。むちゃくちゃ急いではったからね。委員会付託無理やから、もう即決してほしいという話だったから、本会議でやり取りをさせていただいて、その後に一応、余韻を残した形で終わったんですよ。

対象者数も、高齢者と比べたらそんなに多くなくて。障がい年金とかだとね、本当に生活保護に満たないような年金額で暮らしている方もいっぱいいるわけで、低所得者かつデジタルディバイドの方々ということを考えると、そこは手当をしてしかるべきではないかというふうに思います。

それをなぜしなかったのかというのが、もう本当に不思議でならない。何も検討されなかったんですか。それとも最初からそちらにはお金が回らないので、行政経営部のほうがね、もう自分たちがやるんで、そちらは検討しなくていいよという話だったのか、その辺りはどうなんですか。

○吉村　恵障がい福祉室長　障がい者につきましては、今回高齢のほうで実施をさせていただいて、障がい者の方は高齢者の方と対象が重なっているというところも多々あるという中で、その障がいの方の中で、特に高齢の方でデジタルディバイドに当たるという方については、一定対応できたかというふうに思っております。

ただ、それ以外でというところについては、今後の検討課題ということで引き続きの課題とさせていただいているところでございます。

○柿原真生委員　高齢者と障がい者は重複しているかもしれませんけど、皆さんに言うのも酷かもしれないんだけどね。そんなこと言ったらプレミアム商品券を受け取る人と子育て世帯だって重複しているんじゃないんですかという話は、御理解いただけますかね。

だから、重複しているからできないじゃなくて、本当に必要なところに出していないということを、もうちょっと私は問題意識を持ってもらいたいです。それは行政経営部のほうがね、グリップしているから、もうこちらにお金振ってこないんで、ちょっと検討もそもそもしなかったんですわという話なんですよね。そういうことなんですよね。

○吉村　恵障がい福祉室長　高齢福祉室とも連携を取りまして、そういったところの、先ほどの御答弁と重複になりますけども、検討した結果、一定障がいの方の中でのデジタルディバイドに当たるという方については、高齢のほうの施策で対象となっているだろうというところで、高齢とも連携して検討したところでございます。

○柿原真生委員　じゃあ、どれくらいかぶっているんですか。高齢のギフトカードで、ほぼほぼいけるだろうということで、障がいだけを取り出してやらなくていいというふうに、結論としてなったわけですよね。じゃあ、ほぼほぼギフトカードで対応できていると、そういう御判断だったということですか。

○吉村　恵障がい福祉室長　今、詳細な数字を持ち合

わせておりませんけれども、障がい者手帳の所持者数の中、約２万人弱おりますけども、その大半を占める身体障がいの方の多くが65歳以上というところでは、一定重なりは非常に多いものだというふうに考えております。

○柿原真生委員　もう言っても仕方がないんですけどね、重なったらあかんのですか。さっき言ったように、低所得の方が多いわけですよね。だから、別に重なったっていいじゃない。プレミアム商品券、申し込みできないけど、ギフトカードもらうわというふうに高齢と障がいと両方でもらうわでも、別にいいんじゃないのと思います。

あまりにもちょっと、そこを何でそんな厳密にすんのかなと思うわけ。子供がいる世帯だったら所得関係なく出すわけじゃない。１万円上乗せするわけじゃない。それを別に私、あかんって言ってませんよ。みんながもらってるんだったらそれもいいよねと思うだけ。もらってる人ともらってない人が残された中でのそのバランスってどうなんですか、副市長。

○春藤尚久副市長　おっしゃられるとおり、全てきめ細やかにやられたかということは、やれてないということで、私も反省点はございます。公正がいいのか、公平がいいのか。全員に配るということは所得がある方にも配ってしまうということもあります。その難しさもあったわけです。あと、事業者も苦しいので支援したいということで、プレミアム商品券をやって、それをやれば、今度、デジタルディバイドという話が普通出るだろうということで、高齢者の支援をしたというところが実際のところでございます。

それで全て公正、公平に市民に行き渡ったかというのは、私もそこまでは思っておりませんし、御指摘を受けても当然のことだと思いますので、これは今後の話になりますけど、もう少しきめ細やかにそういうことは考えていかなければいけないという反省は十分持って、今後の市政運営に携わりたいと思います。

○柿原真生委員　よろしくお願いします。

次の質問に行きます。生活保護のケースワーカーとその他支援員の配置状況について資料を頂いています。福祉部の37ページです。

生活保護のケースワーカーが44人ということで配置をされていますが、社会福祉法では一人のケースワーカーが80世帯を標準とされております。１人当たりのケース数というのはどれぐらいに、令和７年度ですね、どういう状況になっているんでしょうか。

○宮﨑正隆生活福祉室主幹　ケースワーカー１人当たりのケース数は101ケースとなっております。

○柿原真生委員　若干減ったのかなという気もしますけど、多い状況が続いています。

ケースワーカーの在課年数については、これ突然聞いてあれなんですけど、短くなっているのかなというのが肌感覚なんですけど、現状、もし分かったら、お答えください。

○門田俊雄生活福祉室長　今、手元に資料ございませんけども、大体５、６年で異動になるものが多い中で、監査のときに出した資料が、うろ覚えではございますけれども、平均のケースワーカーの経験年数としては、１年から２年といったところになるのかなと思っております。

○柿原真生委員　ケースワーカーの在課年数、１年か２年と、今おっしゃいましたか。

○門田俊雄生活福祉室長　在課年数という意味ではございませんで、ケースワーカーとしての経験年数の平均が、６年の者が何人かいてという中で、１年目の者、２年目の者というものが物すごく多くなっている状況ではございますので、平均を取ると、そんなに高くないという。手元にないので、確かな数字としては申し上げられないんですけども、そのような状況であるということで御理解いただければと思います。

○柿原真生委員　専門性が必要な業務やというふうに思いますけど、福祉職の採用を吹田市もこの間行われていまして、生活福祉室のほうにはそういう方は配置をされてるんでしょうか。

○宮﨑正隆生活福祉室主幹　福祉職の方も生活福祉室には配属されておりますけれども、具体的に何名かというのは、今、数を持ち合わせておりませんので、発言することはできません。

○柿原真生委員　そうですか。そんなにたくさんおられないと思うんですけど、出していただいた資料には、ケースワーカー以外の、いわゆる公権力の行使以外の限定的な業務ということで、それぞれ会計年度任用職員の方がこんなにたくさんいてはんのかというのを、資料要求して改めて確認をさせていただきました。こういう方々が、先ほどの委員の方ともいろいろやり取りをされていて、具体的な就労支援ですとか、健康管理、また年金調査もね、それぞれ一つ一つ丁寧にやらないといけないようなものですので、非常に重要なものかなというふうに思います。

生活保護のケースワーカーの在課年数が短い方がたくさんいらっしゃるということとか、複雑な、多岐にわたる業務ですので、こういった方々がケースワーカーと連携をされているというのは、それはそれで一定必要かなと思うんですけれども、連携の状況というか、面接相談員はもう面接だけなんでちょっと置いといて、それ以外の就労支援、健康管理、子ども健全育成生活支援、年金調査も個別にやってはるのかな、そういった方々とケースワーカーがどのように連携をされているのか教えてください。

○宮﨑正隆生活福祉室主幹　ケースワーカーとそれぞれの支援員さんというのは、それぞれ分業しているわけではございませんでして、同じ室にもおりますので、一緒に家庭訪問にも行っておりますし、その中で、前もってこういうケースだということの情報交換もきめ細かくやっております。

○柿原真生委員　分かりました。様々なテーマで、必要な専門性を発揮できるような、会計年度さんの力も借りながら、業務を推進していただけたらというふうに思います。

次に、人材確保についてお聞きしたいと思います。

資料を頂いていますので、見させていただいていますけれども、予算額と決算額に非常に開きがあるものが多い。資格取得支援に関しては、比較的そういう事情はないのかなと思うんですけれども、こういうのを見ますと、この内容って本当に対策として合ってるんかなというのが、ちょっと疑問なんですね。何かもう桁が違うような決算額になっているものもあったりして、高齢、障がいそれぞれどのようにこの状況を捉えているのか、その点をお答えください。

○吉賀旭永高齢福祉室主査　高齢分野においては、介護保険サービス事業所等人材確保支援事業の予算と決算に開きがある理由でございますが、予算については、個別相談の件数を26事業者で予算を組んでいたところ、決算では２事業者の結果となり、決算額が開いているところでございます。

事業者にお聞きしている限りでは、規模の小さな事業所については、事務手続に対応できる人員が少なく、支援を行おうにも事業者の責任者、担当者になかなかつながらないケースが多いと認識しているところでございます。

○清家裕子障がい福祉室主幹　障がい福祉室の令和７年度決算、特に予算と決算額で開きの多かったものとしましては、障害福祉サービス等ＩＣＴ導入支援事業、またロボット導入支援事業。こちらの二つにつきましては、前年度実績ですとか、過年度に交付のあった事業所の数を参考とし、また補助上限額で予算を積算していたところですけれども、実際に交付のあった事業所の件数が予想積算を下回ったこと、また補助上限額に満たない補助の申請があったというところで、予算と決算の額に乖離が出たというふうに考えております。

また、障害福祉サービス事業所等サポート事業につきましては、単価契約を結んでいる部分ではあるんですけれども、個別相談の件数が見込みをかなり下回った回数しかなかったというところで、予算と決算に開きが出たというところでございます。

先ほどの村口委員への御答弁でも申し上げましたが、やはりサポート事業につきましては、個別相談というところ、事業所のほうも忙しくてなかなかちょっと手が回らないというところで、オンライン研修を受講いただいた後に個別相談を受けていただくという形になるんですけれども、ちょっとそこまで至らなかったりするという事業所もございますので、繁忙である事業所の事情を考慮しながら、より活用いただけるようなものに見直していかないといけないというふうには考えております。

○柿原真生委員　障がい福祉のほうでは、令和６年の

９月に、事業所に対しての調査をされてますよね。人材確保に係る調査をされています。これでも人材確保について、足りない人数が300人ぐらいいるんじゃないかと。ここを何とかしなきゃいけないというような書きぶりなんですけれどもね。村口委員も言いましたように、その本質的に給料が低い中で、あとは人員配置が非常に厳しい中で、負担も大きい。そういう状況で、そこの部分を抜きにして、その周りのところで一生懸命、人材確保の支援策をやろうとしていると。そのど真ん中のところをなかなか行っていただけないんだなというふうに思うんですね。

この調査って、人材確保策を考えるためにしはったんやと思うんですけど、これは今後生きてくるんでしょうか。

○宮川公平障がい福祉室参事　こちらの調査につきましては、３年ごとに実施させていただいている調査になっておりまして、こちらに基づきまして、人材の不足人数というのを把握させていただきまして、その不足人数をどのような形で確保に努めていくかというところを検討する材料とさせていただいております。

なかなか人材の確保につながらないというところで、私どももどのような取組が本当に人材確保につながるのかというところは、日々検討しているところでして、一つのことで人材が確保できるものではないというふうに捉えておりますので、様々な取組を重層的に行いまして、効果的な取組にしてまいりたいと考えております。

○竹本和倫高齢福祉室長　障がい、高齢ともに国の事業ですので、やはりこの現状を踏まえた介護報酬や人員体制、そういうのが充実できるような報酬になってないとなかなか難しい。そこを市の補助で給与を埋めるということになると、なかなか数も多くございますし、一つの市町村の負担だけで賄えるものではないかなと思っております。

そのため、我々は事業運営ができるような報酬となるように、府や国に働きかけておりますので、今後、来年度ですけども、それに見合った介護報酬となるような要請を続けてまいります。

○柿原真生委員　その点については、保育も国の報酬でやっておられるんですけど、それに上乗せして市はやってます。そことの違いは、吹田市は何なんですかということだけ申し上げて、一旦置きます。

○中西勇太副委員長　資料の御準備もありがとうございました。

今の御答弁、質疑聞いていて、やっぱり完全な公平、公正はなかなか難しい中で、給付とか、無償化とか、なかなかいろんな施策で完全な公平というのは難しいので、できるだけ必要な支援は行っていくべきと私も考えていますが、できる限り給付費、介護給付、いろんなものが増えているところの自立支援、介護予防の抑制。自立を支援して、それぞれ皆様がより幸せに暮らしていただけるようにという、本来の目的に返って、やっていくことが必要だなと、改めて感じながら聞いておりました。

資料要求も少しさせていただいている中で、介護保険給付費の増加、自立支援等について、集中して質問させていただきます。

令和７年度の介護保険特別会計歳出決算額、約337億9,700万円で、要介護・要支援認定者も年々増えているというところですが、この年々増えている、高齢化も進んでいるというところで、認定者数によって介護給付費が一定増えていくことは理解しているんですが、市として取り組むことができる介護予防、自立支援、重度化防止などをどこまでやって成果を確認できるかが重要だと思っています。

事業評価を見ていると、介護予防講演会の参加者数であったりとか、認知症サポーター養成講座を何回やったとか、そういったところが成果指標として出されるのかなというところで、この令和７年度の介護保険給付費が約310億9,300万円で、前年度からは12億4,300万円増、１年だけで約4.2％も増加しているということについて、要介護・要支援認定者数の増加とか、サービス利用率の変化とか、１人当たりの給付額の変化、介護報酬改定の影響等について、分けて市はどのように分析しておられるかお聞きします。

○下村知生高齢福祉室参事　今、委員から御指摘あったとおり、介護給付費については、年々年間大体４％か６％ずつ伸びてきているというところです。

その要因につきましては、まさしく65歳以上の人口が着実に増加しているということ、そして高齢者の中でも高齢化が進んでいるというところで、介護保険サービスを必要とする方が増え続けているというふうに見ております。

この流れは今のまま認定の方が増えていくに従って、給付費も同様に伸びていくというふうに見ております。

○中西勇太副委員長　以前に議会でも確認、質問させていただいたときに、今、答弁いただいたとおり、ここの流れは一定続くと、2050年には介護給付費は約493億円にも上ると見込まれるというような推計も示していただいたりしています。

それを今の決算額で見ていても、そうなっていくことを防ぐような考え方を持ちつつ、決算のことを見ていきたいなと思うんですが、資料38、39ページですかね。難しい資料を準備していただいたんですが、これ数字たくさん並んでいる資料になると、どう見ていいかあれですけど、要介護３の方とかに注目して見ると、例えば悪化した方が令和６年度は29%だったのが、令和７年度には38.9%だったりとか、やはり人間年を取るので、悪化はしていくのは一定しようがない部分ではあると思うんですけども、この年齢や疾病や更新までの期間とか、対象者の構成などによって結果は変わるので、数字だけで介護予防施策が、効果がどうだという判断ができるものではないということは理解しているんですが、市が実施しているその介護予防、先ほども議論あったような介護予防とか自立支援、重度化防止の各事業と、この認定更新時の状態変化でどのように関連づけて評価しているのかというところを、ちょっと難しいかもしれませんが、質問させていただいていいですか。

○竹本和倫高齢福祉室長　我々としては認定を受ける前というところで力を入れて、今まで事業を進めておりました。それがいきいき百歳体操であったりということです。

介護保険を認定を受けて、サービスを利用してからというのは、皆さん高齢の方でもあるので、なかなかそこから改善というところが難しいような状況でございますので、我々としては、そこに至るまでに、広く健康で長く続けていただくようにというところで力を入れてましたので、この認定の状況、悪化、改善という状況はそれぞれあるんですけれども、こちらのほうは特に行政として何か支援をした形の中で行われたものではないと認識しております。

○中西勇太副委員長　広く全部見てというのは、ちょっと今のそういう答弁になるのかなと思うんですけど、例えば出していただいたはつらつ体操教室についてとかいうところはあったり、ほかにも事業としてはされていると思うので介護予防事業としての成果について、一定各事業で目標値とか実績、それを達成したかとか、そういうところもやっぱり評価としては見ながらやっていくというのは必要ではないかなと考えております。費用は必ずかかってくるというところはありますし。

昨年末ですね、本会議で令和７年度の最後のほうに提案したようなことなんで、令和７年度決算としての答弁は難しいかもしれないんですが、お話ししているような要介護度の維持や改善を評価するような先行自治体の提案等させていただいた際に、福祉部長からは視察やヒアリングを行って導入する場合の課題や費用対効果を研究するという答弁や、副市長からも、先行自治体の視察など、検討するという答弁頂いてるんですが、令和７年度末までにそういった情報収集などできたのかということと、まず難しかったと思うんですが、もし令和７年度末までに実施できていない場合に、その後の進捗状況など、また、吹田市に導入するような場合の課題とか、そういったところをどのように現時点で整理されているか、令和７年度決算なんで簡潔に答えていただけたらと思います。

○下村知生高齢福祉室参事　昨年の11月議会以降、川崎市などが実施する要介護度の改善や維持に対して、評価を行うような事業について、全国各市で取組をされているところについての情報収集を行っているところです。

各市の取組としては、その市の状況に応じて対象のサービスの絞り方とか、あとインセンティブの付与の内容が様々に異なってはおりますけども、概し

て、参加者の介護度が改善すれば、事業所に報奨金を支給したり、表彰するような形を取っているように見られます。

川崎市につきましては、本年８月に視察を行いまして、事業の詳細や効果の分析の方法など、また抱える課題点などについて情報収集をしてきたところです。

二つ目の御質問として、吹田市に導入する場合というところでございますが、まずは既に実施している自治体が取組を実施するまでには、どういった層をターゲットにして効果をもたらすのか、十分な分析と事業所との調整も必要になってくるというところで、長期間の準備を要しているというところです。

本市におきましても、どういったサービスの、どういった層をターゲットに行えば効果が得られるのか、給付費や認定状況とか、現在行っている介護予防の取組なども踏まえながら、研究していきたいというふうに考えております。

○中西勇太副委員長　本当に必要な方への支援を守るためにも、自立支援であったりとか、医療費、福祉に関する費用の適正化というところは極めて重要だと考えています。

時間もありませんので、資料をお願いしていた最後１点、36ページ。生活保護受給者についての医療扶助についての質問を少しだけさせていただこうと思います。

これ要求させていただいて、私のほうでも調べてみると、やっぱり令和７年度の生活保護費に占める医療扶助費の割合は52.7％という形で、一般の世帯よりも、やっぱり障がいを持たれたり病気を持たれたりという形で生活保護になられる方が多いですから、医療扶助費が多いということだけを取って問題ということではないですが、でもやっぱり一般の家庭と比べると非常に大きい医療に対するお金がかかっている。必要な医療を適切に保障すること前提ですけども、この医療の提供を守るためにも、重複の受診や重複の投薬による健康上のリスクを防ぐということが非常に重要だと思います。これは頻回受診の資料でも頂いてるんですけど、これ頻回受診って書いてあるけど、定義が分からないのと、あとこの状況把握対象者は結構おられても、30人以上とか20人以上おられても、指導対象になる方は逆に少なかったりという、ここのところを説明していただいてよろしいですか。

○伊東かおり生活福祉室参事　状況把握対象者から指導対象者の数が減っている理由なんですけども、本当に頻回受診なのかどうかということで、嘱託医協議だとか、そちらのほうで協議に諮りまして、この人は必要があって医療を受けたということだとか、この人はやっぱり頻回受診の可能性があるので、主治医に確認とか、そういうふうに確認した結果、本当に指導が必要な人はこの人数という形で、人数は減っております。

○門田俊雄生活福祉室長　補足させていただきますけども、頻回受診といいますのは、同一機関に月15回以上通院されている方ということで考えております。

○中西勇太副委員長　そうなんです。頻回受診の定義が同一機関に月15回以上って、私も医療機関にいる人間としては状況はね、けがしてしょっちゅうかかるとかあり得るので、何で指導対象者が減るんだろうなというのも当然あるんですけど、ただ定義としては非常に甘いなというのは、普通に考えると感じたりするので、指導が適切に入れてるのかなというのはあるし、特にこういう方の問題で、やっぱり向精神薬の重複受診、重複投与というところは、現場にいる人間としても散見されるというか、非常に問題で、それ自体がやっぱりその方への健康状態の悪影響もあるというところで、指導をしっかりしていただいてるのかなと思うんですけど、この改善の確認が一定されてますけど、この改善が確認されたとしても、その後であったりとか、至っていなかったとしても、その後どのような状況にあるというようなこととか、継続の支援というのはされているんでしょうか。

○門田俊雄生活福祉室長　一定、指導によりまして改善される場合もございますが、改善されない場合というのもございまして、それは引き続き改善をするように指導をしているところでございます。

また、一定改善が見られたものに関しましても、常に重複受診と処方というのはチェックをかけてお

りますので、再びその対象として上がってきたら、再度指導ということでやっているということでございます。

○中西勇太副委員長　お聞きしても答えるのが難しいかなと思うので、もうこれで質問を止めようかなと思うんですが、生活保護受給者数自体がどんどん増えているというよりも、医療費に関わる費用が年々どんどん増えていって、１人当たりの医療費の額が増えているという状況は、やっぱり医療、福祉というところでは非常に大きな、国家レベルの問題だとは感じています。

これ、現場で見ていただいている、指導などされているケース、一例一例、難しい対応も多いとは思うんですが、繰り返しになりますけど、必要な方に必要な支援が届くためにも、しっかりと指導と、最初に申し上げた自立支援というようなところは、しっかりと充実させて、評価をして繰り返していただけたらと思います。

これで終わります。

○藤木栄亮委員長　先ほどの五十川委員の重層的支援体制の補助金についての質問に関して、理事者から発言したい旨の申出がありますので、ただいまから発言を許可します。

○河合哲平福祉総務室主査　五十川委員から御質問のありました、重層的支援体制整備事業を開始することで、国や府から補助金を受けることができるようになり、実施できるようになった事業はあるのかという趣旨の御質問に対して、要求資料の福祉部分の１ページ目について、福祉総務室としましては、１番目の重層的支援体制整備事業が新たに国、府の補助金の対象になると御答弁いたしましたが、記載の２番目、地域福祉活動補助についても、従来、市が単費で実施していたものですが、こちらが令和７年度から国の重層交付金の対象として補助を受けることとなりました。

答弁の不足があったこと、謹んでおわび申し上げます。

○五十川有香委員　先ほど来、手話言語の件で村口委員のほうから質問があったんですけれども、私のほうからは、手話言語の普及の取組のところで市民向けにステップアップ事業をされました。20名という限られた人数ではありますが、それを実施したことによる効果というのを、市としてどのように感じているか、お答えください。

○山田卓生障がい福祉室主幹　ステップアップ講座を受講された22名のうち、４名が大阪府の手話養成講座の受講につながったというところで、成果が上がっているところでございます。

○五十川有香委員　それは、これまでは入門と応用だけだったと思うんですけど、それではなかなか手話養成講座には至らなかったと。ただ、今の御答弁だと、ステップアップをすることで、22名のうち４名が手話養成講座ということになったということでよろしいんですね。要は人数が増えたのか、ゼロが４になったとか、その割合です。

○山田卓生障がい福祉室主幹　ステップアップ講座につきましては、令和７年度から始まった事業でございます。初回ということで、その20人のうち４人が先ほどの大阪府の手話通訳の養成講座につながったといったところでございますので、４人がつながったということで、初めてなので、実績としては以上となります。

○平井圭介障がい福祉室参事　以前からですね、吹田の方でも、大阪府の実施するその講座に行かれる方はいらっしゃったんですけど、ゼロの年もあったり、１とか２とか、非常に少ない数であったんですけど、ステップアップ講座を通して４人の方が行かれたということで、一定の効果があったものと考えております。

○五十川有香委員　この効果を受けて、どのように評価されていますか。

○山田卓生障がい福祉室主幹　まずはその手話の通訳を養成するといった目的で、初めて実施した講座でございますので、引き続き継続することで、実際に手話通訳をされる方が増えることが期待されております。

○柿原真生委員　福祉部の51ページ、障がい者福祉年金の廃止財源活用事業の一覧を提出していただきました。

これね、それぞれに聞く時間がないんですけれど

も、規模感でいうと、前年度とそう変わらないんですね。廃止財源というのは、たしか３億円ぐらいあったと思うんですけれども、これは財源を活用した事業を構築していきたいけど、まだそれが十分練られていないので、これだけのメニューであって、決算の規模もこういう状況になっているということなのか、だから今後は、もしかしたらもっと増えますよという話なのか、この状況をどのように捉えたらいいんでしょうか、お答えください。

○平井圭介障がい福祉室参事　委員おっしゃったとおり、当時の廃止したときの額というのが約３億円ほどございまして、現在の規模感では確かに十分な活用がされているとはなかなか言い難い状況であるというふうには認識しております。

ただ、限られた予算というのもございますので、その中でできることというのを優先順位をつけまして、確実に今後とも実施するとともに、現在決算額のほうも予算に比べて少ないというような状況でもございますので、より拡充したものが活用されるような工夫を考えていきたいというふうに思います。

○柿原真生委員　まずは今のメニューがしっかりと実施をされて届くようにということは、それは理解しました。

その前段で、なかなか予算的にも厳しいんでみたいなことをおっしゃったんだけど、それってどういう意味ですか。

○平井圭介障がい福祉室参事　市全体として、予算というものに限りがある中で、できることをやっていくというところで、先ほどからも申していますように、給付費というのが、これ義務的経費ではあるんですけど、そういったものが非常に増加している中で、優先順位をつけまして、できることを実施していきたいというような趣旨で申し上げました。

○柿原真生委員　今のお話だとね、要は給付費が伸びている。障がいを持つ方も増えている。その人数も増えているしサービスも増えている。だから、給付費が増えていて、障がい福祉全体の予算の多くを占めているわけですよね。そういうところでどんどん増えてきたので、言ったら３億円あったけど、実際には使えるお金というのは、それはどんどん縮小していってるんだと、そういうことですか。

○平井圭介障がい福祉室参事　縮小しているというよりかは、一度に全てのことをできるということがなかなか難しいかなと思っておりますので、今すぐには難しいんですけども、何年かかけて、できるものを確実に実施していきたいなというふうには思っております。

○柿原真生委員　それは信じていいんですかね。何かね、これから事業をやろうと思ってるけど、これ決算委員会なんで、今後の話言えないから、今こういうふうにしか言えないんですという話なのか、認められるかどうか分からんけど、一応トライして、新しい事業はいろいろ考えていきますわ。でも、それは本当に市全体の予算の関係で、認められるかどうか分からないんで、来年も同じ規模感かもしれませんよという話なのか、どういう意味合いですか。

○吉村　恵障がい福祉室長　障がい福祉で必要なものはやはり実施していくという姿勢は、私ども持っておるつもりでございます。昨年度から今年度にかけて、市内の障がいのある方からのアンケートも取らせていただく中で、様々、経済的支援にかかわらず、緊急時の相談支援体制であるとか、そういったことにもお声をいただいているという中で、この財源の３億円という金額に達するまでということではなく、必要なサービスをしっかりやっていくというのは、これからも検討してまいりたいと思っております。

○柿原真生委員　ぜひ当事者の方々の状況をしっかりと把握してやっていただきたいというふうに思います。

障害者権利条約が吹田市の行政に本当に位置づいてるのかなというふうに疑問に思うようなことも、この福祉年金を廃止するときには思いましたし、そういうことについては繰り返していただきたくはないなと思うんですね。

パブコメも、こういった給付金なんかをやめるとき、金銭給付をやめるときはパブコメ取らなくていいよという、一応除外規定ありますけど、それはその市の条例と障害者権利条約、どっちが大事なのと、私はやっぱり思うんですね。ですから、何をするにしても、当事者の意見が反映されるということと、

権利条約に照らしたら、今の日本全体を論じるのはちょっと難しいですが、まだまだいろんなことを選べるというような、サービスを選べる、住むところも選べる。そういう状況にはまだ至っていない。もう程遠いというふうに思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

それともう１点、高齢のほうにちょっとお伺いしたいんですけど、地域包括支援センターが全て委託になって、吹田市は直営で基幹型をやりますよということだったんですけど、基幹型が後方支援をできる体制なのかということを、地域包括をやっておられる方からも御意見を頂いているんです。

現場感覚がだんだん失われていくんじゃないかということを非常に危惧してまして、要は直営でやっていたら、その状況も同じことやっているんで分かるんだけど、もうそこの現場から離れてやっておられるということなんですね。その辺りについて、後方支援をしっかりやっていくということについて、専門職の方の配置なんかがどうなっていたのかなと、そこをしっかりとやっていきますよということでお話があったと思うんだけど、実際どうだったんでしょうか。

○井上孝昭高齢福祉室参事　専門職の配置、令和７年度の状況でございますけれども、９名の職員のうち２名が社会福祉士の専門職で、１名が精神保健福祉士、いわゆる社会福祉主事として残り６名というような配置状況でございました。

○柿原真生委員　現場感覚を失わないために、どういうことができるのかなという、いろいろ思うところはあるんですけれども、基幹型で本当に支援ができなければ、言ってたこととやってることが違うじゃないかというふうになりますので、その点については人の配置というのをしっかりとしていただきたい。地域委託包括からそういう声が出ないようにしていただきたいなということだけ要望しておきます。

○藤木栄亮委員長　ほかに質問ありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で認定第１号中、福祉部所管分及び認定第５号に対する質疑は終了します。

○藤木栄亮委員長　以上で、決算常任委員会健康福祉分科会を閉会します。

（午後５時41分　閉会）

決算常任委員会健康福祉分科会審査順位（案）

令和８年10月15日
（2026年）

１　健康医療部関係

- 認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について（当該所管分）
- 認定第２号　令和７年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第６号　令和７年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第８号　令和７年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について

２　児童部関係

- 認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について（当該所管分）
- 認定第９号　令和７年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について

３　福祉部関係

- 認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について（当該所管分）
- 認定第５号　令和７年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について